

## 初期幕藩体制における意思伝達のメカニズム

花岡, 興史

<https://doi.org/10.15017/1500475>

---

出版情報：九州大学, 2014, 博士（比較社会文化）, 課程博士  
バージョン：  
権利関係：全文ファイル公表済

# 初期幕藩体制における意思伝達のメカニズム

花岡興史

平成 27(2015)年 2 月

# 初期幕藩体制における意思伝達のメカニズム

## 目次

序章 . . . . . 1

## 第一部

### 江戸幕府の奉書発給にみる「二国一城令」の伝達と効力

はじめに . . . . . 14

第一章 一国一城令以前の城郭政策 . . . . . 16

第二章 元和一国一城令の伝達について . . . . . 17

第三章 武家諸法度による城郭政策と一国一城令 . . . . . 22

1 武家諸法度の伝達 . . . . . 22

2 元和一国一城令の各大名の対応と破城 . . . . . 24

3 一国一城令における「奉書」「御触(状)」の問題点 . . . . . 28

第四章 寛永期の破却 . . . . . 34

おわりに . . . . . 39

## 第二部

### 天草・島原の乱にみる幕藩間の意思伝達

はじめに . . . . . 50

第一章 天草・島原の乱における江戸幕府の情報収集と伝達 . . . . . 51

第一節 乱における江戸への情報伝達 . . . . . 52

## 第三部

### 大名城郭普請許可制にみる幕藩関係と政治機構

はじめに . . . . . 74

第一章 武家諸法度にみる幕藩関係と政治機構 . . . . . 74

第二章 寛永十七年の城郭普請許可にみる幕藩関係 . . . . . 75

第三章 八代城普請許可制にみる幕藩関係 . . . . . 78

第四章 普請許可申請の実際 . . . . . 81

第五章 幕府からの普請許可についての返答 . . . . . 86

おわりに . . . . . 91

## 終章

. . . . . 97

## 序章

本論は、近世初期に幕藩間でやりとりされた文書（もんじょ）の分析を通して、当該期における支配機構と重層的な社会構造や特質を論ずるものである<sup>1</sup>。

近世初期の幕藩体制確立期において、幕府は大名をいかに統制していくかが政治的課題であった。乱世を制し主権者となった徳川氏にとつて、その権限を代々引き継ぎ、政治の基盤を固めるためには、政治的機構の確立が必要であった。

徳川幕府は、三代将軍家光が慶安四年（一六五二）に没したあと、年寄酒井忠勝、老中松平信綱・阿部忠秋などの家光の遺臣が幕府を支えるようになり、わずか十一歳の家綱の立場は既に確定しており、その地位も盤石であった。しかし、幕藩体制初期、特に家光政権の初期段階まではまだ幕府権力は不十分な要素もあり、また、諸藩の持つ軍事力もいまだあなどれないものがあつた。

このため、徳川幕府がその政治体制を中央集権の大名統合のシテムとして構築するためには、意思を具体的に伝え、且つその意思が効力を持つことは必要で、その手段には幕府自体が発給する様々な文書の存在があつた。

本論の課題は、初期幕藩体制の中で幕府発給の文書を中心として、その意思伝達のメカニズムを理解することにより、徳川幕府の初期権力構造を明らかにすることである。換言すれば幕府の権力構造は文書を介することにより、いかに創出されたかということになる。

### 一 初期江戸幕府の発給文書の研究の軌跡

江戸幕府の発給する文書は、様式や使われ方自体が当時の政治機構を端的に表現しており、その意思伝達を明確にするものに「奉書」がある。奉書は、將軍などの上位者に近習する者が、その上位者の命を奉じて近習者の名前で発給する文書のことをいう<sup>2</sup>。ただ、この奉書は、將軍の意向伝達を言語ではなく文書によつて行われるものであるが、江戸時代においても唯一の意思伝達の手段ではない。しかし、奉書は時代を経ることにより、強大な権力を集中した將軍の意思や命令を結果的に伝達する手段となつた。

また、ここでいう「奉書」の形態とは、中世のそれとは異なり書状形式であることが特徴で、この書状形式こそが江戸幕府老中奉書成立の基礎であるといえる<sup>3</sup>。つまり、江戸幕府の老中奉書は書状から発達したのである。

ところで、古文書学的に「奉書」について、佐藤進一氏は、公式様文書において状・啓の奉書形式文書が次第に公的な文書として用いられ、この奉書が武家にも踏襲されて下文・下知状とならぶ武家文書の支柱であると定義している<sup>4</sup>。しかし、この定義は中世文書を意識したもので、近世古文書を検証する上で不十分であると考えられる。

これについて高木昭作氏は、中世の古文書学の通説に依拠した、つまり、上意文言や書止め文言が特徴的な室町幕府の奉書のあり方を前提として、近世古文書が解説を与えられたことは不十分である

と説いている。さらに、近世においては書状形式ものを当時の人々は「奉書」とよんでいることから、「正確に言えば、近世史においては古文書学の知識が、史料の解釈に使用されていないということであり、そこに近世の古文書学の問題があるように思えるのである<sup>5</sup>」と近世古文書学構築の必要性を述べている。

この考えは、その後にも多くの研究者により引き継がれ、例えば大野充彦氏は、土佐山内家に伝来する御内書や奉書を分析しており、他にも山本博文・佐藤孝之・高橋修・笠谷和比古・小池進・大野端男各氏により実証的研究がなされてきている。

特にこの中で最大の疑問は、近世の奉書が、中世文書にみられるような上意文言や書止め文言に特徴を持たないことである。

これについて高木氏は、徳川秀忠が將軍に就任した頃の久保忠隣と本多正純による佐竹義宣宛奉書などが、「態令啓上候」で始まり「恐惶謹言」で書き止められており、形式上は書状であるが、宛名が「殿付」であることから奉書であるという。つまり、この「殿付」こそが、自分たちが命令伝達の地位にあることを鮮明にしようとしている。このことは、秀忠が將軍に就任しても、それまでは家康の嫡子であっても一介の大名にしか過ぎず、佐竹義宣のような有力大名とは対等の存在であった。したがって、その家臣である本多正純は義宣などに直接にものをいえる存在ではなく、いきなり老中奉書確立後のような奉書を発行するのをためらった苦肉の工夫の結果であるとしている<sup>7</sup>。

高木氏の主張は、江戸幕府の創設当初から書状形式である近世の

「奉書」が、「書状」とどのように峻別されるかということを示している。このことは、老中制度が確立した時期に、書止文言に「恐々謹言」を用いた文書の薄礼化とは異なる將軍秀忠の慎重さが窺え、秀忠の將軍としての権威の不十分さを意味している。よって、書状形式である奉書の特異性をみることは、発給する側の権力構造を時間軸で理解する上でも必要なことである。

しかし、江戸時代において、幕府から文書を受け取った大名家にとって、それを「奉書」なのか「書状」なのかを瞬時に判断する必要があることは自明の理であろう。この中で特に山本氏が主張する、「奉書と書状を分けるものは、宛名が『殿』か『様』か」という一点である<sup>8</sup>。という見解は正鵠を得ている点で注目できる。

しかし、従来の研究は、「奉書」そのものの形式分類等が中心で、江戸幕府が発給する文書がいかなる過程によって存在し、それが当時どのような影響をもたらしていたかを深く掘り下げて具体的に検証した例は多いとはいえない。

本論の中心課題は、江戸幕府が発給する「奉書」を中心とした文書がどのようなプロセスにより発給され、それはどのような政治的過程を経てどのような性格をもっていたかということである。この課題について初期幕藩体制のなかで纏めたものが本論である。

## 二 初期幕藩体制についてのメルクマール

本論でいう初期幕藩体制という言葉について、本論では、藤井讓治氏が『江戸幕府老中形成過程の研究』で動態的に明らかにした老

中体制の成立を参考にして三段階に分類した。この三段階の中で幕藩体制下において具体的にどのようなように文書がやりとりされているかを検証することはもつとも重要な事項である。また、この区分を特徴づける言葉に「出頭人」がある。江戸時代のある時期、つまり老中体制が確立した時期までは將軍の意思や命令を取次・伝達したのは、將軍に近習した出頭人であった。

「出頭」とは、『日葡辞書』によれば、「Xutfo シュットウ（出頭） Caxirano idasu.（頭を出だす）主君の御前に出ること。主君の側近で、御前に出入りするのをゆるされること。Xutfoñin・Xutfoxa シュットウニン・シュットウシャ（出頭人・出頭者）主君の寵愛を受けて、その御前に出入りできる人」とあり、十七世紀頃には一般的な言葉として認識されていた。つまり出頭人とは、御前の出入りを許されて、寵愛を受け、將軍の信任のもとに大名以下への「御用」と「訴訟（陳情）」の窓口の機能を果たす人物であったといえる<sup>10</sup>。

老中体制は、出頭人を政治体制の中にどのように位置づけるかということを主眼としており、この出頭人たちの中から、三代將軍家光は老中や若年寄を任命している。また、將軍の意向が絶対であった幕藩体制下にあつて、どのような決定を行う上でも、將軍につながる人脈は重要で、その人脈の中で最も將軍に近い場所に存在したのがこの出頭人であるともいえる。本論は、奉書による將軍の意思がこの出頭人を仲介してどのように伝達されたか、また出頭人の介在はどの程度あつたのか、また出頭人が介在しない場合はどのよう

な伝達方法をとったかを具体的な事象をあげて検証している。

これについて、次に示す三段階の時期に、文書が発給された具体的な事例を詳述することにより、初期幕藩体制の意思伝達を考察した。

第一段階は、出頭人の時代である。この時期は初期出頭人の時代と呼ぶべきもので、次の二つの契機をみる事が出来る。

最初の契機は、徳川家康が、関ヶ原の戦いの後、慶長八年（一六〇三）二月に將軍宣下をおこない、名実ともに「天下人」となり、さらに大御所時代を経て元和二年（一六一六）四月に死去するまでとする。しかし、將軍宣下から慶長二十年（一六一五）五月迄の大坂の陣終結の時期までは、大坂には豊臣秀吉の遺児秀頼の存在があり、いわば二重公儀体制と呼ぶべき時期を経過していることが特徴である。

この時は、幕府の職制も未だ不明瞭なもので、そこには家康が信頼をおいた出頭人たちの存在があつた。この家康に抱えられた多くの有能な出頭人たちにより様々な行政・裁判・財政は担われていた。

次の契機は、二代將軍秀忠親政の時期である。慶長十年（一六〇五）四月、將軍職は家康から譲り受けた秀忠にあつたが、大御所として家康の存在は甚大で、秀忠は現実的な主公とはなり得ておらず、大御所と將軍による二元政治体制があつた。この二元政治体制が解消した、家康の死去の元和二年四月から秀忠が死去する寛永九年（一六三二）一月までを第二の契機とする。

この時期は、本多正純をはじめとする家康付の出頭人が権限を失

い、替わって秀忠付きの土井利勝が出頭人として權威を握り、「今は出頭一人之様に相見へ申候（『本光國師日記』元和二年九月七日）」という状況になっていた。

しかし、こうした出頭人による幕府運営の二つの契機は、カリスマ性を持つ將軍や大御所から信任を得た出頭人という個人の能力が大きな力を持つといった点で基本的には変わらなかったことから、この時期を出頭人体制の第一段階とした。

第二段階は、前記の出頭人体制が否定された時代であり、次の二つの時期を契機とする。

最初の契機は、二代將軍秀忠の死去により三代將軍家光の親政となり、それまでの出頭人であった土井利勝が否定され、その後、寛永十一年（一六三四）三月の老中宛法度・六人衆宛法度の「定」が出された時期<sup>11</sup>である。この時は、初めて年寄の職務が成文化され客体化されており、老中体制の画期となったと考えられる。

次の契機は、翌十二年十一月に前年の「定」をうけて、老中の職務である「諸大名訴訟并御用之儀」が、土井利勝・酒井忠勝・松平信綱・阿部忠秋・堀田正盛の五人の年寄に命じられ、この職務を月番で担当する「月番制」が成立する、いわゆる「寛永十二年の条々<sup>12</sup>」が出された時期である。この条々は、行政・裁判・財政などの様々な分野で、老中や六人衆の権限が分割され、それを分掌させることにより、年寄衆に集中していた権限を弱体化させ、將軍に権力が集中するように図られていた。このことは、大名と老中をはじめとした幕府役人との個人的な関係をも払拭することになった。

このように二つの契機を経て、年寄の職務が成文化され、また月番制が成立した時期を第二段階とした。

つまり、老中制度は、基本的に出頭人の否定のもとに成り立つといえる。この時期は、老中を中心とした体制が將軍を補佐しており、各職務はそれぞれ並列的に位置づけられ、職務相互間には、普請奉行・道奉行をのぞいては、上下関係や主従関係は見られない、言わば將軍諸職直轄制といったような特徴をも持っていた<sup>13</sup>。

第三の段階は、將軍諸職直轄制が否定され老中制が再編された時代である。

寛永十五年（一六三七）十一月の「仰」により老中制を核とした幕府機構・組織の再編成が行われた時期である<sup>14</sup>。この年の二月に幕藩体制史上最大の一揆である「島原の乱」が終結しており、幕藩体制の見直しが行われたのである。先ず、年寄衆の職務軽減について、三月の堀田正盛の御役御免に続き、年寄の土井利勝と酒井忠勝に対し「唯今迄被仰付細成御役」の免除、及び朔望の出仕と「御用等」ある時には登城して相談に与ることが命じられた。この御役御免をうけ、老中の人的構成は、松平信綱・阿部忠秋、そしてこの時「六人衆」から抜擢された阿部重次の三人となった。この再編は、寛永十二年の將軍諸職直轄制を否定するものであったが、將軍―老中・若年寄―諸職というヒエラルヒシユな組織・機構となった。ここに老中体制の完成をみることで、老中権限が大幅に強化され、初期幕藩体制完成の画期となった。しかし、老中体制の完成をみながらそこには酒井忠勝らの存在があった。

この時期は、老中体制の中で利勝・忠勝らの宿老が「大老<sup>15)</sup>」として重要案件について奉書に加判しており、幕府の政策決定に大きく関与している。この両者の存在は、幕藩体制の中で初期大老と位置づけられる。このうち就任後に病弱となり正保元年（一六四四）に死去した利勝を除き、忠勝を中心として、彼がはたした政治的役割を検証することは、家光政権の政治的構造の解明には必要であるといえる。この段階は、老中体制の完成と初期大老が成立した時代である。

本論はこの三つの画期を踏まえ、初期幕藩体制において幕藩間でのような意思伝達なされていたかを検証していくこととする。

### 三 本論の視覚と構成

本論は、前述の三段階の画期をふまえて、三代将軍家光親政時期の寛永期の段階までに幕藩関係が一定程度確定することを視野に入れ、幕府が発給する「奉書」を中心とした文書の本質と、それが発給される具体的な交渉過程を詳細に検討し、そこにある幕藩間の意思伝達のメカニズムを明らかにする事を課題としている。このうち、第一部を「江戸幕府の奉書発給にみる『一国一城令』の伝達と効力」とし、第二部を「天草・島原の乱にみる幕藩間の意思伝達」とし、第三部を「大名城郭普請許可にみる幕藩関係と政治機構」とした。

第一部では、慶長二十年（一六一五）、大坂の陣直後に出された「一国一城令」の前後で幕府の意思伝達がどのように行われていたかを検討する。この時期は、將軍宣下、徳川・豊臣の二重公儀体制、大

坂の陣終結後の大御所家康・將軍秀忠の二元政治へと短期間で幕藩関係の意思伝達が変わるいわば幕藩体制未成熟の段階である。このとき幕藩間の意思伝達がどのように行われていたかを「奉書」で出された「一国一城令」を主題として論じている。

「一国一城令」に関しての研究は、古くから多くの先行研究がある。この研究を最初に行い「元和一国一城令」と称した高柳光寿氏は、各地の支城破却の実態を史料により検証し、それが織豊期の城郭統制を継承しているという結論を得ている<sup>16)</sup>。この内容は、『国史大辞典』（吉川弘文館）に掲載されるなど、その後の研究に大きく影響をあたえ、小和田哲男・福田千鶴・白峰旬各氏らに批判的に継承されており一定度の成果を得られている<sup>17)</sup>。

しかし、この「一国一城令」について、「連署奉書」で発給されているにもかかわらず古文書学的に「奉書」としての性格を吟味し、その効力等に関して言及している研究は今まであまり多いとはいえない。このことは、「一国一城令」研究に関する決定的な盲点といえる。

そこで本稿では第一に、「一国一城令」について、従来いわれているような「令」という認識ではなく年寄連署奉書であるという大前提をもとに、古文書学的見地により再検証を行い、奉書が持つ効力と「元和一国一城令」と呼ばれたことに対する批判を行っている。

徳川幕府成立期の発給文書について中村直勝氏は『日本古文書学』<sup>18)</sup>に、極めて丁寧で、且つ通俗的で、それ以前の政令者文書として異常な相違がある。奉書形式で発給されるということは、限定的か



つ時限的な効力のみを持つとしている。

この時限的効力を持つに過ぎないということは、中世文書概念として、佐藤進一氏も『古文書学入門』で述べていることである。つまり、中村・佐藤両氏が主張する「奉書」に関する概念が「一国一城令」の連署奉書、ひいては江戸幕府の発給する「奉書」に関して重視されていなかったのである。

「一国一城令」が、奉書によって出されたということは、古文書学的に言えば名宛人に対し極めて限定的で、且つ時限的な効力しかも持ち得ず、全国の大名に対し広範囲に永続的な効果があるものではないといえる。

ただし、この「令」は、二重公儀体制が完全に解消したタイミングで出されており、時勢を理解した多くの大名たちが情報収集を図っており、奉書の発給がなくても一般的に周知の内容であった。つまり、この「令」の情報、限定的に伝達される「奉書」だけではなく、「内意」「外聞（情報収集）」など受け取り方が様々であった。また、「令」にある「破却」の内容が抽象的で破却の仕方にかかなりの差があったことも指摘している。

また、近年埋蔵文化財の発掘調査により、前述の内容を裏付けるかのように、この「令」によって破却されていたはずの城跡から後の時代の遺物である寛永通宝（寛永十三年より鑄造）の出土があったことは重要である。つまり、考古学的に元和段階で、実際に破却されていないと想定出来る城跡が存在する事を意味している。

最後に、本稿の視点のひとつである「出頭人」の存在である。こ

れについても「一国一城令」研究の上では余り言及されていないが、この連署奉書は將軍秀忠付きの年寄衆により出されているが、「令」の本質を理解している大名は、同時に大御所家康付きの出頭人本多正純や金地院崇伝に対する談合を想定している。大坂の陣の時に、家康の出頭人である正純が発給している「出頭人奉書」と呼ぶべき存在の奉書があったことからみて、「一国一城令」は表面では將軍秀忠により発給されているが、そこには大御所家康の大きな関与があったことが十分に想定できるのである。

つまり「奉書」が発給された「一国一城令」は、発令段階では幕府権力の曖昧さを自ら示すものであるといえる。しかし、限定的かつ時限的な性格を持つこの「奉書」に多くの大名が結果的に従った形となり、後の時代に「令」という認識を持つことになったのである。

第二部では、老中月番制により出頭人体制が否定された段階、つまり出頭人が介在しない幕藩間の意思伝達を論じている。

江戸幕府にとって、有事の際に確実な情報を入手し、その意思を確実に全国に伝えることは、最も重要な課題であった。しかし、十分な情報伝達システムが構築されていない江戸時代において、徳川幕府はどのような形で自ら情報を入手し、その内容を吟味し、その意思を遠隔地に伝達したかという研究は今まで多くはなかった。これについて、江戸から遠隔地にあたり、幕府の西国支配体制の中で重要にもかかわらず不明瞭なものが多い上方支配機構の一端を論じている。

西国支配の要となる上方支配については、朝尾直弘氏が指摘するように<sup>1)</sup>、寛永十五年（一六三八）の段階でも関東から独自制、つまり二元体制が継続している。そこには、二条城・大坂城を中心とした軍事体制があり、それは京都所司代・大坂城代を中心とした機構であった。上方にはこれに加え大坂定番、大坂町奉行の存在があり、この四者で上方軍事機構を掌握していた。これを本稿では「上方衆」と呼んでいる。

上方の支配機構について、小倉宗氏は、幕府の機構を総合的に把握するためには、軍事の側面を明らかにすることが最優先であると説いている<sup>2)</sup>。そこでここでは、寛永十四年に偶発的に起こった一揆である天草・島原の乱のなかでの軍事指揮、特に初動について幕藩間の意思伝達をみるにより、江戸幕府の支配機構の一端を明らかにしている。換言すれば、本稿のテーマは、幕藩間の意思伝達におけるタイムラグの克服である。

乱の起こった九州は、江戸から遙か離れた辺境の地で、幕府へ情報伝わるまで最速で十四日ほどかかる。つまり折り返し九州まで幕府の命令が届くのは約一か月を要するのである。このため、この命令は具体性を帯びていないことは容易に想像できる。

この問題を克服するために幕府が取った政策は、第一に乱を治めるために九州に派遣した上使に特別の権限を与えることであった。しかし、権限を与えただけでは、刻々と変化する戦況に対して十分で、幕府としては具体的な命令を出す必要があった。

迅速な判断と指示が求められる江戸から遠く離れた上方と当該地

である島原では、江戸の意思が伝わる前に「上方衆奉書」や「上使衆連署奉書」と呼ぶべき老中奉書と異なる「奉書」が出されており、これが大名家に幕府の決定と認識されている。つまり、この「奉書」の発給については、幕府が遠隔地である上方衆に「奉書」の発給の権限を与えていたのである。この権限については、従来の研究<sup>3)</sup>では、この乱が終結した寛永十六年（一六三九）の直後に上方衆が、西国の有事に対する指揮権を独自に行使するようになるといわれており、それがこの乱を契機に成立したと理解されている。つまり、幕藩間のタイムラグの克服は、寛永十六年以後ということになる。

しかし、幕府の指揮命令下にあった山内家などの大名家の史料をみていくならば、既に寛永十四年（一六三七）に乱が起きた段階で、江戸幕府は九州に派遣した上使と、上方に配置した重臣に権限を与え、タイムラグを克服するために、その独自の判断に任せていたことが窺える。

上方衆の発給する奉書は、武家諸法度の権限を凌駕するものではないが、有事の場合に將軍の意思を伝達する老中奉書の発給を待たずに、大名に將軍の意思を伝えていと認識させる「上方衆奉書」があった。一方、島原に派遣された上使衆については、「上使衆連署奉書」の発給が遠隔地において幕府の意思を伝達する手段であった。

本稿は、江戸と一揆があった島原の距離のタイムラグをどのように克服するかという観点から、その中間点にある上方衆の動きを中心に論述した。その中で、將軍の命令として認識されている「奉書」が実は老中だけではなく、いまだ制度上確立し得ていない上方衆に

より限定的ではあるが発給されている、いわば「上方衆奉書」という存在がある点を指摘した。また、この「奉書」を発給できる権限は上方衆に留まらず、他にも遠隔地である島原に派遣された上使衆にも与えられており、島原で独自に発給された「上使衆連署奉書」と呼ぶべき「奉書」が存在している事も指摘している。この「奉書」発給の権限は、第一部で述べた「出頭人奉書」からも分かるように、將軍の許可を待たずして発給できるものが存在したのである。つまり、奉書の発給というものは、幕藩体制の初期において、しかも有事においては極めて柔軟性があり、このことが遠隔地における幕藩間の意思伝達のタイムラグを克服していたといえる。

第三部では、大名家に残った史料を積極的に利用し、老中奉書の発給プロセスとそれに介在する「大老」の存在を明らかにし、そこにみえる老中体制確立後の政治体制を論じている。

山本博文氏による先行研究では、幕藩制国家の政治機構の特質を、幕藩間の交渉の実態を検討することによって抽出を試みている。この結果について同氏は、政治史上幕藩間の交渉が、幕藩制において重要な事項であり、その時期の国家体制の特質を物語るものであると結論を得ている<sup>22</sup>。

そこで本稿では、山本氏の論稿を批判的に継承し、寛永十七年（一六四〇）、熊本藩主細川忠利による熊本城と八代城の普請許可申請について、老中奉書が発給されるまでの過程を詳細に検証している。

この件に関して、幕府と当事者である肥後細川藩の間で出された書状類は、普請許可の老中奉書を含み三十九通が確認できる。このよ

うに老中奉書の発給までのプロセスを理解できる史料が、一つの案件に対して多く存在するということはあまりなく、今まで具体的に論じられる機会は余りなかったように感じる。

この一連の史料を検証することにより、今まで断片的に触れられていた奉書発給のプロセスを具体的に明らかにしている。つまり、本稿では「老中奉書」の発給が、従来の老中体制のみの単純な理解では説明し難いことを、具体的な史料により論じているのである。

特に今回の検証で顕著なのは、老中奉書発給に関して「大老」である酒井忠勝の取次<sup>23</sup>の機能である。本稿で取り上げた寛永十七年に熊本城と八代城の普請申請では、即日、許可の老中奉書が発給されており、これに関して「大老」である忠勝が取次<sup>24</sup>の年寄として十分に機能していることを述べている。

これについて山本氏は、寛永十五年（一六三八）十一月以降の老中合議制以降の普請訴訟について、年寄忠勝の取次を利用しながらも正式な回答は老中からしかなしえず、忠勝は一步引いた立場であるととし、ここに制度としての老中制を無視することは出来なかったとしている。さらに、大老の一人である忠勝の慎重な助言に、幕府の政策決定機関としての「老中制」の成立を見ることができると説いている。一方、藤野保氏は、家光の主導により成立した老中制が、幕府創設期の側近政治を否定のうえに老中政治が基本原理として確立したとする<sup>25</sup>。

両氏の見解は、老中制の確立が個人の立場を規定するものであるというものである。確かに、忠勝は老中体制の中で、年寄として幕

府を支える立場であることは間違いない。しかし、忠勝は老中奉書発給について、家光に対して細川家の取次を行っており、それを細川家も認識しているのである。

「取次」を期待された「年寄」忠勝が、普請の訴訟を行った忠利に関して「私存旨」であるとか「委細老中より可被申入候」という曖昧な返事をするのは極めて不自然で、このことが本心であるなら忠利が忠勝を頼むということとは意味の無いことにもなる。しかし、一連の文書群をみていくと実際に忠勝は、忠利に対し普請を勧める具体的な内容を伝えていることが理解できる。また、忠利も忠勝の書状を「奉書」として解釈しているのである。大名側が、普請許可の老中奉書がありながら、忠勝からの書状を「奉書」、つまり將軍の意志を奉じたものと表現していることは極めて重要である。忠利は、老中奉書以外にも、忠勝の書状も普請許可の証拠として位置づけているのである。

よって、本稿で取り上げたように、実際に忠勝の老中奉書の発給を早める行動は、まさに「取次」で大名側もそれを期待していることが理解できる。

このような、忠勝の行動から理解できるように、寛永十五年以降の老中制を核とした幕府機構・組織の再編成が行われた時期に忠勝のような年寄は「大老」職として機能しており、それを大名たちも理解しており、だから「取次」を依頼するのである。

しかし、「大老」の存在は、老中体制を否定するものでは無く、將軍家光の強力なイニシアティブを表と内証で支えるものであった。

これが実質的な「大老」としての存在を示すこととなり<sup>26</sup>、家光晩年期の対外関係の緊張と寛永飢饉などの国内動揺を克服するために頻繁に開催された「老臣会議<sup>27</sup>」や「拡大老臣会議<sup>28</sup>」の基礎となったのである。

—  
<sup>1</sup> 山本博文氏は「政治上幕藩間の交渉が幕藩制におけるもつとも重要な事項であることから、自ずとその時期の国家的な政治体制の特質を物語ることになるからである」と意思伝達の重要性を述べている（『幕藩制初期の政治機構について』『日本歴史』四七四号、一九八七年、三六頁）。

<sup>2</sup> 笠谷和比古「法度・条目」『概説古文書学 近世編』日本歴史学会編 吉川弘文館 一九八九年。同『近世武家文書の研究』法政大学出版局 一九九八年。

<sup>3</sup> 高木昭作『江戸幕府の制度と伝達文書』角川叢書8 角川書店 一九九九年。

<sup>4</sup> 佐藤進一『古文書学入門』法政大学出版局 一九七一年。

<sup>5</sup> 高木昭作「近世史研究にも古文書学は必要である」『中世・近世の国家と社会』永原慶二・稲垣泰彦・山口啓二編 東京大学出版会 一九八六年。

<sup>6</sup> 大野氏は封式・形態・書止文言・差出所・宛所という視点から、

奉書を①折紙奉書、②堅紙奉書、③無判奉書、④切紙奉書に四分類している（大野充彦「江戸幕府発給文書について」『土佐藩主山内家歴史資料目録』高知県教育委員会文化振興課編 一九九一年）。他にも近世古文書学として奉書を取り扱った論稿は、山本博文「近世初期の老中発給文書と月番制」『東京大学史料編纂所紀要』2 一九九二年、佐藤孝之「江戸幕府『老中奉書』の発給形態とその変遷」毛

利氏宛『老中奉書』による分析』『東京大学史料編纂所紀要』3 一九九三年、高木昭作「近世史料論の試み 老中とその発給文書について」『岩波講座 日本通史別巻3 史料編』一九九五年、高橋修「老中奉書の文書学的研究」『歴史』第86輯 東北史学会 一九九六年、笠谷和比古『近世武家文書の研究』法政大学出版局 一九九八年、高木昭作『江戸幕府の制度と伝達文書』角川叢書8 角川書店 一九九九年、小池進「元和期の江戸幕府『年寄』制について 連署状を中心として」『史料が語る日本の近世』大野端男編 吉川弘文館 二〇〇二年、大野端男「老中奉書と老中制度」『史料が語る日本の近世』大野端男編 吉川弘文館 二〇〇二年などがある。

<sup>7</sup> 高木前掲書、一九九九年、五六～六五頁。ここで、慶長十年（一六〇五）十二月二十八日付けで、翌年三月一日に開始予定の江戸城普請の手伝いを命じている奉書をあげている。またこのような奉書存在は、徳川氏権力の未確立に求めるのではなく、秀忠の將軍としての権威の未確立に求めるべきであるという。

<sup>8</sup> 山本前掲論文、一九九二年。

<sup>9</sup> 藤井讓治「江戸幕府老中制の形成」『人文学報』五九・六一・六三、一九八六・一九八七・一九八八年。後に『江戸幕府老中形成過程の研究』（校倉書房 一九九〇年）に転載。この内容については、山本博文氏らによって批判的に継承されている（山本博文『寛永時代』一九八九年）。

<sup>10</sup> 出頭人について、『本光国師日記』の元和二年（一六〇一六）五月二十一日の細川忠興（羽越州）宛書状案には、「一、本上野（本多上野介正純）殿佐野一職ニ拝領ニ而候、出仕日々無懈怠候、出頭も不相替候、一、土井大炊殿（利勝）出頭相増候、其段ハ不及申候、

同七月六日付書状案「一、本上（本多正純）ヲ貴様さしおかさされ候様にさた聞召す候由御書中承候、爰元にて左様之さたハ夢々不存候、今はたれもかれも大炊殿へ頼入體と相見え申候、上州は此中佐州之服旁出仕なく候、如御紙面、今からは本上州之口入にて、大炊殿へ御入魂御尤之儀に而候」、同九月七日書状案「一、土井大炊殿御出頭ニ而候、拙老も節々参会申、別而得御意申候、我等旅宿へも御出候而、しみゝと放申候、事之外おくゆかしき御分別者二見及申候、両御書様御見立之仁に候間、不及申事に候、今は出頭一人之様に相見へ申候」（傍線部は著者による）とある。この史料をみれば金地院崇伝の出頭人にかんする理解がうかがえる。つまり、家康の出頭人である本多正純が、この年の四月二十七日の家康の死去をうけて立場が微妙となり、幼少の頃から秀忠に仕えていた土井利勝が重用されてきた。その結果、「今はたれもかれも大炊殿へ頼入體と相見え申候」と將軍への取次の役割を果たしていることが理解でき、この立場が当時「出頭人」と認識されていたのである。

<sup>11</sup> 藤井讓治氏は、『江戸幕府日記』の寛永十一年三月三日の条にある「万事御用」と「諸人訴訟」の取り扱いと將軍への言上を命じた規定で、年寄の職務が成文化されたことにより、老中「職」形成の上では決定的に重要なことであるとしている（藤井讓治『江戸幕府老中形成過程の研究』校倉書房 一九九〇年、一七六～一八二頁）。この老中「職」が形成されたという点で画期といえる。

<sup>12</sup> 藤井同書。

<sup>13</sup> 藤井同書、一一二～一二五頁。ここで藤井氏は、「寛永十二年の条々を核に、月番制・『承日』制・『御用日』制・寄合制をとまないながら、老中の権限を大きく縮小・限定した家光の親裁による將軍

諸職直轄制が成立した(同書、二二五頁)とする。

<sup>14</sup> 藤井前掲書、二七七～二八六頁。

<sup>15</sup> 美和信夫氏は、最初の「大老」として、利勝・忠勝を認定している(美和信夫「江戸幕府大老就任者に関する考察」駒沢大学紀要』二六卷、一九七八年。のちに同氏著『江戸幕府職制の基礎的研究』広地学園出版部、一九九一年に採録)。

<sup>16</sup> 高柳光寿「元和一国一城令」『史学雑誌』三三編一―号、一九二二年。

<sup>17</sup> 小和田哲男「一国一城令の不統一性」『城郭史研究』三号 一九六八年、同「一国一城令の施行状況」『日本攷究』一六号 一九七〇年、「元和一国一城令以前の城割」『古城』一七号 一九八二年(後に三編とも『中世城郭史の研究』(小和田哲男著作集 第六卷)二〇〇二年に転載。福田千鶴「十七世紀に初頭における城郭政策の展開城割りの視点から」『論集きんせい』第一七号 近世史研究会発行、一九九五年。白峰旬『日本近世城郭史の研究』一九九八年。

<sup>18</sup> 中村直勝『日本古文書学 上』角川書店 一九七一年。

<sup>19</sup> 朝尾直弘「畿内における幕藩制支配」『朝尾直弘著作集』第一巻、二〇〇三年。

<sup>20</sup> 小倉宗「江戸幕府上方軍事機構の構造と特質」『日本史研究』五九五、二〇一二年。

<sup>21</sup> 小倉前掲論文、二〇一二年。

<sup>22</sup> 山本前掲論文、一九八七年。

<sup>23</sup> 『国史大辞典』(吉川弘文館)には、「近習出頭人」として次のように著されている。「寛永十五年に老中以下の幕府の職制が整備され職務が分掌される中で、幕臣の資格・職格も固定化された結果、出頭人のように側近として、政治の中核にある出頭人の存在はみられなくなる。よって、幕藩体制が確立整備された段階を以て(近習)出頭人の政治的役割は終わり、発展的に解消したのである」としている。

<sup>24</sup> 「取次」について、山本氏は豊臣政権の公的な職制として評価

しており、「諸大名への命令伝達や個々の大名を服属させ後見するといった諸機能を果たし、かつそのような役割を公的に認められ期待される政権の最高級メンバー」と定義している(山本「家康の『公儀』占拠への一視点」『歴史学研究』第五三〇号、一九八四年)。同氏は、幕藩体制下において土井利勝が「取次」を行っていたことに触れ、この段階では、制度としての老中制はみえず、「出頭人体制の最終段階」としている(山本前掲論文、一九八七年)。本稿ではこれを批判的に継承し、忠勝が「大老」として細川忠利の「取次」を行っていたことを述べている。

<sup>25</sup> 藤野保「成初期江戸幕府の政治構造」『日本封建制と幕藩体制』塙書房、一九八三年。

<sup>26</sup> 小池進氏は、寛永十五年以降の酒井忠勝や土井利勝の奉書加判にみる立場について、「これまでの権限や諸大名に対する影響力から、たんに奉書に署名し花押を据えることで、その奉書の効力を強化する」という意味をもつだけでなく、その政策にいたる審理・決定に大きく関与していたことを意味しており、この面からも『大老』タナ上げ説は成り立たないと言いうことができよう(小池進『江戸幕府直轄軍団の形成』吉川弘文館、二〇〇一年)と老中体制確立後の大老の存在価値を述べている。

<sup>27</sup> 藤野前掲論文、一九八三年。「老臣会議」という呼称について山本博文氏は、正保期に對外関係の緊張などから、家光が老臣を招集して「密話」を行っていたことから「御前会議」というべきであるとしている(山本博文『寛永時代』吉川弘文館、一九八九年)。

<sup>28</sup> 山本前掲論文、一九八七年。山本氏は、『江戸幕府日記』の正保二年(一六四五)二月六日の記事を例にして、家光が、年寄衆の井伊直孝・酒井忠勝・松平信綱・阿部忠秋・阿部重次だけではなく、島原城主高力忠房・大目付井上政重を加えた幕府首脳による「密談」をおこなったことを指摘している。また、このような「密談」には外様大名の島津光久も加わっていることもあった。



第一部 江戸幕府の奉書発給にみる「一国一城令」の伝達と効力



江戸幕府の奉書発給にみる「一国一城令」の伝達と効力

はじめに

近世初期、特に幕藩体制の成立期において、徳川幕府は大名をいかに統制していくかが政治課題であった。乱世を武力により制し、公儀権力を占拠した徳川氏にとって城郭政策が重要な課題であったことは異論がないであろう。徳川家康は、慶長八年（一六〇三）に將軍宣下をしたが、慶長十年頃から始まる全国的な「築城ラッシュ」において、新城の築城許可を容認せざるを得ず、城郭政策は幕府にとって大きな課題となっていた。

この課題を解消するために、初期徳川幕府は次の四つの段階にわたり城郭政策をとっている。すなわち①元和以前に個別大名に出された段階（「下知状」）、②幕府が国持ちクラスの特定の大名に発令し、それが全国の大名に浸透する段階（「連署奉書」）、③全国の大名を対象とした法令である武家諸法度の発令段階（「法度」）、④天草・島原の乱後に一国一城令の対象となった城郭の破却状態が明らかになり、再破却が命じられる段階（「御触」）である。この中で、「連署奉書」と「法度」は連関を持った政策といえる。

特に大坂陣の直後に連署奉書により発令された一国一城令は、徳川・豊臣という二重公儀体制が解消された歴史的画期にあたり、この「令」を中心に城郭政策を検証することは幕藩体制成立期の研究に寄与できる

ものであると考えられる。

本稿は、一国一城という大名居城体制を実現したとされる「元和一国一城令」が、発令当初の幕府の意図を超えて効果を持ち、それが元和期の武家諸法度で規定される過程と、その後の寛永期に幕藩関係の中で結果として「令」としての本質的効力と認識を持つに至った歴史的経緯を論ずるものである。

元々この「令」は、幕府から示された実際の内容が不明瞭なものであった。しかし、寛永期に偶発的に起こった天草・島原一揆後に、幕府と藩が新たに城割りの必要性を生じ、この時に元和期の一国一城令の存在が大名に再認識され、その認識が近世期を通じて一般的な認識となっていくのである。これらの点を踏まえて、江戸幕府初期の城郭政策の実態をみていくことにする。

一国一城令を中心とした破城の研究は、古くから多くの先行研究がある。この研究を最初に行い「元和一国一城令」と称した高柳光寿氏は、各地の支城破却の実態を史料により検証し、「家康の政策には秀吉の政策を其儘承したものが多く、この一国一城令の制度もまた秀吉に学ぶところがあつた様である」と著し、それが織豊期の城郭統制を継承しているという結論を得ている。この内容はその後の一国一城令の研究に大きく影響を与え、継承しているか否かという論功が多くみられ、高柳氏の業績の余光による感が拭えない<sup>4</sup>。

これを踏まえた小和田哲男氏は、一国一城令は突然出現したものではありません。

なく、各戦国大名によりとられた支城破却が、次の織豊期の「城割り」へと制度化発展し、その後幕府権力により「一国一城令」として最終盤をむかえたとしている<sup>6)</sup>。これらの研究の中で小和田氏の見解は、その対象・範囲を検証し一国一城令は緩やかに浸透し、その成果は数年を要している。つまり、発令の段階では破却されなかつた城も多く、実態としては不統一性がみられるという。この小和田氏の見解は、高柳氏の織豊期の「城割り」を継承しながらも、実態としては数年を要し不徹底であつたとするなど興味深い見解である。しかし、何故、一国一城令の成果が緩やかな浸透で不徹底であつたのかについては、未だに不明瞭で考察の余地を残しているともいえる。

近年、一国一城令の原文書が確認し易くなり、新たにこの「令」について視点が生まれてきた感がある。その中で福田千鶴氏と白峰旬氏の論考はきわめて注目できる。本稿は両氏の研究にその多くを依拠しており、両者の見解はこのテーマを論じる際の有力な材料になると思われるが、同時に多くの疑問も残る。

福田氏は、豊臣政権からの城郭政策を徳川政権がいかに継承もしくは否定したかを問題点として提示している。同氏によれば、豊臣政権が「惣無事令の実現のため「入らざる城」は破却、しかしその判断は大名に委任する、である。この方針こそが、豊臣政権下での一国破城の実態を徹底なものとしていた」と指摘し、一国一城令の評価について、端城を「入らざる城」として破城方針を明確にした点で画期的としている。

この福田氏の見解は、豊臣政権の惣無事令に着目し、それを明確に方針化したものとして一国一城令を「画期的な政策」と高く評価しているが、これについては疑問が残る。近年多くの近世城郭の発掘調査や現地確認作業が行われているが、実際、一国一城令で破却されたはずの城郭が現存している。また、史料からも一国一城令段階で破却されていなかつたと容易に推測できるものもある。では何故、一国一城令で破却された城といわれているものが多数現存するのか、この点については従来、歴史学と考古学の融合した観点からすれば見逃されていたことである<sup>7)</sup>。

その後、白峰旬氏はこれらの研究に再検討を加えた<sup>8)</sup>。同氏の見解は、「織豊政権の実施した城破却との関係についても単純にその延長上にとらえるなど、(中略)あまりに単純で一面的な解釈しか与えられてこなかつた、という反省がなされるべきであろう」と単純な織豊期の城割りの延長であるという考えに対し批判を行つている点で注目される。

さらに白峰氏は、一国一城令が奉書による発給形態であることにもふれ、管見の元和一国一城令に該当する年寄奉書は、山内氏・島津氏・黒田氏・毛利氏・鍋島氏の五大名宛のものしか見られないが、支城破却の実施状況からして、発令対象が西国の国持大名であつたことは明らかである。そして、その対象は外様大名だけではなく徳川の家門大名であっても、国持大名であれば対象に含まれる。また細川氏や鍋島氏が迅速に対応していることから発令対象の大名は、発令後数カ月以内に支城破却をおこなつたという。

また、支城が一部において破却されていない実態にも触れ、一国一城令は表面では將軍秀忠より発令されたが、支城存置等の具体的な交渉が取り次の本多正信・正純親子にあることからみて、その決定権は江戸の秀忠將軍のみに単独であるのではなく駿府の大御所政権にあるとしている。同氏の主張は、一国一城令の実質的な発注主体者を徳川家康に言及した点で評価されよう。

これらの白峰氏の見解は、一国一城令を織豊期からの城郭統制として位置づけることの不自然さを述べ、奉書による発給形態、また、支城が一部において破却されていないことにも触れている。しかし、奉書による発給形態と破却の不徹底さについて積極的に結びつけることはなされておらず、不徹底であつた城郭の実態も不明瞭である。

このように一国一城令については、その実例を中心とした実態や現象面からの先行研究が多く、また戦国・織豊期から始まる一連の城郭統制の一環として捉えるか否かの研究がその多くを占めている<sup>1)</sup>。その研究を振り返れば、既に一定度の結論を見た感があるが、発令の形態や実際の効力、その後の影響力などにおいて未だに見直す点が多いと考えられる。

また、織豊期の様な未熟な統一政権の中での城郭政策と、幕府という制度を確立した時期の城郭政策とを同一線上で理解することは無理が生じ、その性格が前時代の城割の精神をたとえ受け継いでいたとしても、実態は異なり、一国一城令の本質を見失う可能性もある。実際この「法

令」が連署奉書で出されていることについて検証がほとんどなされていないことは従来の研究から言えば決定的な盲点ともいえる問題である。さらに、既に周知の内容でもあるにもかかわらず詳細に検証されてこなかった天草・島原の乱後の破却也具体的に検証することにより、一国一城令の伝達過程とその実際の効力についても論じる余地があるものと考えられる。

#### 一、一国一城令以前の城郭政策

徳川幕府にとつて最初の城郭政策は、慶長十六年、肥後熊本藩主加藤清正の死去の翌年に加藤家の重臣に出された九か条からなる下知状<sup>1)</sup>であろう。これは、支城破却という観点から「元和一国一城令」の前駆形態として位置づけることができる。

#### 【史料一】

条々

一、水俣・宇土・矢部三ヶ所之城、可為破却、然者、水俣・宇土有之諸侍妻子共、熊本引越尤候事、

(中略)

一、八代城代之事、加藤右馬允被仰付候

(中略)

一、加藤万兵衛事、内牧城代被仰付候、知行之事、当分於内牧城廻可被

相渡事

付、於矢部諸侍与力徒侍妻子、内牧へ可引越事

(中略)

右条々、尚肥州へ被申達、以其上、可被相究者也、仍如件

慶長十七年六月廿七日

青山図書助

土井大炊頭(マ)

酒井雅楽頭

本多佐渡守

加藤丹後守殿

加藤右馬允殿

加藤大和守殿

並川但馬守殿

下川又左衛門殿

この史料は「家忠日記増補」に所収のものであるが、冒頭に「慶長十七年六月廿七日、加藤忠広力家臣等二、下知状賜ル」と記載され、また『徳川実紀』<sup>12)</sup>の編者は「廿七日加藤肥後守忠広が家臣に下知状をさづけらる」と認識していることから、この文書は江戸時代において「下知状」と呼ばれていたことは疑いない。この下知状は、熊本城を中心とした七つの支城(南関・内牧・矢部・宇土・八代(麦島)・芦北・水俣)の内、矢部・宇土・水俣の三城の破却を命じている。また、内牧城代で

あつた加藤右馬允(正方)八代城代に転任させ、後任の内牧城代に矢部城代であつた加藤万兵衛を配置し、その家臣や妻子等を内牧に移すように指示している。このように、幕府が、下知状によつて支城破却を命じていることは注視すべき点であると同時に、清正亡き後の加藤家重臣の人事権にいたるまで介入していることの意義は大きい。下知状は一国一城令の奉書と異なり、書下年号があることから時限的性格ではなく永続的効果が期待されるものである。この下知状は相手を特定し、具体的な内容が示されていることから、すべての大名に適応されるものではないことは明らかであり、これにより下知状を発給されていない大名がそれに従うといったような必然性は見受けられない。

一方でこの下知状は、加藤氏にとつて家臣団統制の基となる支城体制にメスを入れる契機となつた。このため加藤氏は、有力家臣団を押さえるために幕府側からのテコ入れをむしろ積極的に受け入れたのである。つまり、この下知状は、大名統制という幕府側の視点だけで捉えるだけでなく、大名側の思惑とも一致していることを注目すべきであろう。この観点は、次の段階の城郭政策である一国一城令にもあてはまるといえる<sup>13)</sup>。

## 二、元和一国一城令の伝達について

幕府が国持ちクラスの特定の大名に発令し、それが全国の名主に浸透するという特徴を持っているのが一国一城令である。一国一城令は周知

のように「令」として発布されたわけではなく、江戸幕府の年寄連署奉書として発給された。この奉書は、島津氏・山内氏・黒田氏・毛利氏・鍋島氏の五状が確認できる。先ずはその一例を見つめることにする<sup>14</sup>。

【史料二】

以上

急度申入候、仍貴殿御分國中居城をハ被残置、其外之城者、悉可有破却之旨 上意ニ候、右之通諸国へ申触候間、可被成其御心得候、恐々謹言

安藤対馬守

壬六月十三日

重信 (花押)

土井大炊助

利勝 (花押)

酒井雅楽頭

忠世 (花押)

島津陸奥守殿

(傍線部は著者による)

これは、島津氏に発給された「元和一国一城令」の内容で、原文書である。他に山内氏・黒田氏・毛利氏に同様のものが発給されている。ところが内容が唯一異なるものが鍋島氏宛のものである。その内容を検討することにする。

【史料三】 (「鍋島勝茂譜考補」)

以上

急度申入候、仍貴殿御領分中居城をハ被残置、其外之城者、悉可有破却之旨 上意ニ候、右之通諸国へ申触候間、可被成其御心得候、恐々謹言

安藤対馬守

壬六月十三日

重信

土井大炊助 (花押)

利勝

酒井雅楽頭

忠世

鍋島信濃守殿

(傍線部は著者による)

一国一城令の内容について、宛名以外は基本的には同様であるが、山内・島津・黒田・毛利氏宛のものは「貴殿御分國中」となっているのに対し、鍋島氏宛のものは「貴殿御領分中」となっており、その点が異なる。この区別は、前者が一国以上もしくは一国を領有する国持ち大名であることに対し、後者の鍋島は実質的な国持ち大名でなく、肥前一国を全て領有していないことに起因すると考えられている<sup>15</sup>。そしてこの相違が幕府による大名の一国領国支配を是認するものであるという評価

がなされている。果たしてそうであろうか。

同時期に島津氏に出された連署奉書をみてみよう。例えば同年の六月二十八日に出されたたばこの売買と栽培を禁止した連署奉書には、「於御領分たはこ売買同作之儀、具以可被致停止旨 上意候条」とある。また元和二年八月八日に出されたキリシタン取締を求めた連署奉書には「至御領分ニ着岸候共」とあり、いずれも「御領分」となっている<sup>16</sup>。これらの連署奉書は一国一城令と同じく宛名が同じ島津家久であることから、その文言について発給者からの意図はなかつたと考える方が自然である。

よって白峰氏が今まで指摘されてこなかつた重視すべきであると述べた点<sup>17</sup>や、福田氏の主張にあるように両奉書が明確に区別されており、「一国一城令」の「一国」に意図された意味が十分に理解されてこなかつた<sup>18</sup>と主張する点は再考を要するものである。

さらに管見の「一国一城令」のなかで唯一異なる文言で「貴殿御領分中」とある鍋島勝茂宛の連署奉書は、当時大炊助であった土井利勝を大炊頭と誤記した写しでしか確認できていない<sup>19</sup>。よって、一般的に引用される鍋島氏宛の連署奉書は、文言形態のみならず所在等の史料批判も必要である。特に一国一城令の目的が、城下に家臣団集住をはかることで、それが鍋島氏に都合の良いものであるならば、無批判にこの史料は利用できない。

また、前述の数通確認できる島津家久宛連署奉書についても、文言に

よる違いは、単に右筆の違いによる可能性も否定できない<sup>20</sup>。このことから、幕府側はその書き分けを認識していなかったと考えられる。また、厳密に分けられていないことは、そこに大名領国に対する概念が不明瞭であったこともうかがえる。

つまり、「御領分」「御分国」という文言自体を検討し、それを「一國領国支配」云々と定義すること自体は意味がないといえる。

ところで、著者は以前からこの内容が「連署奉書」として発給されているにもかかわらず、「令(れい)」として広く認知されていることに疑問を感じていた。なぜなら初期の江戸幕府が発給する奉書は、あくまで折り紙を用いた書状であり、それ自身が絶大なる権威を持ち、かつ広範囲に効力を持つとはとても考えにくい<sup>21</sup>。奉書形式の文書を古文書学的に定義すれば、永続的効力を持つものでもなく、時限的効力を持つものにすぎず、発給者の意志が相手(名充人)に伝達されれば、その文章の本来の機能はなくなるとされている<sup>22</sup>。したがって、これを「令」として解釈するならば、この種の「令」の認知度と法としての効力を再検討すべきである。

しかし、この一国一城令が奉書形式であるという一般的な認知はあるが、この形式で発給された意味そのものを言及した例は少ないと言える。奉書形式で発給された意味づけについて福島貴美子氏は、武家諸法度などどくに重要な法令は大御所家康が大きく関与しているが、一国一城令が幕臣の連署をもった書状で発給されていることから、この段階ですで

に幕政のウエイトは駿府側から江戸側に移りつつあったとしている<sup>23</sup>。

しかし、この見解では奉書形式で発給されたという本質は見えてこない。

一方、藤井讓治氏は、一国一城令などのこの時期の「法」が奉書形式で発給されるという意味について、奉じられた主体である將軍の地位の上昇をもたらし、將軍権力のいっそうの進展をみることが出来る反面、個々の大名宛に出されたことは、この段階での幕府法の限界を示すと<sup>24</sup>、將軍権力と幕府法の観点からのアプローチがなされている。

この両氏の見解は、一国一城令の性格について奉書形式であるという見地で考察を行うというところは共感を得られるが、何か不十分さを感じる。

一方、江戸幕府の発給文書について中村直勝氏は、古文書学的立場から極めて興味深い見解を述べていた<sup>25</sup>。中村氏によれば、徳川氏の覇権の時期は明らかではない。関ヶ原の合戦後、事実上天下の主権者であるように見えるが、大坂には豊臣秀吉の遺児秀頼がおり、形式上においては一大名にすぎない。その後征夷大將軍に任ぜられるが、依然大坂には秀頼の存在があった<sup>26</sup>。さらに中村氏は、このような背景から豊臣氏の滅亡後も將軍と諸侯の関係も不明瞭なものがあり、徳川時代の文書はそれ以前の政令者文書と対比して異常な相違を見せる。それは「大宝令」にはじまる、形式を尊重し、威風堂々として、下を圧するように、細心の注意を払ったものではない。なぜなら徳川家は幕府の主公となるまでは、その他の諸大名とは同輩であり、中には先輩もいる。そのような理

由から徳川幕府の用語は、極めて丁寧で、且つ通俗的である。口語に近い表現を使い出来るだけ堅紙をつかわず折紙を使うように心がけている。折紙を使うということは、堅紙文書にたいして多少遠慮をしている底意があると述べている。

この中村氏の見解は一国一城令を理解する上では留意すべき点である。確かに【史料二・三】をみれば明らかのように非常に丁寧な表現を用いている。文末には「恐々謹言」という言葉を用いており、執権北条氏の時代には発給文書が「依仰執達如件」・「仍執達如件」とあつたのに対し、明らかな違いを見せる。確かにこの場合、通常の書状であれば文末は「恐惶謹言」で、敬称は「様」であることが妥当であると考えられるが、文末は「恐々謹言」で、敬称は「殿」と上意（御詔）を示唆する内容である。この違いが通常の書状と奉書を分ける一つの指標となる<sup>27</sup>。また折紙を用いることにより略式の様相を呈しており権威性をあまり感じさせない配慮をしている。

よって、中村氏の見解を参考にすれば、奉書形式で発給された元和一国一城令は次の点の特徴をみることが出来る。

- 一、永続的効力を持たず、限定的かつ時限的効力のみを持つ。
- 二、奉じられた將軍の地位の上昇をもたらすが、個々の大名に発給されたことから、この段階での幕府法の限界を示している。
- 三、豊臣氏滅亡の直後に発給されたことから、大名たちの動揺を抑

さえる意味で、遠慮がちな丁寧な表現を使用している。

特に、一で述べたように一国一城令が奉書によって発給され、それが「限定的かつ時限的な効力のみを持つ」という基本的な性格は、今までの研究では全く触れられてこなかった盲点とも言える。

以上の事を総合的に判断すれば、一国一城令の発令段階では幕府の政策は諸大名に対してある種の遠慮を感じることが出来る。これに関して著者は以前、この遠慮は翌月出される武家諸法度によりなくなり、その後江戸幕府の「法」の支配が確立したとし、一国一城令の性格を武家諸法度より始まる一連の城郭政策の試験的要素があるとして位置づけた<sup>28</sup>。つまり元和一国一城令は「法」もしくは「令」として絶対的な強制力をともなわないものであったと考えた方が自然である。それが蓋然的に効果をもたらしたことにより、徳川幕府が覇権を確信した後に武家諸法度を主権者として出すことが出来たのである。このことは横田冬彦氏がその後、「一カ月後、この城郭規定は武家諸法度第六条に取り入れられることになるが、一国一城令は西国大名の反応を確かめるための、武家諸法度の先行試験的な意味があったと思われる」とほぼ同様の内容を著している<sup>29</sup>。

また一方で多くの研究があるように、一国一城令の伝達の形態についてもいくつかあることが知られている。秋田藩主佐竹義宣や細川忠興は、約一カ月前にその情報を入手していた。たとえば佐竹は六月十三日付け

で重臣に対し「諸国無残城わらせられへきよし御内々ニ而仰出之由候」

(「秋田藩家蔵文書」と報じている<sup>30</sup>)。一方細川忠興は十一日付けで、

「諸国之絵図召上候、上様御城々、又御譜代衆之城計被成御残、其外日本国之城一ツも不残可被成御割とも申候、又依所二ぬし二より一ツ、ハ被成御残共申候、又かいむく雑説も不知候事」と報じている<sup>31</sup>。この二つの史料をみるならば、諸国の城割がかなり行われるのではないかという両者の認識がうかがえる。ただこの情報はかなり交錯していたように、諸国(日本国)の城を残らず破却されるであろうという予想と、国主(ぬし)により一つは残るのではないかという希望的な観測を持つていたことが理解できる。つまりこの段階ではたとえ両家が情報を入手していたとしてもあくまで噂の段階であり、内容も不確定であることから、幕府の城郭政策の方針を具体的に把握していたとは考えにくい<sup>32</sup>。また反面、細川氏が情報通であり、他の大名に比して確実な情報の入手経路があったとすれば、幕府の城郭政策はまだ不確定であったといわざるを得ない。

今ひとつの伝達の形態について、福田氏は黒田長政の例をあげている<sup>33</sup>。同氏は、一次史料ではないがと前置きをし、福岡藩中老の記録(『久野家譜』)の「去閏六月(中略)端城者破壊候様、將軍家より被蒙仰、此節破壊被仰付候」を引用し、長政が破城令の内意を個別に得ているとしている。これらの内容から「一国一城令の伝達には、内意による伝達(無文書)と奉書(文書)による伝達の二つの方法があった。奉書が発



給されなかつた東国大名にも、内意による伝達が有つた蓋然性は高い」として<sup>34</sup>いる。

著者はこの見解には概ね首肯するが、以下の部分で異なる見解を持つ。この伝達形態は、一部の大名にしか出されていない一国一城令を、多くの大名が知り得る結果となり、かつ大名たちに不完全な理解を生ませることとなる。このとき大名たちは、この書状形式で一部の大名に出された「法令」と感じ取れる内容に対し、それぞれの持つルートで情報収集を行った。その結果、各大名が一国一城令について理解に差が生じる。つまり、一国一城令が諸大名に伝達された要素は、「奉書」と「内意」の他に、各大名の独自の情報網（「外聞」）の三種類があつたと考えた方がよい。これらの情報が交錯するにより、不完全な理解を結果的に生ませることになった。さらにそれを受け取り側の諸大名が、大坂陣の直後という背景もあり、幕府に対する試金石であると理解していたのである。この一国一城令の発令方法については差異が見られ、各大名には今まで述べたように不完全なものである。しかし、その通達仕方は、翌月に出された武家諸法度十三条などと類似点が多い。

### 三、武家諸法度による城郭政策と一国一城令

#### 1. 武家諸法度の伝達

一国一城令の連署奉書が出された翌月七月七日に武家諸法度が発布された。この法度における城郭政策条項は以下の通りである。

#### 【史料四】<sup>35</sup>

一、諸国居城雖為修補、必可言上、况新儀之構營堅停止事  
城過百雉、国之害也、峻畧浚隍、大乱之本也

この法度により、どのような修補であろうと「言上」が義務づけられ、新城の築城については「停止」となった。この規定は、福島正則の改易にみるように厳格に適応され、一国一城令の連署奉書のような曖昧さはそこにはなく全国大名に対し一律に遵守された。この法度が出されたタイミングは、例えば細川氏が前月二十九日に「御触状」を受け取つて支城破却を始めたことからみて早すぎるが、幕府は、一国一城令を発令した段階で既に法度の発布を予定していたのである。このことは忠興が同じ二十九日の書状に「上下侍むかしの公方之法度被成御引直可被 仰出之由、得其意候事」と述べているように、早い段階から大名たちは認識していたことから理解できる。

前述したように一国一城令の発令方法は奉書を発給されていない大名たちにも知らせる努力をしていたことが理解できるが、その方法は武家諸法度の伝達形態でも看取できる。

武家諸法度はその性格上特異な伝達形態を持つていることはよく知られている<sup>36</sup>。慶長二十年の武家諸法度の伝達方法については明確ではないが、『徳川実記』には「七日伏見城に諸大名を召て。本多佐渡守正

信武家の法令を仰出さるゝ旨を傳え。金地院崇傳これをよむ<sup>37</sup>」とあり、読み聞かせによる伝達であることがわかる。また法度の内容については、漢文体で書かれており、読み聞かせだけでは大名たちにとっては、理解が容易でなかったのである<sup>38</sup>。

この武家諸法度の伝達方法は、寛永十二年の段階でも受け継がれていた。このことは薩摩島津藩の江戸留守居役が国許に送った書状に詳しい<sup>39</sup>。それには、「然者今度被仰出之御条目、先日写させ候て差下候間、可有御覽候、字之書違共有之歟と存候、熊本ニ而写候て、重而差下可申候、御条目之面迄ニ而者不相知之由候而、皆御年寄衆へ被得御意之由候間、従此方も委被成御尋候て尤存候条、重而細可申下候」とあり、このことは武家諸法度の伝達方式と受ける側の具体的な対処を示している。一つは法度自身が、そのものではなく間接的な史料、つまり写しによつてしか、みることができない。二つは間接的な写しであり、内容については写し間違いがある可能性があるので、熊本つまり細川氏に内容を確認するということ。三つめには内容については幕府年寄衆へ詳しく尋ねて、詳細な理解をしようとする試みがみられる。

寛永十二年の武家諸法度の発布で窺える二つの内容をまとめれば、江戸城大広間において林羅山がこれを読み上げても、臨席の大名たちは内容の理解が難しかった。その後、大名たちは内容の詳細な理解に努めたが、法度の原本を入手するのが困難であることから写しを入手していたところが島津氏はその写しの内容について不備があつてはならないと

感じ、細川氏が幕府の重臣に対して特別な人脈を持っているのを理解していたため、細川氏にある写しを参考にしてその内容を洗練させた。また法度の文意については、解釈に誤解があると困るため老中に対し尋ねた。

つまり、島津藩ほどの大藩でも法度の内容について、正確には把握しておらず、その内容についての情報収集に親幕の細川氏を頼ったのである。このように法度の情報収集に対する大名たちの行動は、すべて大名が行っていたかは確認ができないが、このように幕府の基本的方針である法度でさえ不確実は何となく伝わり、しかも発布段階では内容について確実に理解している大名は、多いとはいえなかった。しかし、法度の効力については、元和五年の福島正則の改易にもあるように、結果論として各大名たちがそれを認めざるをえないようになった。つまり武家諸法度の不確実な伝達方法は、一国一城令の伝達方法の一端を現していると推測できるのである。

以上のことから考えて一国一城令の伝達は、一部の大名に奉書で発給され、また一部には「内意」としての伝達であり、その他には武家諸法度にみられるように各大名独自の情報網である「外聞」からなっていた。特に一国一城令は武家諸法度とは異なり、諸大名の前で読み聞かされたわけでもなく、破却に対し具体的な指示が不明確であつたことから考えて、一部には極めて曖昧な伝達が行われた。その結果として、受け取り側の大名たちの考え方に一任された形となった。正確な情報を知るこ

とができないということは、多くの憶測を生み必要以上の自己規制を強いられることにもなる。

また、一国一城令の奉書を受け取った大名だけでなく、「御触」や「外聞」などで情報を入手した大名は、この「令」の曖昧さを利用して自国の家臣団統制をはじめとする領国経営に利用していたといえる。

## 2. 元和一国一城令の各大名の対応と破城

ここでは、元和一国一城令に対する各大名の対応をみていくことにする。<sup>40</sup> 小倉細川氏の例では、門司城や杵築城の破却を迅速に行っている。これについて慶長二十年閏六月二十九日の史料には、「諸国城割之御触状、今日廿九到来候、則門司之城今日わらせ申候、残城々使之参著次第候へとかたく申付け候<sup>41</sup>」と、かなり具体的な様子が書かれている。また鍋島氏もすぐに対応を行っている。このことに対し、白峰氏は「細川氏や鍋島氏の迅速な対応からもわかるように、元和一国一城令を発令された大名は発令後、数カ月以内に領内の支城破却を実施したと思われる」と述べている。確かにこの内容を見る限りでは、迅速な対応が窺える。またいくつかの史料がしめすところによれば、各大名の破却の対応は早く、徹底していたかのように感じる。果たしてそうであろうか。

次に一国一城令の奉書が現存する筑前国福岡の黒田氏の例をみてみることにする。黒田氏は本城の福岡城の他に、真手良・黒崎・鷹取・益富・松尾・中島の六つの支城を持っていた。これは現在「黒田の六端城<sup>42</sup>

<sup>42</sup>」と呼ばれている。この六端城のなかで、黒崎城にあった井上周防(二万石)だけが黒崎(御牧郡)を引き払い、同郡陣原村に屋敷を構えたが、他の者は山城の麓に居宅を構えて居住し続けた<sup>43</sup>。つまり、一国一城令を発給されていた黒田氏は、家臣団統制として「一国一城」を実現することができなかったともいえる。

黒田氏に発給された一国一城令については、近年、黒田長政宛の連署奉書の原文書が確認できる<sup>44</sup>。これにより、文言は【史料二】にある島津氏宛のものと同文で、しかも右筆は同じであることが理解できる。また、同文書中に幕府年寄衆に出された請書の「案文」も存在することがわかった。この史料を検証し、一国一城令を黒田氏がどのように認識していたかをみていくことにしよう。

### 【史料五】

#### 案文

去十三日之御奉書、同廿七日致拜見候、然者領内居城迄被残置、相残城々悉破却可仕之由存其旨候、御触状以前頓ニ申付、御注進申上候、少も不存由断候、恐惶謹言

閏六月廿九日

酒井雅楽頭殿

土井大炊助殿

安藤対馬守殿 御次

(傍線部は著者による)

長政は、四月二十日京に着き<sup>45</sup>、大坂の陣の後しばらく上方に滞在し、閏六月九日に筑前宗像郡神湊に到着している<sup>46</sup>。その後、長政は十三日付けの奉書を十四日後の二十七日に帰国後の福岡で受け取り、その二日後の二十九日に請書を提出している。次に、支城破却について理解した旨を述べているが、その次の「御触状」という文言が気にかかる。この「御触状」という言い方は前述の細川忠興が「諸国城割之御触状、今日廿九到来候」と同じである。これについて福田氏は、請書の案文にある「御触状」が、「奉書」と別系統であるならば、その「御触状」が一点も確認できないことは不自然あるということと、「案文」に「御触状」が届いた日について記載がないことを指摘し、「御触状」||「奉書」であるという結論を導き出している<sup>47</sup>。

これについて、逆に「御触状」||「奉書」であるなら、「奉書」を発給されたはずの細川氏をはじめとする其他大名家の史料にこの「奉書」が発給されたという文言が写しですら確認できないことは不自然であるともいえる。また、この請書に「奉書」と「御触状」とを書き分けている理由も不明である。よって、一国一城令の奉書が確認できる他の四大名がこの「奉書」を「御触状」と表現していたことについて何らかの史料を用いた説明が必要になる。仮に、福田氏の主張する黒田氏の史料にある「奉書」が「御触」と同一のものだとしても、それがすなわち細川氏の「御触状」||「奉書」になるかどうかは確定できない。ここで

は個別大名による表現の違いも視野に入れるべき必要性を感じる。

確かに、「奉書」を受け取るまでに黒田氏では十四日、細川氏では十六日後であるが、これは奉書の内容が伝わる以前に既に「御触書」等情報を入力しており、黒田氏にとっては正式文章(奉書)が届くのを待ち、それに対して請書を出していたとも考えられる。つまり、細川氏については奉書が発給されなくても「御触書」で十分にその内容は伝わっており、前述したようにその情報は少なくとも一月前に不十分ながらも「外聞」などで入手していたと考えることも可能である。なお、この「奉書」と「御触(状)」の問題については後述する。

他にも長政は、「一国一城令」の連署奉書の発給日以前の閏六月十日に、嘉麻郡益富城主毛利友生に、下座郡小隈の城の城割りを命じている<sup>48</sup>。ということは、長政は、事前に城割りの情報を入手して俊敏に行動していることになり、奉書が到着した時は事の采配は完了していることにもなる。

また、長政が奉書の請書を提出する日が二日後と日数が掛かり過ぎている件については、この間に「六端城」の破却について重臣と協議が十分に重ねられた時間であると推測できる。協議により得られた結論は、各支城の麓に居所を構えることにより重臣たちに地域支配の拠点を保証することであった。ここでいえるのは、おそらく長政が指向した支城破却によって家臣団統制を行うことは、幕府の「奉書」を以てしても貫徹していないということである。長政にとっては奉書の請書を提出する

ということとは、幕府の意向を十分に家臣団に浸透させるという意図があったが、反面、内容が不明瞭であることから慮外に家臣の解釈を優先させ、本質的に支城体制の存続という結果をもたらしたのである。

では、他にも一国一城令の奉書が発令された島津氏の対応をみてみよう。同時代の史料については未見であるが、後の寛永十年の「国廻り上使」に対応する薩摩藩の記録である<sup>49</sup>。これにより、寛永十年段階で一国一城令の解釈について齟齬をきたしていることが理解できる。周知の史料ではあるが、再検討のため注目か所を掲載することにする。

#### 【史料六】

諸国江上使御下向之節御問被候御返答

覚

寛永十年癸酉諸国江上使被召下候、九州江者小出对馬殿・城織部殿・能勢小十郎殿御下り候、

(中略)

一 湊より陸路宮之浦江御着、数日御滞留、其内 对馬どのの御宿へ小十郎殿・織部殿御座候、久右衛門・李助・因幡被召寄候而御尋被成条候、大坂御陣之脇武家江仰出之内、一国一城之外者皆可割捨由、被仰出候ニ付、諸国其分ニ而候、当国ハ何れの城も其儘ニ被立置、殊ニ城本ニ給へ(人)共餘多移居候、自然之時者即時ニ可取構よふニ見得候、如何様之二而右之躰ニ候哉之被成御尋候、因幡申上候者、給へ(人)共城本ニ

居候事ハ、先年義久九州を領候時、過分之人數ニ而候、 太閤様御下向之刻、六ヶ国召上ニ付、其人數ニヶ国半之内ニ引入候、一所二者無居所故、そこゝゝニ而知行少ツゝとらせ、又蔵入之作職をもさせ申ニ付、方々ニ賦付候、右郷之屋敷者、皆知行高之内ニ而候ニ付、城本之古屋敷ニ移置候、城を堀崩不申儀ハ、城廻り過半田畑ニ而候、堀崩たる出入候ハ、知行之高過分引入申候、就其不堀崩と、古き家老とも申候を承り候と、申上候得者、御三人ともニ御納得ニ而候、(以下略)

これは寛永十年の国廻り上使の時の記録の一部であるが、これまでに前例のない全国一斉の上使派遣で、一行の総数は九州の場合四百余名にのぼったようである<sup>50</sup>。この史料は、領内各地を巡検したあとの上使が、島津藩の家老に対しておこなった質疑応答の中の一つである。

これによれば、一国一城令によつて、一国に一城の外の城を破却(割捨)することに対し、他の国はそれをまもつて破却しているのに、ここでは城を破却していないのはなぜか。またその城下には給人が多くおり、有事の時に備えているように感じるのはなぜか、という質問をしている。それに対し、城の破却についての島津側の答えは、城を堀崩すとそこを田畑にして知行を増やそうとする者がいるので、そのままにしておいた。という言い訳をしており、上使は三人ともその答えに納得したという。つまり一国一城令による城割は不徹底でも実質的に咎められなかった。この史料は一国一城令の効力について、幾つかの重要な点を示唆して

いる。一つは「一国一城令」の連署奉書を発給されている島津氏の領内において、「何れの城も其儘二被立置」とあるように、既存の支城が破却されていないという事実を上使衆が確認していたということ。二つ目は破却がされていない城郭に対し、島津藩の家老たちはこじつけ的な理由を述べ、しかもそれを昔の家老が言っていたと、第三者表現でつくるっている。さらに不思議なことに上使衆はその答えに納得している。

また史料中に「城を堀崩不申儀ハ」とあるのは、一国一城令による破却という概念に対して、寛永十年の段階で少なくとも島津側と上使衆の間では作事部分だけではなく、普請部分も必要であるという共通の認識があったことも軽視できる問題ではない。

この内容からいえることは、上使衆は一国一城令の不徹底さを認めながらも、それぞれの領内の実情に即して対応している。つまり【史料六】にみえる島津藩の家老衆の対応こそが、一国一城令を受けた諸大名側の理解の本質の一端をあらわしている。またこれに対し幕府側である上使衆は、一応形式的な質問をしているが、一国一城令の「令」としての限界を十分認知していたため、また現実に破却されていない城を見て、納得する以外には無かったのである<sup>51</sup>。

ただ、この史料の解釈について高柳氏は、「島津氏が脇城破却の命令を受けて居りながら、これを實行して居ないといふことは、一見この命令が威力なくて徹底しなかったが如く見られるけれども、決して左様なことはなかった。島津氏の領内に城わりが行はれなかったことについて

は他に理由があったのである」と城割りが行われなかったことを認めながらも一国一城令の効力は評価している。その理由について同氏は、秀吉の征伐に六カ国を奪われて二カ国半になった時点で石垣を崩す必要のない迄に、天正期に破却が行われていたとしている<sup>52</sup>。

この推測は果たしてそうなのであろうか。実は、上使衆が「其儘二被立置」としている城は史料では未見ではあるが、石垣が破却されていない城郭が現存するのである。例えば鹿児島県の始良郡湧水町にある栗野（松尾）城や、同郡霧島市隼人町にある富隈城がその例である。

栗野城に関しては具体的な一次史料は未見であるが、天正十八年六月、島津義弘が居城として入城したものと知られている<sup>53</sup>。現地踏査の結果、曲輪については公園整備等で消滅した部分もあるが、本丸部分は比較的良好に現存する。本丸部分は自然地形を利用したものであるが、特に注目されるのは、外柵形プランが良好に認められる虎口部分である<sup>54</sup>。約五メートルの石積みで、上部は後世の積み直したあとがうかがえるが、残存する築石部は、自然石を多用した野面積みであり、横目地を通す意識がうかがえる。石の間には意識的な間詰めが見られる。合端は二番で勾配は緩やかで直線的あり、矩を返す技法は見られない。ただ隅角部には、意図的に長方形の自然石を利用した、左右の引きが明瞭な算木積みの技法を用いている。ただし隅脇石の概念は見られない。

この虎口プランの石積みの構築技法を見れば、栗野城の虎口部分の築城時期については、他の曲輪との違和感もあることから、天正十八年の

島津義弘入城の段階であるとは断定できない。しかし、隅角部に見られる未成熟な算木積み状態から見て、慶長期を下ることは考えにくい<sup>55</sup>。

また一方富隈城では、島津義久が文禄四年、豊臣秀吉の影響下で鹿児島より大隅に移住したことに始まる。大隅国の国府のあった場所でもあり、西隣は豊臣蔵入地が設定された加治木である。縄張りのプランは、虎口部分の一部を良好に残している。石垣に関しては、非常に控えの短い石を築石部に用いており、隅角部に算木積み概念はあまりうかがえない。この石垣の構築時期については、島津義久の入城時期、すなわち文禄四年頃と考えられている<sup>56</sup>。

ここでは栗野城や富隈城の例を挙げたが、詳細な現地踏査をおこなえばこのような例は、少なくないのではないだろうか。このように良好な形で、城の象徴的存在である本丸部分の虎口などが残されていることは積極的に取り入れるべき重要な視点である。寛永十年の段階で、国廻り上使衆と島津氏の双方にとって共通認識であった一国一城令による石垣部分を含む完全な破却は不徹底であったといわざるをえない。しかし、元和段階では許されていた虎口部分を含む石垣そのものの破却は、天草・島原の乱後の破却を待たずに、寛永十年の段階では許されないものとして、大名に認識はされていたのであった。

また両城は直接的に連署奉書が出された島津領であることからなおさらのことである。

元和一国一城令について史料の見地から、現地踏査の結果からみても、

この「令」に対しての曖昧な解釈を認めざるを得ない。今まで多くの研究が、一国一城令そのものを理解するため、結果論としての多くの城割の実態を検証している。しかし、その根拠となる史料に一次史料が少なく、伝承の域を出ないものも多く含まれている。また現地を踏査し、発掘調査の結果を見ると、はたして本当に元和一国一城令により破却されたのかと感ずるものも多い<sup>57</sup>。その根拠一つは後述するが、寛永通宝の発見である。元和段階で破却されたはずの城から寛永通宝が発見されることから、その一端を表していると考えられる。

これらの内容を踏まえれば、多くの城郭の石垣が一国一城令によって石垣を含む箇所を徹底的に破却されたという後の伝承的な史料は多いが、実質的な一次史料は現段階ではあまり見いだせない。またそれを傍証する発掘結果もでていない。

つまり、前述したように、寛永十年の段階で一国一城令の内容は、石垣部分の破却を含むものとして幕府と大名たちの共通認識となっていたのであるが、現実には異なっていたのである。

### 3. 一国一城令における「奉書」・「御触(状)」の問題点

一国一城令の連署奉書の伝達形態をみていくと、前述のように黒田氏の請書や細川忠興の書状に「御触(状)」という文言を認めることが出来る。果たして「奉書」＝「御触状」なのか、一国一城令の発令形態にもかかわる問題として、ここでは根拠としては必ずしも十分ではないが

別項として述べることにする。

これについて福田氏は、細川忠興が嗣子忠利宛の書状で「諸国城割之御触状、今日廿九到来候<sup>58</sup>」の部分に注目し、この「御触状」が一国一城令の連署奉書であるとし<sup>59</sup>、また、前記の黒田氏による請書も勘案し「仮に奉書と「御触状」が個別のものであるならば、(中略)なぜ幕府は大名に対して老中奉書と「御触状」という二通りの文書による伝達をしなければならなかったのかも不明となる<sup>60</sup>」と説いている。これに関し白峰氏も忠興書状の同じ箇所を引用し、「これが年寄奉書を指すのであれば、細川氏宛にも同文の支城破却を命じる年寄奉書が発給されたことになる<sup>61</sup>」としている。

この理由について、両氏は大名に対する將軍や幕府の命令等が伝達されるときは「御触状」と呼ばれていたことも指摘している。両者の主張は、笠谷和比古氏が「老中奉書」はこの時代、幕命を伝達する最も代表的な文章であるが、このうち同一の伝達内容が多数の大名に対して一律に伝達されるとき、この「老中奉書」は「御触」ないし「御触之御奉書」と呼ばれていた<sup>62</sup>という内容を継承していると考えられる。しかし、笠谷氏が述べる「この時代」という表現は、近世期のどの時代を指しているのかは不明瞭である。特に、一国一城令が大坂陣直後という歴史的画期にあたることから、この時期を検証しながら「奉書」の意味を考えなければならぬ。ここでは一国一城令の発令時期の政治的状況を鑑み、はたして「奉書」＝「御触(状)」といえるのかを考察する。

一国一城令の発令時期は、徳川氏による「將軍型公儀」と豊臣氏による「関白型公儀」体制の所謂「二重公儀体制」<sup>63</sup>が完全に解消された直後にあたる。しかし、二重公儀体制が解消されても、依然として將軍徳川秀忠は幕藩体制の中で主公たりえなかった。そこには大御所家康の存在があつたからである。この大御所家康・將軍秀忠という二元体制こそがこの時期の奉書をはじめとして幕命の伝達系統を複雑なものにして

いる。  
ここで問題となるのは、いったい誰が一国一城令の発令主体者であるかということである。この主体者を理解する上で次の史料を参考に挙げたい。

【史料七】<sup>64</sup>

(前略)

一、諸国城割之御触状、今日廿九日到来候、則門司之城今日わらせ申候、  
残城々使之参著次第わり候へとかたく申付候、此由御奉行衆・金地院・  
上州へ可被申事  
一、中津之儀大炊殿へ談合之由尤二候、濟候へば能候、濟候ハでも不苦  
事  
一、城わりのもやう儀被申越候、千万二一ツ前のことく城を仕候へと被  
仰出候共、御侘言申、一城にて居可申と存候間、こんりんざいわらせ申  
候事



(中略)

以上

後六月廿九日

内記殿

御返事

忠(花押)

(傍線部は著者による)

【史料八】<sup>65</sup>

(前略)

一、先日可申をはたと失念候、中津之城そせう相かない、其まゝをかせらるへき由候、外聞と申忝儀候、可被得其意候、上州・佐州・大い殿へも忝由可被申候、恐々謹言

正月四日

忠(花押)

まいる

内記殿

越

御返事

【史料七】は、一国一城令の発令直後の閏六月二十九日に細川忠興から嗣子忠利に宛てた書状で、これによれば、同月四日將軍より暇を与えられ上方より小倉に帰国した忠興は<sup>66</sup>、二十九日に「諸国城割之御触状」を受け取っている。このとき忠興は、即座に門司城等の破却を命じ、実

施の様子を「御奉行衆・金地院・上州」へ報告するように忠利に命じている。この中で、「御奉行衆」については一国一城令に連署した酒井忠世・土井利勝・安藤重信の三人であることがわかる。また、中津城の存続については、このうちの一人である利勝に談合することを指示している。この史料で問題となるのは、なぜこの連署奉書と直接に関係のない金地院崇伝(金地院)・本多正純(上州)に報告する必要があつたのであろうか。

また【史料八】は、【史料七】にみる談合の結果、中津城をそのまま置くことが認められたことを翌年の正月、忠利に伝えているものである。ここにも大御所家康付きの正純の名前をみることができる。

これについて白峰氏は、福島正則の支城であつた三原城の存続が認められるときの取次が、本多正信・正純であつたことや、細川忠興が中津城の存続について駿府政権の正純と秀忠將軍政権の本多正信・土井利勝が尽力したことを挙げている点から、「元和一国一城令は表面的には、秀忠將軍政権より発令されたが、各大名領国内の一国一城令の実施過程において、支城存続等の具体的交渉内容における決定権は、江戸の秀忠將軍政権にのみ単独にあるのではなく、駿府の大御所政権の影響を強く受けていた、と考えることができる。よって、一国一城令の実質的な本来的発令主体は秀忠ではなく家康である、と想定されよう」と述べている<sup>67</sup>。この見解は一国一城令の発令について、奉書発給の主体者である秀忠だけではなく、大御所家康が深く関与していることから、実質的な

主体は家康にあったとしている。

しかし、この見解では大御所家康は、どのように主体性を持ち、各大名に対し独自の命令伝達形態で、それを具体的に命じていたかは不明瞭である。これについて、一国一城令に関して家康の具体的な意思伝達は不明であるが、同時期に出された次の史料を参考に挙げる。

【史料九】<sup>68</sup>

以上

態申入候、仍今度於大坂、下々雑説申成候間、自然手切ニ罷成候ハ、中国・西国之御人数ハ兵庫・西之宮・尼崎辺へ御出候様ニ、内々御用意候而御待可被成候、併此方より御左右無御座内ハ、縦 大御所様御上洛被成候共、御上之事御無用ニ被成、御国元ニ御用意候而、御左右御待可被成候、将又此方ニ御使者御付置可被成候、替儀御座候ハ、可申進候、恐々謹言

本多上野介

卯月八日

正純（花押）

島津陸奥守殿

これは、大坂陣直前の慶長二十年四月八日、大御所家康付きの年寄本多正純から島津家久に対して出されたものである。内容は、大坂に出陣の用意をして、国元で指示があるまで待機するようにというものである。

他にも正純が毛利秀就に出された史料をみてみよう。

【史料十】<sup>69</sup>

尚以、はや何方まで罷出候、何方へ可有御出と、二日三日宛前かとり切々御左右可被仰上候、以上

急度申入候、大御所様今月十七日八日ニ御京着被成候、將軍様同月廿四日五日ニ御上着被成候間、早々御人数被召連兵庫迄御出陣可被成候、少も被成御油断間敷候、右之通先書ニ両度迄申入候へ共、自然不相届儀も可有御座と存、重而令啓候、恐々謹言

卯月十一日

本多上野介

松平長門守殿

この史料も同じく慶長二十年のもので、【史料九】の三日後に出されたものである。内容は、家康が今月十七日か十八日、秀忠が二十四日か二十五日に到着予定であるので、早々に人数を召し連れ兵庫まで出陣するようにというものである。【史料九・十】の内容は、島津・毛利両氏の出陣に関する重大なことを明記してあるのが特徴で、また書き止め文言が「恐々謹言」、宛名が「殿」付けであり薄礼であることから、これらの史料は「書状」ではなく「奉書」である。ただ、家久や秀就に関する言葉は全て敬語が使用されていることが特徴であり書状的な表現で

あるといえる。大御所・將軍の到着という情報を踏まえて、このように幕府軍にとって出陣という重要な決定事項が大御所付きの正純から「奉書」によって発給されているのである。

なお、この【史料十】とほぼ同文の内容を七日に正純は、鍋島勝茂にも出しており、その書正文言も同様に「恐々謹言」で、宛名は「殿」付である<sup>70</sup>。

この史料を「奉書」と定義づけるため、参考に同年、正純が家久に宛てた「書状」をみてみることにする。

【史料十一】<sup>71</sup>

以上

尊札致拜見候、仍 大御所様鷹之目之硫磺五百斤御進上被成候、則致披露候処、遠路之儀早々被入御念旨、不大形御珍重ニ被思召、残所無御座御仕合御座候間、御心安可思召候、然者今度大坂之儀、両 御所様思召御儘ニ被仰付、御機嫌能御帰陣被成候儀目出度思召候由、御紙面之通懇申上候、然而去比在京中御仕合能、早々御帰国被成候儀、御満足之段奉察存候、将又 大御所様為御鷹野、今日廿九日ニ駿府御立、関東へ御下向被成候、此表相替儀無御候、相応之御用等御座候者、可被仰付候、不可存疎意候、猶期後音之節候条、不能一二候、恐惶謹言

本多上野介

九月廿九日

正純（花押）

島津陸奥守様

貴報

この史料は慶長二十年九月二十九日付けの「書状」で、家久が家康に鷹の目の硫黄を贈って大坂の戦勝を賀したお礼と、家康が二十九日に駿府を発ち、江戸へ鷹野のために赴くことが記されている。この内容は、書き止め文言が「恐惶謹言」、宛名が「様」で脇に「貴報」とあり厚礼の文書形態で、【史料九・十】とは明らかに異なる。

大御所家康は、【史料九・十】にみるように將軍秀忠と別系統の「奉書」を以て命令を伝達していたのであり、これは同時に、本多正純が大御所の命令である「奉書」を発給できる立場にあったことも示している。正純は、方広寺の鐘銘事件から大坂陣の開戦に持ち込んだ「功勞」者で、家康に従い大坂に行った。この時、秀忠より自分が大坂に着くまでは攻撃の開始を待つことを家康に言上するように執拗に頼まれている<sup>72</sup>。つまり、正純は家康の出頭人として大きな権限をもって「奉書」を発給していたのである。

したがって【史料七・八】にあるように、細川忠興は、一国一城令の奉書に連署した三名以外に大御所家康付きの正純を気にかけていたのである。ここで忠興は、別系統の何らかの指示を正純から受けていたことも想定できよう。よって、「幕府が大名に対して老中奉書と「御触状」という二通りの文書による伝達をしなければならなかったのか」という

福田氏の疑問は、幕府からの伝達は將軍秀忠側だけでなく、大御所家康側からもあつたことでも理解できよう。つまり、双方の指示は大名たちにとつて幕府からの命令伝達ということになり、大名たちにとつては両者を区別する意識はあまり無かつたのである。また、このように大御所家康付きの年寄正純の発給による「奉書」（書状ではない）が存在するということは、幕府の命令が二元化されていなかつたことは明白である。そして、当時の大名たちもその認識は十分あつたのである。このように幕府の意思伝達が混在し、それを大名たちに知る努力をさせる。これが大御所・將軍による二元体制の本質であつた。

では、これらの内容を理解した上で、一国一城令は果たして「奉書」Ⅱ「御触」であつたのかを検証してみたい。ここで考えなければならぬのは、黒田氏の他に一国一城令の連署奉書を受けた大名の書状等に、「御触」という文言を見受けること出来るかということである。これについて一国一城令発給直後の二十日、鍋島勝茂から重臣の鍋島生三へ宛てた書状をみてみることにしよう。

【史料十二】<sup>73</sup>

急度申遣候、居城之外之城々平地ニ引可申之由、御触ニ候間、様子承合、重而可申遣候、さ候ハ、蓮池之天守・矢蔵・屏其外倉家、皆々佐賀本丸二ノ丸ニ作可申候間、我等下迄ハ先其分ニ候て、立なから可召置候、あひあひの土手計、堀ニ引埋可申候、於様子者重而申遣候へ共、為

心持、先申遣候、謹言

後六月廿日

生三まいる

勝茂（花押）

（傍線部は著者による）

この書状は、勝茂が支城である蓮池城の天守・矢倉などを解体し本城である佐賀城へ移設する指示を行つているものである。この史料は一国一城令の発令の七日後になることから「令」を反映した内容であることは明らかである。ただ、勝茂は、翌月に上方を発ち、帰国の途についていることから<sup>74</sup>、この書状は上方にて出されている。この中で「御触」という文言に注目してみると、その実際の内容が「由」以前にあることが理解できる。すなわち、「居城之外之城々平地ニ引可申」の箇所が幕府からの「御触」なのである。書状では、「由」を用いて他者の内容を引用するのが普通なので、この部分は当然「御触」文言を具体的に踏襲しているといえる。ここで、問題になるのが一国一城令の奉書に「平地ニ引」という破却の具体性を持つ内容が全く触れられていないことである。もし「御触」Ⅱ「一国一城令」であるなら、この「由」以前は勝茂の創作であることになり、立論に無理が生じる。この例を鍋島氏で見ると「連署奉書」に「貴殿御領分中居城をハ被残置、其外之城者、悉可有破却」とある「破却」という概念が不明瞭であつた部分の具体的内容が、「御触」にある「平地ニ引」という内容である。よつて、鍋島氏に

も黒田氏同様に「連署奉書」と「御触」の二系統の指示があったことも考えられる。

今まで述べてきたように、一国一城令の発令段階では大御所・將軍という二元体制があり、その中でそれぞれの年寄衆が別系統の文書を発給していた。このような中で、この指示内容はあるいは混在し、それぞれの指示として大名たちに受け取られていたのである。このような政治状況の中で発給された一国一城令の「奉書」は、「御触(状)」と同一であると単純視できないことは明らかである。

#### 四、寛永期の破却

元和一国一城令は、前述のように具体的な強制力を持たないものではあったが、恭順の姿勢で受け入れた大名もあり、その結果城郭が破却されているものも多い。しかし、その破却は徹底したものではなかったといえる。前述した島津氏の例はその一つである。また、一方では、その後でも破却されている城郭があるということである。その具体的に一次史料で確認できるものひとつは、寛永十四年に起こった一揆、「天草・島原の乱」後の破城であろう。この一揆は翌年二月二十八日の原城落城により終結をみる<sup>75</sup>が、その後、幕府軍は一揆後の処理と再発防止に迅速に行動し、先ず三月一日に原城本丸の破却を命じ、その後個々の大名に領内の古城の状況を報告させ、その状況により再度破却を命じている。

寛永十五年の破却は、何点かの史料が現在確認できる<sup>75</sup>。今までは断

片的に掲載されており、寛永期の破却についてあったのか、なかったのかの議論となっていたが、一連の史料を見ていくとその背景と従来の研究で見落とされた点が理解できる。以下日付を追ってみてみたい。

#### 【史料十三】

四月十二日の追而書案、細川忠利、中沢一楽宛披露状<sup>76</sup>。

一、伊豆守殿・左門殿逗留ハ、島原・天草之御仕置、又百性武具など被成御取、又国々ニ石垣など残候古城などハ、石垣をのけ候へなど、の御用と、下々沙汰仕候、此外不存候、とかく備中殿ニ被仰越候儀共、又被存寄通、両人より言上被仕、其御返事迄者、小倉ニ逗留と申候事、

これは、小倉より熊本に四月十日に帰国した<sup>77</sup>細川忠利が、江戸にいる父の忠興に送った披露状である。これによれば小倉で情報収集した忠利は、小倉に幕府上使松平信綱(伊豆)・副使戸田氏鍔(左門)が逗留している理由の一つは、天草・島原の乱後の、国々の古城の石垣の調査と、それを破却するためであると、大名たちは認識していると忠興に報告している。

#### 【史料十四】<sup>78</sup>

四月十四日

一、御國中ノ古城ニ石かきのこり有之所候ハ、早々御こわさせ被成候

へとの御触にて候間、急度相改、石かきの有之候古城候ハ、書付可差  
上旨、御奉行津川四郎右衛門殿

四郎右衛門殿より之御使中西傳兵衛

右之通重而修里を以被成御尋候

御請ニ

いづれも古城之分、石かきくづし申通候承候間、定而別条御座有間敷  
と存候、左候ハ、為念候間、見せニ遣可申候由、申上候へハ、  
左様ニ可有之とハ被思召候へハ、為念見せニ可遣候は、被為得其意由被  
仰出也、

この史料は細川家の政務記録である「奉書（細川）」<sup>79</sup>の内容である  
が（以下江戸幕府発給の奉書と混乱を避けるため「奉書（細川）」とす  
る）、忠利が忠興に披露状を送った二日後には、細川氏に「御國中ノ古  
城ニ石かきのこり有之候所候ハ、早々御こわせ被成候へ」との「御触」  
があり<sup>80</sup>、石垣のある古城の書付を提出するように指示している。この  
「御触」では元和一國一城令に見られるような「悉可有破却」という曖  
昧なものではなく、具体的に「石かきくづし」という指示が出されてい  
ることは注目すべき点である。ここで、城郭の破客は石垣を破却するこ  
とであるという幕府の意図が明確に「御触」で示されたのである。これ  
に対し、細川氏は、【史料十三】の石垣の残る古城を改めるという噂に  
対し、【史料十四】にみるように「御触」を受け取り、それに対する行

動をおこしている<sup>81</sup>。そして約半月後に古城の石垣の調査が終わったよ  
うである。

【史料十五】<sup>82</sup>

五月五日

一、御郡々々古城石かき并土手・古堀のこり有之候哉、改候へと、先日  
被 仰付候かいか、候やと、須佐美権丞御使者被 仰出候事、右之段、  
先日被 仰出候、則申ふれ、大形申来候、芦北郡ノ古城之事、念を入候  
と重畳申渡二付而、いまた不申来候、定而近日可参候間、可申上由、御  
請申上候事、

これも同じ「奉書（細川）」で、「御触」が古城の石垣の破却を示し  
ているのに対し、石垣の他に土手や古堀まで神経質に調査していること  
が理解できる。古城の調査は大方終了しているが、その中でも「芦北郡  
の古城」については、特に念を入れて調べるようにとの指示をしている。  
また、それに対しての報告が未だ無いことにたいし、早急に報告すべき  
事を指示している。つまり芦北郡の古城は、古城の調査が不十分な段階  
でも気にかかる存在であった。

それでは、「芦北郡の古城」について早急に報告すべしとあるが、こ  
れはいったい何を意味しているのであろうか。その答えは次の書状で明  
らかになっていく。

【史料十六】<sup>83</sup>

五月十日、細川忠利、戸田氏鏡宛書状

一筆令啓上候定る者也、可被成御下着候、上様弥御機嫌能可被成御座と奉存候、然者、我等国之内ニ古城之石垣など候ハ、崩させ可申由被仰聞候つる、左様之所者御座有間敷と存候由申入候へとも、為念と存此間中迄答、左様之所も久敷城地などニ御座候事も候わんと、色々尋候へとも、只今迄ハ見出不申候、合志郡と申郡に五・六十年以前合志と申仁居申候、山も茂り久敷儀にて、城山とも近代之者ハ不存候、是を承付見申候へハ、山ニ豎横ニちいさき堀など御座候処、賢キ山にて候間、石垣にてハ無御座候へとも、此中かゝり候て、切埋申事候、無故事を仕置、其上大木茂り下々骨を折申候事、可被成御推量候、恐惶謹言

五月十日

戸田左門様

人々御中

【史料十六】は内部調査が終わり、副使氏鏡に対してその報告のための書状である。これによれば細川氏は、【史料十四】にみえる古城石垣の破却についての「御触」の内容をうけ、色々調べたが、石垣のある古城は今まで見つからない（「只今迄ハ見出不申候」）。ただ石垣の古城ではないが、合志郡に五・六十年前の古城があり<sup>84</sup>、最近の人が認知して

いない程度のものであったが、現地を見れば小さな堀があったためそれを埋めたと報告をしている。ただこの段階では五月五日の「奉書（細川）」【史料十五】にみられる「芦北郡の古城」については、全く触れられていない。というより、芦北郡の古城については、意識的に虚偽の申告をしているのである<sup>85</sup>。

この点は、従来見落とされてきた点である。幕府側に虚偽の報告をしなければならぬ理由が存在したのである。

この理由を以下の史料によりみていくことにする。

【史料十七】<sup>86</sup>

六月七日、細川忠利、戸田氏鏡宛書状

御下向候而 上様御機嫌之程察入存候、

一、鍋島・榊飛など召候、先々何と御機嫌御座候ての御事と、何も聞耳を立て居申候と聞申候事、

一、先書ニ申入候、昔の古城ニ堀之御座候所、此近比かゝり候て、大普請仕埋申し候事、

一、石垣の有所ハ無御座候、然とも佐敷・みな又と申所、古肥後時城御座候をわり申候つる、堀も埋申石垣ハ勿論崩候得共、はしはしに石之見へ申候所少御座候、入ぬ所にて候へともそれも石をのけさせ申候、此段伊豆殿へも御物語被成可下候、恐惶謹言（以下略）

【史料十八】<sup>87</sup>

六月七日細川忠利、松平信綱宛書状

一筆令啓上候、上様弥御機嫌能可成御座候、次鍋島信濃・榊原飛騨被為召寄罷下候由承候、御機嫌之程如何御座候ての儀と無御心元存候、将又、我等国内石垣之有所ハ無御座候て、然共佐敷・みな俣と申所、古肥後守時城御座候を割申候つる、堀も埋申石垣は勿論崩候へとも、端々ニ石の見へ申候所少ハ御座候、不入所にて御座候へとも、それも石をのけさせ申候、自筆にて可申入候へとも、江戸にて如相煩候積も差出手振申候間、他筆にて如是御座候、

(中略)

尚々先筆ニ申入候、合志と申所に御座候古城ニ堀之御座候所、此近比迄かゝり候て、埋申候、以上

この二つの史料は、同日に細川忠利から松平信綱と戸田氏鍊に出された書状である。内容を見てみると氏鍊宛書状の書状では、最初に五月十日の内容で触れた合志の古城について、堀を埋めてそれが大普請であった事を述べている。つぎに五月五日の「奉書(細川)」にみられる「芦北郡の古城」の現況が明らかにしている。それを述べたのがこの二通の書状である。これによれば、佐敷城と水俣城に関しては、前領主の加藤氏があまり破却を熱心に行っていない<sup>88</sup>。そこで石垣を壊し堀も埋めた。しかしまだ端々に石垣の石が散見できるので念のためその石ものけた。

特に【史料十七・十八】は、城郭の破却について重要な問題を示して

いる。つまり前領主の加藤氏の段階では支城の破却が不十分であったこと。特に佐敷城・水俣城など芦北郡の古城については特に不十分で「奉書(細川)」に見られるように、現地調査の前から懸念材料であったこと。忠利が幕府の上使・副使の両方に同じような文面で書いており、氏鍊に対しては上使である信綱に伝えてほしいと書き添えていること。また信綱に対しては、本当は自筆で書くべきところ病気のため手が震えて書けないため、代筆を頼んだことなど忠利の上使衆に対する慎重な対応が窺える。さらに両方の書状の書き始めに、天草・島原の乱の軍令違反で江戸に召喚された、鍋島勝茂とその軍目付の榊原職直ら細川氏と親交の厚い二人<sup>89</sup>についての去就も「無御心元存候」と心配している。細川氏の天草・島原の乱の活躍について、江戸でそしめる人も多いと父の忠興より注意を受けた<sup>90</sup>。忠利の緊張感が伝わってくる。

しかし史料を見れば、石垣のある古城があったのか、なかったのかという内容に対しては、意図的に焦点を定めていない不自然な印象を受ける。また、【史料十四】の「御触」に「古城ニ石かきのこり有之所候ハ、早々御こわさせ被成候へ」と示されているように石垣のある古城が対象であるのに、肥後国内に多く存在していた石垣のない中世城を、特に合志の城(竹迫城)だけを、報告対象にしていることも何か論点をほぐらかしているようにも受け取れる。このとき忠利は、五月十日に「左様之所御座有間敷と存候」と述べた書状と六月七日の書状との矛盾点を埋め合わせる事に対し、かなり神経質になっていた。七月四日、江戸在



府の嫡子光尚に「松伊豆殿へ、先度合志郡古城在之を割候由之状、被届候由、未御返事不来候由、戸左門殿返事は請取申候。」と述べており、信綱からの返事が無いことがかなり気がかりであったのである。<sup>22)</sup>

ということは、中世城を含め石垣や堀の残る古城が意外に多かったことが想定できる。特に史料から見れば佐敷城・水俣城は、元和一国一城令の段階での石垣部分について幕府側から納得がされるような破却はなかったと推察できる。特に慶長十七年に加藤氏の重臣に対して出された下知状があるにもかかわらず、その対象となっている水俣城については、元和期を経過しても石垣部分の破却は不十分であったことはきわめて重要である。

細川氏は、天草・島原の乱後、幕府上使衆が古城の石垣の破却を確認するのが、任務の一つであるという情報を手に入れて、急いで対応した。また懸念のとおり破却されていなかった佐敷・水俣城に対しては、「古肥後時」のことであるという言い訳も忘れていない。

このことから考えれば、寛永十年の国廻り上使の段階では、元和一国一城令が、あまり効力をもったものでなかった。だから上使衆もそれを認知しており、前述の島津氏の様な対応でも納得するしか無かったという史料に対しても説明ができる。ただ前述のように、細川氏は親幕の外様大名として小倉時代に忠実に徹底した破却を行っており、肥後転封になった後、加藤時代の支城の残存状況を見てかなりの違和感をおぼえたのである。

特に、五月五日の「奉書(細川)」(【史料十五】)に見られるように、既に調査前に細川忠利には、一国一城令について前領主の加藤氏はあまり徹底した破城をおこなっていないという認識があったからこそ「芦北郡ノ古城之事、念を入候と重畳申渡二付而」というような指示を出している。従って肥後入国後の細川氏は、加藤氏の残した古城の処理に苦慮していたのである。

また、肥後国で一次史料による元和一国一城令の破却や、それ以降の城郭の破却については管見の範囲内ではない。天草・島原の乱後の破城の例は、たとえば宇土城や関ノ城(鷹ノ原城)などがあると言われているが、ほとんどが二次史料であり伝承の域を出ないものであるといえる。しかし、前に述べたように近年の城郭の発掘調査により寛永通宝が出土したことは、これらの問題に対して一つの結論を得ることができる。たとえば熊本県南関町関ノ城では、根石部分から寛永十二〜三年鑄造の「古寛永」と言われている寛永通宝の出土があった。出土地点は破城により石垣を隠すため多く搬入された根石部分の土からである。つまり少なくとも、石垣の根石部分を覆う土は寛永十二〜三年以降であることは疑いのないことである。発掘調査の結果では、元和一国一城令の段階で、関ノ城は石垣が壊されたかどうかは不明であるが、土をかけて見えなかった状態ではなかった。よって、石垣を伴う城郭としての機能は温存されていた可能性は否定できない。<sup>23)</sup>しかも、この関ノ城は、今まで述べた寛永十五年の史料に見受けられることができないことは極めて重要なこと

である。結果として、細川領となった肥後国は寛永十五年の「御触」をもつて、八代城という支城を例外としながらも、実質的に幕府が指向する「一国一城」を実現したのである。これは、幕府にとつても各大名の支城体制を決定づける画期でもあった。

このような視点から出土物を見てみると、確かに寛永通宝の出土が、細川領では、佐敷城・宇土城などにある。発掘調査では、寛永通宝の出土状況は残念ながら土層との関係は石垣と比して明らかではないが、今後さらに発掘により、たとえば、絶対年代の編年的研究がすすんでいる肥前系の陶磁器など多くの遺物が出土すれば、実質的な破城時期の目安になるであろう。

おわりに

徳川幕府成立期において、城郭政策が重要であることは疑いないが、幕府が命じた支城破却は、各大名にとつても自己の領国経営政策に画期をもたらしていたといえる。本稿では、徳川幕府の城郭政策に関しての発令や伝達形態に注目し、それを「下知状」「連署奉書」「法度」「御触」と四段階に分け、各大名がどのように受容してきたかを検証した。このなかで、特に連署奉書による「一国一城令」は、各大名の対応があるように、現象面では広く浸透し、その結果「令」としての機能を持つていると考えられていた。また現在確認できる史料に対し不十分な史料批判により、城郭破却の研究がなされ、それが元和段階であることを

前提として結論が出されていた感がある。しかしあくまで「一国一城令」は、連署奉書の書状形式で発給されたものに他ならない。その性格は時限的効力しか持ち得ず、発給された側に伝わればその効力はなくなってしまうという前提を見逃すことはできない。つまり一国一城令が発給された段階では、同時期の奉書の書止文言に「恐惶謹言」がみえることなどから、元々主君であった豊臣を滅ぼしたという事実があり、いきなり全国レベルで高圧的に政治のイニシアチブをとることに対し不安感を覚えた結果、下知状ではなく奉書形式で出すことしかできなかったのである。この点は、慶長十七年に家臣団統制のため肥後国加藤家重臣に出された下知状と全く異なるものであったが、奉書の対象外の各大名も結果的に多くのものが受け入れた。

この一国一城令の情報入手を図った各大名は、「連署奉書」「内意」「外聞(情報確認)」など受け取り方が様々で、「令」自体が具体性を持たないこともあり、破却の仕法にかなりの差が生じた。特にこの中で、各大名が知る努力をした結果である「外聞」による伝達はむしろ今後注目すべき点であろう<sup>94</sup>。多方面から情報を入力した各大名の解釈は当然異なり、必要以上に支城破却をするものと、領国経営に合わせ形式的に破却するものに分かれていた。また、大名によっては、支城破却をむしろ積極的に受け入れることにより家臣団統制に利用した点も注目できる。

また、従来からある一国一城令の「奉書」は、「御触(状)」と同一

のものかという議論について、実際に連署奉書が発給されている鍋島氏の例をあげ、勝茂が家臣に対し、一国一城令の奉書にその文言がなく、かつ具体的な指示である「居城之外之城々平地ニ引可申」という内容が「御触」により出されていることを指摘し、必ずしも「奉書」＝「御触（状）」ではないことを指摘した<sup>95</sup>。この時点での、幕府による命令伝達形態は、発令段階での大御所家康と將軍秀忠の二元体制において、両者がそれぞれ「奉書」を発給していたことから、一般に考えられているようにそれほど単純なものではなく、大名たちが両御所の指示を幕命として理解していたのである。

一国一城令が具体性を持たない性格上、曖昧な解釈により不十分な破却がなされていたものが、寛永期に偶発した天草・島原の乱を経て、石垣部分を含め、或いは土をかけて徹底的に見えなくするといった完全な破却となり、それが元和期の一国一城令を見直すきっかけとなった。

次に、個別大名の例をみていくと、一国一城令の発令後、例えば細川氏のように幕府に対して神経質な大名は、城割の触状があると迅速に行動し幕府の意向に添うように心がける。それは細川忠興が忠利に対し、寛永十四年五月二十日の書状で、「我等と其方事、何か悪事候ハ、可申上と存もの在之間、物語ニ至まで分別可仕由、いつそやも申候ことく、万事 上様御前と心得テ我等ハ居申候條、御糺明在之ハ可申開と存覚悟候<sup>96</sup>。」といっているように、常に世間を気にし、幕府に対して気を遣っている、いわゆる幕府の優等生である細川氏だからいえることである。

しかし一方では、島津氏の様に確実に一国一城令の奉書が発給されていながら、具体的な対応をあまりせず、寛永十年の国廻り上使の段階で説明を求められるという様子は、緊張感のある細川氏とは全く対照的である。また加藤氏時代の肥後国には、破城に対する具体的な一次史料はないが<sup>97</sup>、肥後国に転封した細川氏の書状類に見られるように、破却があまりされていない。細川氏は入国後にその現実を知り、天草・島原の乱後の支城破却について幕府側に虚偽の報告をしてまで徹底化させることに苦慮する様子が窺える。史料的に見れば忠利が特に注目した佐敷城・水俣城は、石垣が一国一城令の段階では石垣があまり壊されていない。また発掘の結果、寛永十五年の史料に見ることができない南関町関ノ城での「古寛永」の発見を見れば、少なくとも幾つかの城郭は、天草・島原の乱後の破却があることも首肯できる。

また管見の範囲であるが、島津氏のように、元和一国一城令に従わなかった大名に対し処分がされた例は見えない。元和五年の福島正則の改易についても「今度広島普請事、被相背御法度之段、曲事被思召候<sup>98</sup>。」とあるように、あくまで武家諸法度に背いたことが理由である。

一国一城令の効力については、発令段階では大名間に認識の差があったことは今まで述べてきたように疑いのないものである。この段階で石垣部分を含む破却した大名とそれをむしろ行わなかったと推測できる大名が存在していることは重要である。また、島津氏の例に見れば、寛永十年の段階で、石垣部分の破壊の必要性を認識していることも注目

きる点である。このとき国廻り上使衆には、一国一城令で石垣は壊さなければならなかったという認識がありながらも、現実的に破却を命ずることが出来ずにいた。つまり上使衆の行動こそが幕府側の一国一城令認識の本質を現しているが、「令」を受けた大名の対応はかなり差があったのである。

一国一城令が、その存在を幕府と各大名に再認識させたのが天草・島原の乱である。このとき一揆勢が立て籠もった原城をはじめとする石垣のある城郭の破却が不徹底であったことが問題となり、再びそれが対象となり多くの城郭の石垣が徹底的に破却されている。この段階での幕府の指示は「城郭破却」<sup>1)</sup>「石垣の破壊」と明確に「御触」で示されている。

以上のことから一国一城令は、発令段階では幕府権力の曖昧さを自ら示すものである。しかし、具体性を持たないこの「連署奉書」に対し、家臣団統制のためにもあつて多くの大名たちが蓋然的に従う形となり、寛永期を経過することにより、幕藩間に「令」として認識を強めていくことになったことは指摘されるべき点である。

徳川幕府は、一国一城令に多くの大名が従った結果、「右可相守此旨者也」と諸大名に対して優位性を強調できる武家諸法度を発布することができたのである。一国一城令の本質的性格は、武家諸法度よりはじまる一連の大名に対しての城郭政策の試験的要素が強く、この一部の大名に出された連署奉書を全国の大名が受け入れたことが徳川氏を実質

的な主公に押し上げ、次のあらかじめ準備された「法度」の受容に繋がるのである。つまり幕府からみれば一国一城令によって支城整理を行わせそれを「法度」で規定したといえる。このことは、武家諸法度にある「況新儀之構營堅停止事」の文言が、実は大名の武力を殺ぐという一面だけではなく、各大名が一国一城令で指向した「領国統制のために本城下に家臣団を集住させる」という思惑と一致している点も強調しておきたい。

また、天草・島原の乱後に「御触」を請けた細川氏のような大名は、前提である「法度」を意識した上で城郭の再破却を徹底して行った。その意味では、この「御触」は、一国一城令時の「御触状」の曖昧さとは全く性格を異にしている。

徳川幕府の城郭政策は、「下知状」、「連署奉書」、「法度」、「御触」と段階的に行われた。幕府の城郭政策を「法度」まで押し上げ、その後の「御触」も各大名に「法度」同様に遵守させることを可能にしたのは、連署奉書により発給され各大名に「令」として認識された一国一城令の発令であった。

— 大和田哲男氏は、「当代記(『史籍雜纂』一〇八頁)第二の「此二三箇年中、九州・中国・四国衆、何も城普請専也、乱世不遠との分別歟云々」という部分を引用し、「慶長期というのはわが国築城史上一つのピークをなす時期で、まさに「築城ラッシュ」といっても過言ではない状況であった」としている(小和田哲男「元和一国一城令以前の城割」「古城」

十七号 一九八二年、後に『中世城郭史の研究』(小和田哲男著作集 第六卷)二〇〇二年、に転載される)、同書四八四頁。

<sup>2</sup>城郭の破却方法に関しては、その具体的な仕方や方法を述べた所謂「仕様書」の類は明確に存在していない。また、近年の考古学的な発掘調査により破却方法に大きな差異が認められている。これについては後述する。

<sup>3</sup>古くは高柳光寿氏の研究(『元和一国一城令』『史学雑誌』三三編一、一〇号、一九二二年)を始めとして多くあるが、論点が異なるため、ここではいちいち挙げない。

<sup>4</sup>例えば福田千鶴氏は、豊臣期の城割りから慶長期の築城ラッシュ、一国一城令を段階的にとらえ、「慶長期の築城ラッシュにおいては、乱世を前提とする戦闘本位な城郭(居城及び端城)が建造された。徳川政権下では豊臣期の「入らざる城は破る」という城破り制作を継承したことにより、大名領国内における「入らざる城」の判断は大名の意志に任ざられていたからである。(中略)一国一城令は、端城を「入らざる城」として破城の方針を明確にし、公儀の「觸」とした点で画期的な政策であった」とし、高柳氏の論功を積極的に継承している(福田千鶴「十七世紀初頭における城郭政策の展開 城割りの視点から」『論集きんせい』第十七号 近世史研究会発行 一九九五)。また、この論旨において、一国一城令を「觸」と定義していることは注目できるが、これに対しては異論がある。この点は後述する。

<sup>5</sup>小和田哲男「元和一国一城令以前の城割」『古城』十七号 一九八二年、同「一国一城令の不統一性」『城郭史研究』三号 一九六八年、同「一国一城令の施行状況」『日本攷究』十六号 一九七〇年(後に三編とも『中世城郭史の研究』(小和田哲男著作集 第六卷)二〇〇二年、に転載される)。この中で小和田氏は一国一城令が、全国の名をを対象として出されたものでないことも、実例を挙げて述べている。

<sup>6</sup>福田氏前掲論文、六十二頁。

<sup>7</sup>福田氏は、近年の発掘調査の結果には若干触れ、一国一城令後に破却されたときれる端城にほぼ完全な形で石垣が残っていることにも注目し、「城破りが徹底的な城郭の破壊を意図としたものでなければ、城破

りを単なる軍事力削減の問題として捉えるだけでは不十分である。つまり、城を破ることの社会的意味を本質的に問い直す視点が求められているといえよう(福田氏 前掲論文 五十三頁)。と今後の研究に対し軽視できない問題提起を行っている。しかし、同氏が主張する「画期的な政策」であるはずの一国一城令がなぜ不徹底であったかの考察はなされていない。

<sup>8</sup>白峰旬「日本近世城郭史の研究」一九九八年、一五三〜一八一頁。  
細川氏が中津城の存続が認められ時、細川忠興が忠利に対し「上州・佐州・大い殿へも忝由可被申候」(元和二年正月四日細川忠利宛細川忠興書状『大日本近世史料 細川家史料』一〇一〇号、以下「細川」一〇一〇号のごとく略す。)と伝えていることから、支城の破却や存置の交渉過程に將軍秀忠だけではなく大御所家康の関与が大きいとしている。(白峰、前掲書、一五三〜一八一頁。)

<sup>9</sup>たとえば豊臣秀吉の奥羽仕置や九州征伐による城割を前駆形態と捉えるか否かであるが、これについて白峰氏は「元和一国一城令」と述べて一連性を否定しているが、何故異なるのかということが幕藩関係の中で述べられてはいない。

<sup>1</sup>「家忠日記増補」『大日本史料』一二編の八、三二八〜三三〇頁。

<sup>2</sup>「台徳院殿御実紀」『徳川實紀』第一篇、五八九頁。

<sup>3</sup>一国一城令の大名側の家臣団統制の思惑と一致している点は白峰氏も強調している(白峰前掲書、一四〇頁)。しかし、すでに高木昭作氏が佐竹氏などの例を挙げ、「これらの事実は、一六一五(慶長二十)年閏六月の一国一城令にも単に大名の武力を殺ぐというだけでなく、大名家内部の主従関係の統制の面からも評価されなければならないことを示していよう」(『江戸幕府の成立』『岩波講座 日本史』9 近世1、一五〇頁、一九七五)と述べており新しい視点ではない。

<sup>4</sup>島津家文書 東京大学史料編纂所蔵。『鹿児島県史料』旧記雑録後編四、一二八〇、六〇〇〜六〇一頁。『大日本古文書』家わけ十六ノ二、一〇一〇、三〇四〜三〇五頁。

<sup>5</sup>白峰、前掲書、一五六頁。白峰氏の見解は、この違いについて「島津氏・毛利氏が一国以上、山内氏・黒田氏が一国を領有する本来の意味で

の国持ち大名であるのに対して、鍋島氏が国持大名と称されてはいるものの、実際には肥前一国をすべて領有しているのではなく(元和元年時点で肥前国内には他に、唐津城主寺沢氏や平戸城主松浦氏などが存在した)、その意味で「御分国」ではなく「御領分」というように山内氏・島津氏・黒田氏・毛利氏宛のものとは区別して書き分けられているのである。この点については従来の研究史で全く指摘されてこなかったが、発令形態の相違という意味において、根本的な問題を包含するものとして重要視すべきである」とこの書き分けが従来指摘されなかつた点を強く主張をしている。また、福田氏は、表現の違いについて、諸大名の領有の実態に即して「一分国一城」「一領分一城」の意味に理解され、形式的に明確に理解され、具体的に発給されており、「一城」とは「分国」と「領分」を包含する概念であり、幕府は幕藩制下における多様な領有のあり方を包摂的に捉える象徴的な表現として、「一城」と表記したのである(福田千鶴『江戸時代の武家社会』二〇〇五年、五二頁)と積極的に理解をしている。書き分けを認めている点については両者の見解は同じであるが、単に五大大名に発給された「一城一令」の奉書のみと比較検討であるだけで、他の奉書との比較がなされていない。

<sup>16</sup> いずれも前掲、島津家文書。藤井讓治編『日本の近世3 支配のしくみ』中央公論社 一九九一年、図版及び二二二～二四頁。『鹿児島県史料』旧記雑録後編四、一二七五、五九八頁。

<sup>17</sup> 白峰前掲書。(注14)を参照。

<sup>18</sup> 福田前掲論文 五十二頁。

<sup>19</sup> 鍋島氏には同日に内容の異なる連署奉書(「鍋島勝茂譜考補」)が発給されており。参考のためにあげることにする。「一城一城之外破却候様」と被仰出候、可被得其意也 閏六月十三日 安藤対馬守重信 土井大炊頭利勝 酒井雅楽頭忠世 鍋島信濃守殿。この史料は【史料二・三】に見られるような奉書と内容が大きく異なり、しかも鍋島勝茂宛のものしかみることができず、また原文書で無いことが特徴である。この奉書には「一城一城」という文言が使用してあり、一城一令と呼ばれる根拠となっている史料である。しかし、大炊助であった土井利勝を大炊頭と誤記している部分が気にかかる。また、肥前国は佐賀藩を領有し

ている鍋島氏だけではなく、唐津藩(寺沢氏)・大村藩(大村氏)・島原藩(松倉氏)・平戸藩(松浦氏)と一城に五城あり、あきらかに一城一城となりえないにもかかわらず、あえて「一城一城」としている。これは、幕府が一城に一城という概念を貫徹する事ができない反面、各大名にとっては自己の領域を「一城」として幕府から容認されたものとして理解できる。また、この史料で重要なことは、同日に同じ年寄衆から異なる文言で一城一令が出されている事である。

<sup>20</sup> 余り指摘されないことであるが、現在四点確認出来る一城一令の正本は二人の右筆によつて書かれている。まず、島津家久宛と黒田長政宛(福岡市博物館『黒田文書』第二巻 二〇〇二年、四一号文書)の奉書は同筆と考えられる。一方、毛利秀就宛(毛利博物館蔵)と山内忠義宛(土佐山内宝物資料館蔵)の奉書は同筆である。この四点の文面は基本的には同文であるが、厳密にみれば島津・黒田氏宛のものは「上意二候」、毛利・山内氏宛のものは「上意候」と右筆による違いを見ることが出来る。このことは留意すべき問題である。また、「御領分」と記された、元和二年の家久宛のキリシタン取り締まりの老中奉書については、筆が異なる。

<sup>21</sup> 確かにその後「年寄連署奉書」が、幕藩体制確立の寛永期以後に「老中奉書」として変化をとげれば、それ自身がある種の権威性を持つようになる。例えば細川氏は、寛永十三年の熊本城普請の許可の根拠を老中奉書の付年号に求めた例もある(山本博文「近世初期の老中発給文書と月番制」『東京大学史料編纂所研究紀要』第2号 一九九一年、四九～五〇頁)。しかし老中奉書自身が広範囲な効力を持っていたわけではない。

<sup>22</sup> 佐藤進一「古文書学入門」法政大学出版局 一九七一年、一五九頁。

<sup>23</sup> 福島貴美子「江戸幕府初期の政治制度について―將軍とその側近―」『論集日本歴史七 幕藩体制I』有精堂 一九七三年、一三七頁。

<sup>24</sup> 藤井讓治編『日本の近世3 支配のしくみ』中央公論社 一九九一年、二四頁。

<sup>25</sup> 中村直勝『日本古文書学 上』角川書店 一九七一年、八〇七～八一六頁・八二九～八三九頁。

これについて笠谷和比古氏は、「独自の支配体制の主権者として、徳川幕府と並立する存在であったことを推定しうるのである。豊臣秀頼と豊臣家はこの時点では微力であるが、潜在的に関白型公儀を実現し、その首長として君臨しうる政治的能力を保持した存在なのであった」とし、「二重公儀体制」として位置づけている。(笠谷和比古『関ヶ原合戦』講談社選書メチエ 一九九四年、一九七〜一九八頁)。

山本博文氏は「奉書と書状を分けるものは、宛名が「殿」か「様」かという一点である」としている(山本、前掲論文 五八頁)。また高木昭作氏も同様の見解を述べている(高木昭作『近世史研究にも古文書学は必要である』永原慶二・稲垣泰彦・山口啓二編『中世・近世の国家と社会』東京大学出版会 一九八六年)。この「殿」か「様」が奉書と書状を分ける理由を明確に首肯する例としては、次の奉書がある。「以上急度申入候、貴殿御人数有馬表江可被相渡候、為其如此二候、恐惶謹言(寛永十四年)極月廿九日 石谷十蔵貞清(花押) 板倉内膳正重昌(花押) 細川肥後守(光尚)殿」(拙著『新史料による 天草・島原の乱その時、徳川幕府軍はどう考えたか』九州文化財研究所・城南町歴史民俗資料館 二〇〇九、一〇〇頁)。この史料は、天草・島原の乱時の寛永十四年十二月二十九日に幕府軍の上使である板倉、石谷両名の連署で細川家の嗣子である光尚に発給された原文書である。この日の前日の二十八日に小倉に松平信綱が到着した事を聞いた板倉らは、何としても原城を落城しようとして、熊本の小倉に待機していた光尚に発給したのがこの奉書である。また、この奉書が、有事の状況で発給されたと決定づけられるのは、同月十二日に発信者と宛名を同じくする書状(「細川家史料」、林千寿『八代の歴史と文化シリーズ十二 天草・島原の乱 徳川幕府を震撼させた百二十日』八代市立博物館未来の森ミュージアム 二〇〇二、一九二頁に所収)が「細川肥後守様」と明確に「様」付けになっており、敬称が明らかに異なっている。なお、この奉書は、老中でもない松倉・石谷両氏によつて発給されているのが特徴で、有事により派遣された上使に老中並みの権限が与えられていたことも理解できるが、これについては別稿を持ち検証したい。

拙稿「元和一國一城令と佐敷城」『熊本県指定史跡 佐敷花岡城跡保

存整備工事報告書』芦北町 一九九八年、一一一頁。

<sup>26</sup> 横田冬彦『天下泰平』日本の歴史一六 講談社 二〇〇二年、二二頁。

<sup>27</sup> 白峰句『豊臣の城・徳川の城―戦争・政治と城郭』校倉書房 二〇〇三年、二二二頁。

<sup>28</sup> 『綿考輯録』第三卷 出水叢書三、一九八九年、四〇頁。この史料で「諸国之絵図被召上候」という文言をみると、城郭の破却の前段階として絵図の提出が求められているのである。このことは、各大名に城郭の破却が実際に行われるという噂が具体性を持つものであることを意識させているといえる。

<sup>29</sup> 白峰氏は、譜代大名と外様大名を峻別する方向性や、地域・大名により実施に偏差を設ける点も、当初から幕府の方針に含まれていたことがわかり興味深いと、本稿とは異なる見解を述べている。(白峰、『豊臣の城・徳川の城―戦争・政治と城郭』)。また福田千鶴氏は「細川氏が將軍と譜代衆の城以外は全て破却という政策が断行される可能性を認識していた」(福田、前掲論文、五三頁)と述べている。両氏はこれらの史料を積極的に理解しているが、実態はこの段階において不確定であったと言わざるを得ない。

<sup>30</sup> 福田 前掲論文、五三頁。『久野家譜』福岡県立図書館。

<sup>31</sup> 福田氏は、福岡市博物館の発刊した『黒田家文書』に、一國一城令の正本と長政が幕府年寄宛に提出した請書の「案文」が所収されている。これにより、長政が奉書を受け取ったことが確実となり、口頭と奉書の二通りの伝達があったことはほぼ間違いないとしている(福田前掲書六五〜六六頁)。なお請書の内容については後述する。

<sup>32</sup> 『徳川禁令考』前集一 一九五九年、六一頁。

<sup>33</sup> 笠谷和比古『法度・条目』『概説古文書学 近世編』日本歴史学会編 吉川弘文館 一九八九年、五六〜六〇頁。

<sup>34</sup> 『台徳院殿御実紀』『徳川實記 第二篇』吉川弘文館 一九八一年、五五頁。

<sup>35</sup> 宮内庁に八条宮智仁親王の筆による、慶長二十年の武家諸法度の写しがあるが、内容について漢文体で返り点・送り仮名等が付けられており、当時においても理解が難しかったことがわかる。なお、この写しについ

ては、藤井氏が図版にて紹介されている（藤井、前掲書の図版部分）。

<sup>3</sup> 『鹿兒島県史料 旧記雑録後編<sup>5</sup>』一九八五年、四八三頁。

<sup>4</sup> 白峰氏の見解（白峰『日本近世城郭史の研究』一六〇～一六一頁）に詳しい。それによれば細川氏領内の支城破却は元和元年閏六月下旬～七月に実施されていたとし、また鍋島氏にたいしても同様に破却が速やかに行われていたとする。

<sup>4</sup> 『細川』一一〇三号。

<sup>4</sup> 支城を当時は「端城」と表記しているが、現在「黒田の六端城」にみられるように、これを「はじょう」と読んでおり、それが一般的に知られている。はたしてそうであろうか。例えば、文禄二年六月二十九日、朝鮮の晋州城陥落をうけ、当地に「御仕置きの城々」として多くの支城普請が開始されるのであるが、その中で豊臣秀吉が小早川隆景に充てた目録の表紙に「文禄式年七月廿七日 かとかいの城・同はしろ」とある。また同様に鍋島直茂宛のものに「きんむい（金海）の城・同はしろ」ともある（『小早川文書』五〇九号、中野等『秀吉の軍令と大陸侵攻』吉川弘文館 二〇〇六、二二八頁）。また慶長十六年、毛利氏が熊本を調べたときの史料に「は城々々御座候衆も、しかと城を手堅御持之由申事（山口県文書館蔵「肥後国熊本様子聞書 七月十日」、『新熊本市史』史料編 第三卷近世Ⅰ 八十八頁）」とある。他にも、寛永十六年、細川光尚宛の御口上書に「八代之儀者、はしろの儀に候へハ（部分御旧記「城郭部、細川家史料）」とあるなど、端城を「はしろ」と記載された例が散見できる。このことから「端城」は、「はじょう」ではなく「はしろ」もしくは「はじろ」と読むべきである。

<sup>4</sup> 福田氏前掲論文、五四頁。同氏前掲書、五七頁。

<sup>4</sup> 『黒田家文書』第二卷 福岡市博物館 六九～七〇頁、三〇一頁。

<sup>4</sup> 『黒田家譜』第一卷、四百八十一頁。

<sup>4</sup> 『千代家文書』『福岡県史』近世史料篇 福岡藩政初期上、七四一～七四二頁。

<sup>4</sup> 福田氏前掲書、六五～七〇頁。

<sup>4</sup> 慶長二十年閏六月十日、黒田長政判物写毛利友生宛（毛利家文書）に「我等今日令帰城候、然者小隈之城割申儀二候」とある（『毛利家文

書』『福岡県史』近世史料編 福岡藩政初期下、一三五二号、二九六頁。

<sup>4</sup> 『鹿兒島県史料 旧記雑録後編<sup>5</sup>』四〇〇～四〇四頁。

<sup>5</sup> 山本博文『寛永時代』 吉川弘文館 一九八九年、三二～三六頁。この中で山本氏は（史料六）について一部紹介されている。

<sup>5</sup> 寛永十年の国廻り上使の派遣について福田氏は、目的の一つに古城調査があり、その調査の積極性を認めている（福田、前掲論文、六二頁）が、この島津氏の史料を見る限りにおいては、いわゆるマニュアル的な、質問であつたように感じる。

<sup>5</sup> 高柳前掲論文。

<sup>5</sup> 『日本城郭大系』四一五頁。

<sup>5</sup> これに関して木島孝之氏は、栗野城について、天正十六年頃の島津義弘の入城時期から推定し、島津領内で他の家中に先駆けての織豊系の縄張りの導入であると位置づけている（木島孝之『城郭の縄張り構造と大名権力』九州大学出版会 二〇〇一年、二八七頁）。しかし、氏も一部は認めているように、この織豊系の技術は虎口部分にしか見られない。著者は他の曲輪と比して隔絶した感を禁じ得ないことから、虎口部分の構築時期については再検討を要すると考えている。

<sup>5</sup> 栗野城に関しては、現地踏査で北垣聰一郎氏のご教授によるところが多い。

<sup>5</sup> 富隈城に関しては、隼人町教育委員会により発掘調査が行われおり、担当者の重久淳一氏の見解によるところが多い。（重久淳一「富隈城跡―第4次調査の概要―」『鹿兒島考古』第36号、鹿兒島県考古学会 二〇〇二）

<sup>5</sup> たとえば、天草・島原の乱の舞台となつた原城に関しては、近年発掘調査によつて新しい見解がなされている。服部英雄氏によれば、一揆勢が廃城になつていた原城に入ったときに、わずか四日で修復したとあるのはとても不自然である。ということとは廃城というのは記録上のことで実際に老朽化はしていたが、簡単に修復して使える建物があつたのではないかと考えられるという（服部英雄「原城と有明海・東シナ海」石井進・服部英雄編『原城発掘』新人物往来社 二〇〇〇年、一七〇～一七一頁）。また発掘担当者の松本慎二氏も同様に、短期での修復は不可



能であり、天草・島原の乱の前の段階での松倉氏の破却はかなり手抜きであり、門などの施設やその他の建物が存在していたことを主張している（松本慎二「原城 島原の乱と城破り」藤木久志・伊藤正義編『城破りの考古学』吉川弘文館 二〇〇一年、二三四〜二三五頁）。つまりこのことから一國一城令による破却の解釈はまちまちであったと考えた方が自然である。また建物があったと言うことは、その基礎となつてゐる石垣もあまり壊されてなかったのではないかと思われる。

<sup>58</sup> 『細川』一一〇三号、一三〇〜一三二頁。

<sup>59</sup> 福田前掲論文、五三頁。

<sup>60</sup> 福田前掲書、六五〜七〇頁。

<sup>61</sup> 白峰前掲書、一五七頁。

<sup>62</sup> 笠谷和比古著『近世武家文書の研究』法政大学出版局、一九九八年、九〇〜九三頁。同氏分担執筆『概説古文書学』吉川弘文館、一九八九年、八五〜八六頁。この中で笠谷氏は、慶安元年正月に徳川秀忠十七回忌で全国に大赦令が出た際、十萬石および官位侍従以上の者に対して「自老中以奉書相触之」（『御触書寛保集成』三六六号）を引用し、「奉書」＝「御触」という結論に至っている。しかし、ここでいう「触」の意は「広く知らせる」という意味で、「奉書で広く知らせる」という解釈にしかならず、「奉書」＝「御触（状）」とは理解し辛い。

<sup>63</sup> 笠谷氏『関ヶ原合戦と近世の国制』思文閣、二〇〇〇年、一五三〜一五五頁。同『近世武家社会の政治構造』吉川弘文館、一九九三年、七〇〜七二頁。このなかで同氏は「実際、慶長八年の家康の將軍就任から、同二〇年の大坂陣での豊臣氏滅亡までの期間は、二重公儀、二重封臣関係の時代ともいべきものである」、「豊臣秀吉が構築した関白型公儀の政治体制は、徳川幕府の成立にも拘わらず解体されずに持続されており、豊臣秀頼はこの関白型公儀に君臨する首長としての権威を、依然として保持していたと理解すべきなのである」と大坂陣の直前まで二重公儀体制は保持されていた事を主張している。また細川忠興は、二重公儀体制の解消について、大坂城落城直後の嗣子忠利宛の書状（五月七日付）で「一時之内二天下泰平ニ成候事」（『細川』一一九六号、一二二頁）と述べており、「天下泰平」を意識していることがわかる。

<sup>64</sup> 『細川』一一〇三号、一三〇〜一三二頁。

<sup>65</sup> 『細川』一一〇三二一〇号、一三九〜一四〇頁。

<sup>66</sup> 『綿考輯録』第三卷、四四頁。

<sup>67</sup> 白峰前掲書、一六五〜一六七頁。

<sup>68</sup> 『鹿児島県史料』旧記雑録後編四、一二三五、五七八頁。『大日本古文書』家わけ十六ノ二、一〇〇三、二九八〜二九九頁。なお、後者ではこの史料の表題は「本多正純書状（折紙）」となっている。

<sup>69</sup> 『山口県史』史料編 近世2、二〇〇五年、七四頁。

<sup>70</sup> 高木氏は、正純が、同月九日付の勝茂宛書状に、七日付の奉書を「書状」と表現していることについて触れ、「文書の発給者である家康側自身、われわれが奉書と呼んでいる形式の文書を書状と呼んでいることが確かめられる。形式の上では書状と奉書は区別して書き分けながら、また奉書という文書が存在自体について知らなかったはずはない」としている（高木昭作『江戸幕府の制度と伝達文書』角川書店、一九九九年、六六〜七一頁）。

<sup>71</sup> 『鹿児島県史料』旧記雑録後編四、一三〇五、六一〇〜六一一頁。

『大日本古文書』家わけ十六ノ二、一〇一二、三〇六〜三〇七頁。後者ではこの史料の表題は「本多正純書状（折紙）」となっている。

<sup>72</sup> 藤井讓治『江戸時代の官僚制』AOKI LIBRARY 日本の歴史、青木書店、一九九九年、五二〜五三頁。

<sup>73</sup> 『坊所鍋島家文書』『佐賀県史料集成』古文書編 第十一卷、三八〇、二〇八〜二八一頁。

<sup>74</sup> 『佐賀県近世史料』第一編、第二卷、三一九・二三六頁。

<sup>75</sup> これに関して何点かの史料は福田氏により紹介（福田、前掲論文六〇頁）があるが、「奉書（細川）」等の史料を補足することにより、断片的ではなく細川氏の動向を具体的に把握できる。

<sup>76</sup> 『細川』十二一九三二一〇号。忠利は、同日にほぼ同じ内容で嫡子である光尚宛に書状を出している（『細川』十四一・二三六号）。

<sup>77</sup> 『細川』十二一九三二二〇号の「それより豊前通り罷帰、中一日湯二入、熊本へ十日罷著候」による。

<sup>78</sup> 『奉書』寛永十五年（細川家文書）熊本大学寄託永青文庫蔵。

7 「奉書（細川）」は細川氏の政務記録であり、藩主の命令を記録したもので、ここであげられている一國一城令のような幕府発給の「（連署）奉書」とは全く性格が異なる。吉村豊雄氏によれば、「（細川）忠利による意思決定の集中・独占状態は「奉書」という文書形態をもって完成する。「奉書」とは、惣奉行が藩主から仰せ出された指示・命令を書き留めた冊子である。管見の限り他藩に類例はなく、細川氏の独自の文書形態と考える。」とある。（吉村豊雄「初期大名家の意思決定構造」『近世大名家の権力と領主経済』清文堂、二〇〇一年、一六一頁。）

80 これについて、例えば福田氏は「細川氏の書状等から古城の破却が行われたことは事実なので（実際は形式的であった可能性もあるが）、信綱が指示した古城破却の方針は、これまでの政策基調を変更するものではなく、再度の徹底化を示したものであったと位置づけられよう」（福田前掲論文、六十二頁）と形式的であった可能性を示しているが、明らかに奉書（細川）に「御触」とあるように、親幕の細川氏が最大の留意をもって破却を履行していることは見逃すことができない。

81 この内容について、忠利は、「御領国内石かきの有古城相改被成候由御尤に存候」と五月四日に氏鍊より書状を受け取っており（『熊本県史料近世篇一』一二八頁）、家臣への指示を幕府に伝えている。この書状をみれば「由」以前の「御領国内石かきの有古城相改被成候」の部分が氏鍊からの指示であり、石垣の有無が問題となっていたことが理解できる。

82 「奉書」寛永十五年（細川家文書）。

83 「部分御旧記」城郭部（細川家文書）。

84 この場所はおそらく熊本県合志市にある竹迫城のことであり、現在公園として整備され、堀跡も確認できる。

85 五月十日の忠利の書状に対し、氏鍊は六月十二日に「御領国内古城石垣など御座候かと色々御尋候へとも、左様之所一か所も無之由御尤二候」（熊本県史料近世篇一、二四三頁）と返事を出している。つまり、古城の石垣は一カ所もないと報告していることになる。このことから忠利が芦北の古城については意図的に触れなくなかった事情がうかがえる。

86 「部分御旧記」城郭部（細川家文書）。

87 「部分御旧記」城郭部（細川家文書）。『綿考輯録』第三卷、二三三頁にも同文あり。

88 このうち、特に水俣城については、慶長十七年、肥後熊本藩主加藤清正の死後、幕府がその重臣に宛の下知状で、支城である南関・阿蘇・矢部・宇土・八代・芦北・水俣の七つの内、宇土・矢部とともに破却を命じられている（『家忠日記増補』『大日本史料』十二編の八、三二八～三三八頁）。つまり、慶長段階で破却されたときされる城郭が、元和期を経て寛永期に破却の対象になっていることは決して軽視できることではない。また、この幕府介入による城郭破却命令は、清正の死後の支城は却を中心とした家臣団統制が幕府の裁量によるものであることも理解すべき事であるが、このケースは一國一城令の場合と同等視できない。

89 山本博文『江戸城の宮廷政治』読売新聞社 一九九三年、二七六～二七九頁。

90 山本『江戸城の宮廷政治』、二六〇～二六五頁。

91 『細川』十四～二五五号。

92 六月二十日に氏鍊より「先可申上を御領国内古城之儀、再三被仰下奉得其意候、御書中趣松伊豆殿へも申達候」と返事を受けている。

93 この件に関して、南関町教育委員会の坂本重義氏よりご意見をうかがった。他の例として、肥前名護屋城本丸部分の裏込め石の間から「寛永通宝」の出土があった。これは十八世紀中期以降の「新寛永」と呼ばれるもので、よって古城は一國一城令や寛永期の破却だけではなく、その後何らかの形で破却されたことになる。（高瀬哲郎「肥前名護屋城天下人秀吉の夢の跡」『城破りの考古学』、一三一～一三三頁。）

94 同時代の「外聞」による伝達としては、「鎖国令」が挙げられる。これについて山本博文氏は、長崎奉行宛の寛永十年二月二十八日から同十三年五月十九日までの年寄連署下知状が、本来個別に出されるもので、必ずしも全国の大名に伝えられないことを指摘しながらも、その情報を細川氏が入手していることについて述べている。山本氏によれば、細川氏にこの下知状の写しは確認できないが、長崎の町中に出されたと思われる触状の写が残っている。この触状（掟）を細川氏は天野屋という商

— 人をつかい、家臣を長崎に派遣して情報を入手していた。これによつて、奉書船以外の日本船の海外渡航の禁止という重要情報を知りうることできたという（山本博文『鎖国と解禁の時代』校倉書房 一九九五、十六〜十八頁、三十五〜三十七頁）。この内容からも理解できるように、各大名が独自の情報網である「外聞」を利用してゐることは明らかで、個別の情報は幕府からもたらされる「連署奉書」や「内意」だけではないことは城郭の破却についてもいえることである。<sup>95</sup>

<sup>96</sup> 95 96 97 98 99 100 101 102 103 104 105 106 107 108 109 110 111 112 113 114 115 116 117 118 119 120 121 122 123 124 125 126 127 128 129 130 131 132 133 134 135 136 137 138 139 140 141 142 143 144 145 146 147 148 149 150 151 152 153 154 155 156 157 158 159 160 161 162 163 164 165 166 167 168 169 170 171 172 173 174 175 176 177 178 179 180 181 182 183 184 185 186 187 188 189 190 191 192 193 194 195 196 197 198 199 200 201 202 203 204 205 206 207 208 209 210 211 212 213 214 215 216 217 218 219 220 221 222 223 224 225 226 227 228 229 230 231 232 233 234 235 236 237 238 239 240 241 242 243 244 245 246 247 248 249 250 251 252 253 254 255 256 257 258 259 260 261 262 263 264 265 266 267 268 269 270 271 272 273 274 275 276 277 278 279 280 281 282 283 284 285 286 287 288 289 290 291 292 293 294 295 296 297 298 299 300 301 302 303 304 305 306 307 308 309 310 311 312 313 314 315 316 317 318 319 320 321 322 323 324 325 326 327 328 329 330 331 332 333 334 335 336 337 338 339 340 341 342 343 344 345 346 347 348 349 350 351 352 353 354 355 356 357 358 359 360 361 362 363 364 365 366 367 368 369 370 371 372 373 374 375 376 377 378 379 380 381 382 383 384 385 386 387 388 389 390 391 392 393 394 395 396 397 398 399 400 401 402 403 404 405 406 407 408 409 410 411 412 413 414 415 416 417 418 419 420 421 422 423 424 425 426 427 428 429 430 431 432 433 434 435 436 437 438 439 440 441 442 443 444 445 446 447 448 449 450 451 452 453 454 455 456 457 458 459 460 461 462 463 464 465 466 467 468 469 470 471 472 473 474 475 476 477 478 479 480 481 482 483 484 485 486 487 488 489 490 491 492 493 494 495 496 497 498 499 500 501 502 503 504 505 506 507 508 509 510 511 512 513 514 515 516 517 518 519 520 521 522 523 524 525 526 527 528 529 530 531 532 533 534 535 536 537 538 539 540 541 542 543 544 545 546 547 548 549 550 551 552 553 554 555 556 557 558 559 560 561 562 563 564 565 566 567 568 569 570 571 572 573 574 575 576 577 578 579 580 581 582 583 584 585 586 587 588 589 590 591 592 593 594 595 596 597 598 599 600 601 602 603 604 605 606 607 608 609 610 611 612 613 614 615 616 617 618 619 620 621 622 623 624 625 626 627 628 629 630 631 632 633 634 635 636 637 638 639 640 641 642 643 644 645 646 647 648 649 650 651 652 653 654 655 656 657 658 659 660 661 662 663 664 665 666 667 668 669 670 671 672 673 674 675 676 677 678 679 680 681 682 683 684 685 686 687 688 689 690 691 692 693 694 695 696 697 698 699 700 701 702 703 704 705 706 707 708 709 710 711 712 713 714 715 716 717 718 719 720 721 722 723 724 725 726 727 728 729 730 731 732 733 734 735 736 737 738 739 740 741 742 743 744 745 746 747 748 749 750 751 752 753 754 755 756 757 758 759 760 761 762 763 764 765 766 767 768 769 770 771 772 773 774 775 776 777 778 779 780 781 782 783 784 785 786 787 788 789 790 791 792 793 794 795 796 797 798 799 800 801 802 803 804 805 806 807 808 809 810 811 812 813 814 815 816 817 818 819 820 821 822 823 824 825 826 827 828 829 830 831 832 833 834 835 836 837 838 839 840 841 842 843 844 845 846 847 848 849 850 851 852 853 854 855 856 857 858 859 860 861 862 863 864 865 866 867 868 869 870 871 872 873 874 875 876 877 878 879 880 881 882 883 884 885 886 887 888 889 890 891 892 893 894 895 896 897 898 899 900 901 902 903 904 905 906 907 908 909 910 911 912 913 914 915 916 917 918 919 920 921 922 923 924 925 926 927 928 929 930 931 932 933 934 935 936 937 938 939 940 941 942 943 944 945 946 947 948 949 950 951 952 953 954 955 956 957 958 959 960 961 962 963 964 965 966 967 968 969 970 971 972 973 974 975 976 977 978 979 980 981 982 983 984 985 986 987 988 989 990 991 992 993 994 995 996 997 998 999 1000

<sup>96</sup> 『細川』六一四八三号。

<sup>97</sup> 一次史料ではないが、「元和改元乙卯、天下有一国一城之制法、然如肥後、最為大國、故官容八代子城、於是戚老之中、獨擇正方、以為八代郡麦島城主、更日右馬允也（「浄信興紀録」『大日本史料』第十二編の二十一、三三九頁）」と麦島（八代）城が大國のため存続を幕府から認められているという内容は確認できる。

<sup>98</sup> 『大日本史料』十二 四八号。

<sup>99</sup> 99 100 101 102 103 104 105 106 107 108 109 110 111 112 113 114 115 116 117 118 119 120 121 122 123 124 125 126 127 128 129 130 131 132 133 134 135 136 137 138 139 140 141 142 143 144 145 146 147 148 149 150 151 152 153 154 155 156 157 158 159 160 161 162 163 164 165 166 167 168 169 170 171 172 173 174 175 176 177 178 179 180 181 182 183 184 185 186 187 188 189 190 191 192 193 194 195 196 197 198 199 200 201 202 203 204 205 206 207 208 209 210 211 212 213 214 215 216 217 218 219 220 221 222 223 224 225 226 227 228 229 230 231 232 233 234 235 236 237 238 239 240 241 242 243 244 245 246 247 248 249 250 251 252 253 254 255 256 257 258 259 260 261 262 263 264 265 266 267 268 269 270 271 272 273 274 275 276 277 278 279 280 281 282 283 284 285 286 287 288 289 290 291 292 293 294 295 296 297 298 299 300 301 302 303 304 305 306 307 308 309 310 311 312 313 314 315 316 317 318 319 320 321 322 323 324 325 326 327 328 329 330 331 332 333 334 335 336 337 338 339 340 341 342 343 344 345 346 347 348 349 350 351 352 353 354 355 356 357 358 359 360 361 362 363 364 365 366 367 368 369 370 371 372 373 374 375 376 377 378 379 380 381 382 383 384 385 386 387 388 389 390 391 392 393 394 395 396 397 398 399 400 401 402 403 404 405 406 407 408 409 410 411 412 413 414 415 416 417 418 419 420 421 422 423 424 425 426 427 428 429 430 431 432 433 434 435 436 437 438 439 440 441 442 443 444 445 446 447 448 449 450 451 452 453 454 455 456 457 458 459 460 461 462 463 464 465 466 467 468 469 470 471 472 473 474 475 476 477 478 479 480 481 482 483 484 485 486 487 488 489 490 491 492 493 494 495 496 497 498 499 500 501 502 503 504 505 506 507 508 509 510 511 512 513 514 515 516 517 518 519 520 521 522 523 524 525 526 527 528 529 530 531 532 533 534 535 536 537 538 539 540 541 542 543 544 545 546 547 548 549 550 551 552 553 554 555 556 557 558 559 560 561 562 563 564 565 566 567 568 569 570 571 572 573 574 575 576 577 578 579 580 581 582 583 584 585 586 587 588 589 590 591 592 593 594 595 596 597 598 599 600 601 602 603 604 605 606 607 608 609 610 611 612 613 614 615 616 617 618 619 620 621 622 623 624 625 626 627 628 629 630 631 632 633 634 635 636 637 638 639 640 641 642 643 644 645 646 647 648 649 650 651 652 653 654 655 656 657 658 659 660 661 662 663 664 665 666 667 668 669 670 671 672 673 674 675 676 677 678 679 680 681 682 683 684 685 686 687 688 689 690 691 692 693 694 695 696 697 698 699 700 701 702 703 704 705 706 707 708 709 710 711 712 713 714 715 716 717 718 719 720 721 722 723 724 725 726 727 728 729 730 731 732 733 734 735 736 737 738 739 740 741 742 743 744 745 746 747 748 749 750 751 752 753 754 755 756 757 758 759 760 761 762 763 764 765 766 767 768 769 770 771 772 773 774 775 776 777 778 779 780 781 782 783 784 785 786 787 788 789 790 791 792 793 794 795 796 797 798 799 800 801 802 803 804 805 806 807 808 809 810 811 812 813 814 815 816 817 818 819 820 821 822 823 824 825 826 827 828 829 830 831 832 833 834 835 836 837 838 839 840 841 842 843 844 845 846 847 848 849 850 851 852 853 854 855 856 857 858 859 860 861 862 863 864 865 866 867 868 869 870 871 872 873 874 875 876 877 878 879 880 881 882 883 884 885 886 887 888 889 890 891 892 893 894 895 896 897 898 899 900 901 902 903 904 905 906 907 908 909 910 911 912 913 914 915 916 917 918 919 920 921 922 923 924 925 926 927 928 929 930 931 932 933 934 935 936 937 938 939 940 941 942 943 944 945 946 947 948 949 950 951 952 953 954 955 956 957 958 959 960 961 962 963 964 965 966 967 968 969 970 971 972 973 974 975 976 977 978 979 980 981 982 983 984 985 986 987 988 989 990 991 992 993 994 995 996 997 998 999 1000

第二部 天草・島原の乱にみる幕藩間の意思伝達

天草・島原の乱にみる幕藩間の意思伝達

特に上方衆を中心とした幕府の指揮命令

はじめに

江戸幕府における支配機構を説明することは、近世国家の構造や特質を理解する上で重要なテーマであるといえる。この中で、軍事面に関しては、武威により覇権を確立した幕府にとって、大きな要因にも関わらず十分な検討はなされているとはいえない。特に、関東と共に、江戸から遠隔地支配の拠点となっていた上方の政治機構を論じることは、幕府の西国支配についても不可欠な論点とも言える。

上方の重要性については、小倉宗氏は、上方の直轄都市の京都・大坂・伏見・奈良・堺のうち前三者には、江戸とならび直轄城（番城）の二条城や大坂城・伏見城が存在し、京都所司代と大坂城代は、幕府常置の最高職である老中に次ぐ地位にある。つまり、両者をはじめとする上方の役人や番衆は、江戸以外に所在する遠国の役人・番衆のなかでも人数や格式、職務の内容が最も充実していたといっている<sup>1</sup>。

西国支配の要となる上方の機構については、朝尾直弘氏によれば、寛永十一年（一六三四）三月三日付の『徳川禁令考』にある老中職務定則「覚」、および翌十二年十一月十四日付の老中ならびに諸役人の月番、職務取扱日の定則<sup>2</sup>により幕府支配にかんする法令が最初に整備された。しかし、これらの法令が「関東」を対象にし、畿内

以外の地域についてはのべられておらず、さらに寛永十五年の段階でも勘定方の会計は上方と関東に分かれており、このような直轄領支配の二分体制は、寛永末年に一応の統一を見ながらも、少なくとも寛文年間まで続きそれ以降もこの形式は残るとする。また、寛永中期に幕府支配機構が形成・整備されはじめたときに、なお、畿内幕領のことが条例に出てこないのは文禄四年（一六九五）に豊臣秀吉に提出された起請文前書に規定されており、これが二分体制を継続させていたということである<sup>3</sup>。

近世初期には関東・上方と二分体制が継続されていた幕藩体制下において、上方では、二条城・大坂城を中心とした軍備体制が、元和・寛永期を通じて再編成を繰り返されており、そこでは京都所司代・大坂城代を中心とする支配体制があった。また上方にはこれに加え大坂定番、大坂町奉行の存在があり、この四者で上方軍事機構を掌握していた。これを本稿では「上方衆」とよぶ。

上方支配機構のなかで要となる大坂城は、元和五年（一六一九）に將軍直轄城なり、廢城となった伏見城から要となる権限を移譲されたことにより、その重要性を増していくことになる。

大坂城については、江戸時代を通じて定番・在番・加番を統率し、その家臣をもって城内の重要地点である追手門を守衛した大坂城代の存在が大きい。大坂城代の職制については、寛永三年七月二十九日に阿部正次が大坂城代に就任するにあたり出された三条の「定」による。この第一条に「自然之時、一丸之外江出間敷事<sup>4</sup>」とあり、不測の事態があるときは大坂城の外へ出ることが禁じられており、

城代の権限は大坂城の守衛が第一の任務であった。

大坂城代の職務は寛永三年の「定」に規定されるのであるが、このような中で寛永十四年（一六四六）に偶発的に起こった一揆「天草・島原の乱」で、この時の城代の阿部正次は、一揆の一報が豊後目付からもたらされると、直ちに江戸に報ずるとともに、大坂定番・大坂町奉行や京都所司代と協議し、江戸からの指示を待つことなく、島原近隣の大名衆をはじめとする諸侯に指示を行っている<sup>5)</sup>。

本来であれば、このような正次の行動は、「定」の規定を反故するものではあるが、乱後に家光の意にかなない褒賞されている<sup>6)</sup>。

また、上方衆の構成要員の一つである大坂町奉行は、大坂城に置かれた城代・定番と異なり、もともと大坂市中と摂津・河内領国を支配するために置かれていたものである。これについて、内田九州男氏によれば、大坂町奉行は、元禄十四年（一七〇一）に再編成されることにより、軍事は城代、治政は町奉行という役割から、一元的に城代の権限の中に包摂され、その支配下となっていく<sup>7)</sup>という指摘があるが、その根拠は不明である。

このように、上方衆の支配機構は、幕府の西国支配体制の中で重要にもかかわらず、不明瞭なものが多く、論ずる余地があると思われる。この中で、本稿では初期幕藩体制の中で、特に軍事指揮権の問題に注目し、上方の事例を通してその構造を明らかにすることを課題としたい。

このテーマを中心となるのは、前記した寛永十四年に起こった一揆「天草・島原の乱」である。小倉宗氏は、西国に対する大坂上使

衆の軍事指揮権について、従来、承応三年（一六五四）八月二十五日の「定」に「於西国筋何篇之儀雖為出来、令遅々不苦事者、言上之上可申付之、差当儀有之節者、不及得 上意」などあるのがその起点とされているが、既に天草・島原の乱の勃発時に大坂城代らが江戸の「上意」を受ける前に指示を出すことは実態として成立しており、それが島原の乱で発動され、後に規定された点を指摘している<sup>8)</sup>。

このように江戸幕府の西国支配における上方衆の権限については、天草・島原の乱を画期として規定されたのではないかという指摘についても、今までの研究では断片的に触れられているだけで、その具体的な様相は不明な点が多かった。そこで、本稿では、天草・島原の乱を中心として、幕府の意思伝達と情報収集がどのようになされているかを上方衆の視点を中心にその具体相を明らかにし、江戸幕府の遠隔地支配の本質を論ずることを目的とする。

この論点から導き出されることは、江戸から遠く離れた島原の情報を徳川幕府はどのように情報入手し、それを受けどのような具体的な指示を出していたのか、またその中間地にある上方衆はどのような存在だったのか、さらに九州派遣された上使衆はどのように幕府の意思を反映させ軍令として伝達していたのかを明らかにすることにつながると思われる。

第一章 天草・島原の乱における江戸幕府の情報収集と伝達

## 第一節 乱における江戸への情報伝達

本節では、幕府の意思伝達の元となる天草・島原の乱の情報、どのように江戸に伝わり、その情報による幕府の初動と大名衆への伝達について従来使用された史料も含めて考察を行う。

### 1 大名家の情報入手と豊後目付の対応

寛永十四年十月下旬に、島原半島南端の口之津で、キリシタンの動きが活発となっており、その勢いは十月二十五日の島原藩代官林兵左衛門を討ち取るまでになっていた。一揆勢は、勢力をさらに伸ばし、松倉勝家の居城島原城を包囲するまでになった。このとき、九州の大名は、病気で参勤を免除されていた島津氏を除き在府であったため、その判断は留守を守る各大名の判断に委ねられていた。

この時の様子を情報入手の中心的存在であったと思われる熊本（肥後細川）藩の動きを中心に情報の入手と伝達をみていくことにする。

十月二十七日辰ノ刻頃、熊本藩の家老衆である松井興長らのところに鮑田郡小嶋村より、対岸である島原半島表に火の手が夥しくみえ、鉄炮の音が聞こえたことなどの注進があった。家老衆は、早速、情報収集のため歩使番横川助右衛門を島原に遣わし、引き続き島原のことをよく知る道家七郎右衛門を現地に遣わしている<sup>10</sup>。

また、同藩家老衆は、時を同じくして、「島原の百姓切支丹にて無之者、御国を頼小早に乗て鮑田の海辺に逃来候二付、早速召寄様子尋候処、一揆共在郷を焼、島原の町をも放火いたし、城を攻候由申候、いまた誠しからす候へとも、先ツ此趣府内御目附ニ注進可仕と

て、飛札を差越、鉄炮の事等申越候、廿八日未明に差立候なり<sup>11</sup>」と情報を入力し初動を行っている。

この島原の切支丹ではない百姓の情報は、かなり具体的であり、かつ当事者であることから、不確定ではあるが、この内容を豊後府内目付に注進することにし、二十八日未明に使者を差し立てている。つまり事は重大で、緊急を要した内容であると熊本藩家老衆は認識しているのである。

次の史料は、最初の情報を入力した熊本藩家老衆が豊後府内目付の牧野・林の両氏に連名で出した報告で、この様子をあらわしている。

【史料1】十月二十八日、熊本藩家老衆書状、豊後府内目付衆宛<sup>12</sup> 熊致啓上候、然は松倉長門守殿御居城当嶋原火事出来仕候、其上在郷も端々焼申候而、鉄炮之音も仕候由国端より申沙汰仕、如何様之子細とも不承候二付、昨日嶋原之老中へ様体尋ニ遣申候、此者罷歸次第ニ其様子重而可申上候、然処ニ風聞仕候は、彼地御領分之貴利師丹宗門之百姓共申合、嶋原之城下まで放火仕候由申候、此段不夷ニ奉存候へ共、下々取沙汰仕儀ニ御座候条、先申上候、左様ニ御座候へハ、此儀必定ニ而御座候而、貴利師丹宗門之者共右之仕合ニ御座候ハ、随様子爰元よりも鉄炮など少々遣可申（一ニ鉄炮打候者など遣可申）と奉存候間、前廉ニ御案内申上候、恐惶謹言

長岡監物

十月廿八日

是季

有吉頼母佐

英貴

長岡佐渡守

興長

進上

牧野伝蔵様

林丹波守様

御奏者御中

この書状によれば、熊本藩家老衆は、風聞であり不確定ながらもキリシタン宗門よる対岸島原での一揆の内容に触れながら、現地に鉄炮などの加勢の許可を求めているのである。

この書状が出された同日に当事者である島原松倉藩家老衆より、熊本藩家老衆へ次の様な書状が来ている。

【史料2】十月二十七日、島原松倉藩家老衆書状、熊本藩家老衆宛<sup>13</sup>、態一筆令啓上候、然は、爰元百姓共切支丹ニ俄ニ立帰り（イあかり）、一揆之仕合ニ而村々焼払、城下町迄昨日焼申候、隣国之儀ニ御座候間、早速御加勢被成可被下候、奉頼候、下々之儀ニハ御座候へ共、凡人数五六千人御座候、恐惶謹言

十月廿七日（以下略）

この書状に「早速御加勢被成可被下候、奉頼候」と有ることから島原藩では熊本藩に加勢を要求しているのである。

熊本藩には同時期に情報を入手した隣国である佐賀藩の家老衆より、「従手前ハ如何可被成候哉、御同前ニ可申付候<sup>14</sup>」と加勢をすべきか否かを尋ねる書状（二十七日付）も届いている。ただし、こ

の追書に、「如御存 公儀之御法度ニも、縦隣端に出入御座候共、無御下知前少も構申間敷由ニ候条、存其旨罷有儀ニ候」と有るように、佐賀藩は、武家諸法度に「於江戸并何国、例令何篇之事雖有之、在国之輩者守其処、可相待下知候<sup>15</sup>」とされていることを初動から強く意識していることになる。

熊本藩は、豊後目付に加勢の許可を一端、「爰元よりも鉄炮など少々遣可申（一二鉄炮打候者など遣可申）」と奉存候間（【史料1】）と申請したが、「然れ共御下知なくして他国に兵を出す事堅く禁制なる上、忠利君・光利（光尚）君も御在府也、私ニ人数を出しかたし、府内御目付衆裁判を蒙るへきかと（松井）佐渡申候へハ、各同意にて、則嶋原より之書状・写相添、早速府内に飛脚差越候<sup>16</sup>。」ということで、島原よりの書状の写し（【史料2】）を添え豊後目付に次の様な書状を追加で送っている。

【史料3】十月二十八日、熊本藩家老衆書状、豊後府内目付衆宛<sup>17</sup>、態以飛札申上候、嶋原之様子今朝御注進申上候以後、松倉長門守殿老中より如是之書状参候、然処公儀御法度書ニ、隣国何篇之出来仕候とも、御下知を相俟可申旨被 仰出候ニ付而、各様御差図次第加勢可遣奉存得御意候、此返事ニ可被仰下候、今朝私共書中ニ申上候ハ、依様子爰元よりも鉄炮など少々遣可申と奉存候通申上候ハ、切支丹宗門之儀は格別ニ而可有御座哉と奉存、随様子可申と申上候得共、公儀被 仰出相違仕候へハ、如何ニ御座候故、如此申上候、恐惶謹言（以下略）

一端は、加勢を申請した熊本藩家老衆は、【史料1】との整合性を



強調するために、武家諸法度の条文を引用し、「随様子可申と申上候得共、公儀被 仰出相違仕候へハ、如何ニ御座候故、如此申上候」と前回の書状に対して差異を気にかけて内容の書状を送っている。

また、熊本藩家老衆の書状（【史料1】）に対する豊後目付衆の返事は、「随様子従其元鉄炮など少々可被遣かと、被仰候様子御聞届、御分別可然候<sup>18</sup>」（二十九日書状）と曖昧に回答をしているが、【史料3】に「御下知を相俟可申旨被 仰出候二付」とあるように、武家諸法度の条項を引用した書状を受け取ると、「紙面之趣一々言上申候間、御下知次第尤ニ存候<sup>19</sup>」（十月晦日書状）と具体的に江戸からの下知次第であることを伝えている。ということは、各藩と幕府から九州に派遣された豊後目付衆は、具体的な対応策を持っていなかったことになるのである。つまり、どのような有事の際であつても江戸から遠隔地である九州を預かる豊後目付にとっては具体的な指示は江戸からの下知をもつてしか行動し得なかつた。

## 2 幕府の情報入手と各藩の対応

徳川幕府が、一揆勢蜂起の第一報を入手し初動を始めたのは十一月九日である。この時の状況は『江戸幕府日記』（以下『日記』）に次の様に記されている。

【史料4】『江戸幕府日記』寛永十四年十一月九日<sup>20</sup>。

一、京大坂并豊後より継飛脚到来、  
一、松倉長門守領分、於肥前国島原紀利支丹之輩立起宗門令一味、  
長州居城之町屋并在々所々放火、有郷（ママ）有馬ト云所江楯籠有

之由、豊後国御目付衆より、右之旨今日注進也、因茲、為 上使板倉内膳正・石谷十蔵被差遣之、黄金・呉服等被下之、次松倉長門守・日根野織部正御暇被下之赴在所云々、又、右之党等長門守留守居之者、於難成退、依为同国之間鍋島信濃守・寺沢兵庫頭儀留守居可及加勢之旨、右兩人被召之被 仰出畢、

一、細川越中守・立花飛驒守・有馬玄蕃頭・中川内膳正・稲葉民部・木下右衛門大夫、右之面々雖在府、留守居之者、早速承届之、右之地江可差遣加勢之由、豊後御目付衆へ伺之候之段、彼御目付より注進也、兼日被 仰出之旨、堅相守候之儀、御機嫌不斜之趣、老中より被伝 仰之旨、依右之趣、大坂・豊後江継飛脚被差遣之畢

これによれば、九州の管理者たる豊後目付から、肥前国島原松倉勝家の領分でキシタン宗門の輩が一揆を起こし、町屋などに放火をしている。また有馬というところに立て籠もっていると注進があつた。

この情報は、藩主の留守を預かる細川氏や松倉氏の家老などから、豊後目付にもたらされた情報による（【史料1】参照）と推定できる。

早速、幕府はこれに対し、板倉重昌（三河深溝藩一万五千石）と石谷十蔵（目付千五百石）の派遣を決定した。また、江戸在府であつた当事者の藩主勝家と豊後府内藩主の日根野織部正に暇が出された。また、同国であるということから、鍋島勝茂・寺沢志摩守の留守居衆にも加勢をさせるように指示があつた。

この情報は、早速、江戸在府の大名に伝わっている。例えば細川

忠利は、家臣の松野織部（親英）を幕府年寄酒井忠勝に使者として送り、情報の精査に努めている。次の史料は、松野織部が持参した忠利書状に対する返書で、江戸城内における將軍家光の様子を具に伝えている。

【史料5】寛永十四年霜月十四日、酒井忠勝書状、細川忠利宛<sup>21</sup>

（前略）猶々、萬々面上ならてハ不被申候、あま草之義よ人ニハ不被仰付候、昨夜織部方へ口上ニ委申入候、以上、

昨晚ハ尊札并松野織部（親英）方口上之趣具承届申候、

一 去九日ニ板倉内膳（重昌）・石谷十蔵（貞清）ニ被仰付候ハ、嶋原一揆之義、領分ニ候間松倉長門（勝家）も可申付候、自然右老人之手余候者、同国ニ候間なへ嶋信濃（勝成）守、寺沢兵庫（堅高）守加勢可仕之由被仰付候、若兩人之手余候者、程近候間、越中守被申付候様ニと被 仰出候、其以後ハ何方与たれニとも不被仰付候、あま草ハ寺沢領分ニ候間、定而不被仰付候共、兵庫仕置可被仕事ニ候、手余候者、近辺ハ貴殿より外ハ無御座候、定而上使之面々指図被申候とも、又豊後御横目衆指図被申とも、別ニ替義これ有間敷候、上様よりあま草之義よ人ニ被仰付候事ハ不承候間、御氣遣被成間敷候、其上貴殿御留主居衆より外ニ委御左右申来候ハ無御座候、可被御心易候（以下略）

この内容は、十一月九日付の『日記』が伝える内容とほぼ同じであり、幕府の中核にいる忠勝が、忠利に対して決定事項を伝えていくことは重要である。ただ、書面では伝えにくい情報もあったと思

われ、「萬々面上ならてハ不被申候」としている。

一方、毛利秀就は、九日、これらの情報を忠勝と同じ年寄土井利勝などより入手し、即日、上使として派遣される板倉重昌と石谷貞清を見舞った。秀就は、同じ肥前国である鍋島勝茂に使いを出し、自らは帰国の命を受けた豊後府内藩主日根野吉明の許に訪れ、具体的な情報収集に努めている（「公儀所日乗<sup>22</sup>」以下「日乗」）。

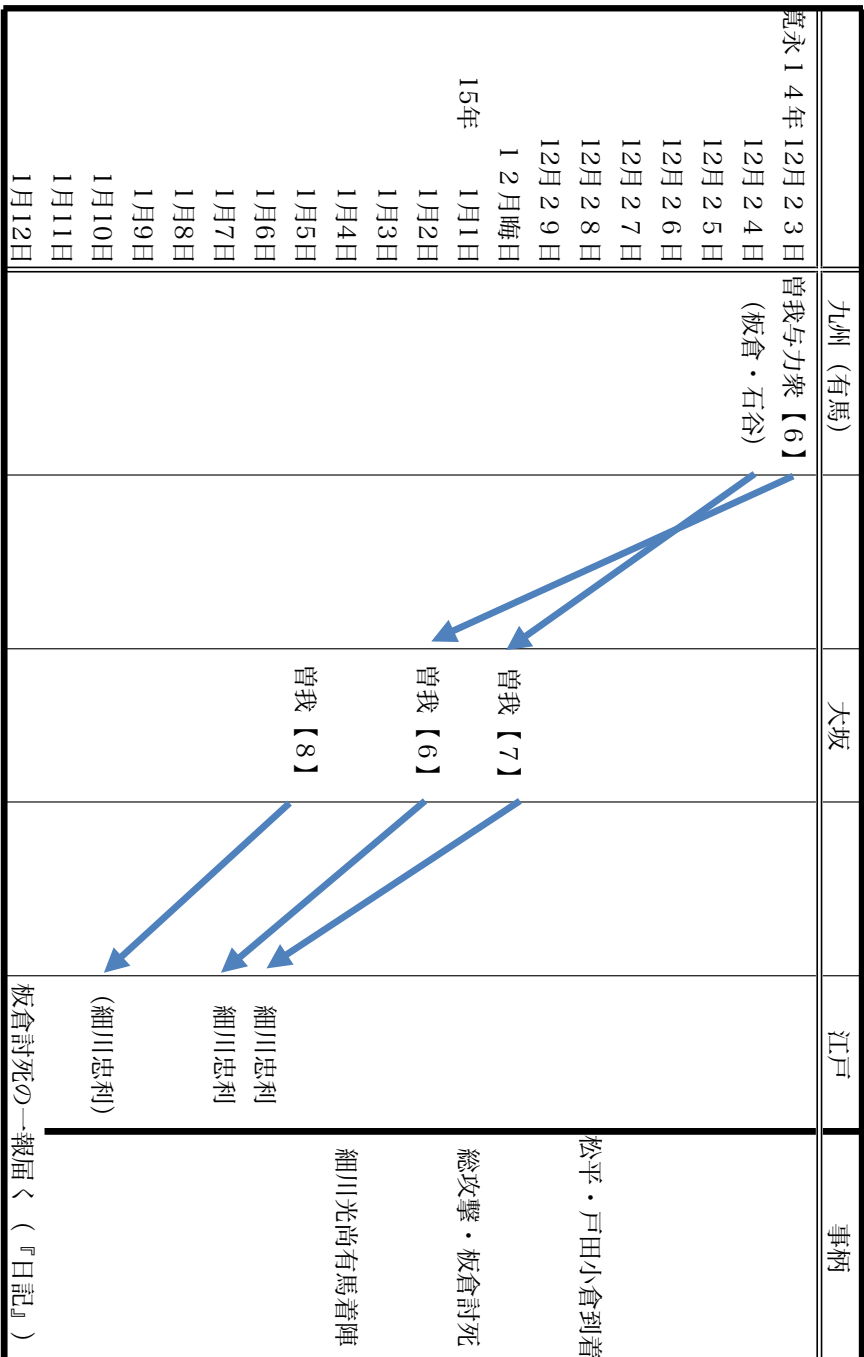
毛利家は程遠き場所であることから、一揆の様子を静観しながらも滞る様であれば、下知次第に鍋島・寺沢軍に加勢するよう決め、これは上使の下知次第であると国元へ伝えた（「自然彼表於滞申者、（鍋島）信濃守・寺沢兵庫人数差出可申候、其段御上使御下知次第たるへく候条、先人数差出候用意仕可申通被仰渡付而、只今より早飛脚を以国元江其仕組申遣候<sup>23</sup>」）。

このとき、九州の細川・立花・有馬・中川・稲葉・木下ら諸大名は在府であったが、国元の留守居衆は、豊後目付に出兵すべきか問い合わせていた。これは、武家諸法度に他国へ出兵してはならないと厳命してあることによる。法度の内容が遵守されていることに、將軍家光は満足のようなであった<sup>24</sup>。

つまり、家光の心情にもあるように、この段階では、一揆の情報は伝わっているものの、その勢力は過小評価されている。また、この件に関して登城する大名も少なかった。

一揆の性格について、幕府は、「於肥前国島原紀利支丹之輩立起宗門令一味」（【史料4】）と認識しており、毛利藩も「九州吉利支丹一揆之儀ニ付<sup>25</sup>」と同様で、あくまで島原地方で起こったキシタン

<図1> 書状関係相関図



※【 】は史料番号、( )は大まかな日付

一揆として理解していた。

しかし、細川忠利は、独自の情報網から「大方きりしたん計かたまり申二而ハ御座有間敷候<sup>26</sup>。」と一揆の性格を冷静に分析し、京にいる父忠興に報告している（十一月十日忠利書状）。ただ、内容については「定而はや事済可申候」とその規模を楽観視していた。

この段階では、幕府にしても、江戸在府の大名にしても、まだ一揆の第一報が届いたに過ぎず有馬よりの報告を待つ段階で、情報の少なさにより幕府の初動が不完全であることは否めない。

## 第二節 有事におけるタイムラグの状況

一揆の舞台となっている九州肥前国有馬は、江戸から遙か離れた辺境の地で、幕府へ情報が伝わるまで十四日ほどかかる。つまり、折り返し有馬へ幕府からの命令が届くのは約一月を要するのである。このため、時には幕府の命令が具体性を帯びていない事も容易に想像できる。

これを打開する目的で、中間地点の京都・大坂に重臣を配置し、権限を与え西国の有事に備えていた。寛永十五年は、京都所司代板倉重宗・大坂城代阿部正次・大坂定番稲垣重綱・大坂町奉行久貝正俊・同曾我古祐らの上方衆の合議により西国の指示を行っていた。また九州の豊後には、幕府から派遣された目付の牧野成純・林勝正らがあり、各大名の指示に当たっていた。

一揆に関する各大名からの情報は、先ずこの豊後目付の元に届き、上方を経て江戸に注進されている。

上方衆は、西国からの情報をいち早く収集し、江戸に注進することが職務のひとつである。また、江戸よりの指示を西国に命令する権限を持っている。つまり、九州と江戸の中間にあつて、双方の情報をいち早く比較吟味できる立場にある。

このような中で、当時、大坂町奉行であつた曾我古祐の書状をとおして、有馬の状況をみてみることにする。ちなみに古祐は、寛永十年（一六三三）に今村傳四郎と共に幕府から派遣された最初の長崎奉行<sup>27</sup>で、九州の状況をよく知る一人である。と同時に細川忠利と非常に親しい関係にあり、このことから細川家に極めて重要な情報をもたらしている。

この古祐関係の書状を中心に、九州から上方そして江戸に情報をもたらされる時間差を示してみたい。

〔図1〕は、寛永十四年十二月下旬から翌年正月上旬まで、上方を経由して江戸に情報をもたらされるまでの関係を示している。

【史料6】寛永十四年十二月二十三日、曾我古祐与力衆披露状、及び同十五年正月二日曾我古祐書状、細川忠利宛<sup>28</sup>。

### （前略）

一、肥後守様、天草へ御出陳被遊候へとも、天草一揆之者共何も欠落仕候而、天草ニハ老人も不罷有之由、依之、肥後之国川尻ニ被成御在陳之由ニ御座候、天草之一揆共大形ハ此表有馬一所ニ加り申候由風聞申候、しかとの儀ハ不奉存候、

### （中略）

一、肥後守様より番船二十艘被遣、城廻り海手より鉄炮打かけせめ

申候、殊外作法能御座候由にて、御両使様御ほめ被成候、爰元鍋嶋殿御手、殊外手ぬるく御座候二付而、新手を御入替被成、御せめ被成度様ニ御両使様思召之由、左候ハ、肥後様をよひ御申可被成かと、十蔵様御内角大夫物語仕候、榊原飛騨様・馬場三良左衛門様爰元ニ被成御座候間、定而御談合も可有御座と奉存候、其外相替儀無御座候、恐惶、

十二月廿三日

泉田五良兵へ

坂井新右衛門

永田勘右衛門殿

御披露

此書状、我等与力之若キもの忒人、石貝十蔵ニ付て遣申候、彼者も如此申越候間、写遣し候、可被御披見候、以上

曾我又左衛門

正月二日

古(花押)

細越中様

板内膳(板倉重昌)殿・石十蔵(石谷貞清)より之覚書も進之候

この史料は、大坂町奉行の曾我古祐が、自身の家臣泉田・坂井の兩名を上使石谷貞清付きとして派遣し、もたらされた情報が元になっている。十二月二十三日に出されたこの情報は、九日後の正月二日に古祐のもとに到来し、写に加筆され江戸にいる忠利に伝わっている。この書状によれば、帰国した忠利の息子光尚は、天草に出兵したところ、一揆の者は見あたらず、熊本藩軍港の川尻に帰陣して

いる。また、一揆勢は有馬一所に集結しており、それに対し、光尚は番船二十艘派遣し、舟手から鉄炮による攻撃を行い、それが上使衆から受けが良かったというものである。

しかし、二十三日付の情報が大坂へ伝わる前々日の十二月晦日に、曾我は既に二十四日の情報を直接上使の板倉・石谷より得ていることが次の史料で理解できる。

【史料7】十二月晦日、曾我古祐書状、細川忠利宛<sup>29</sup>。

明日肥後へも小早を遣し可申候、飛脚斗にて不被仰上候共、たしかなる衆一人被遣候へと可申上候、以上、

嶋原より去廿四日之注進、今夜戌ノ剋ニ参着仕候、存之外長引申候、いま長引可申様ニ相聞へ申候、

一、肥後之御人数舟手ニ斗罷成候由申来候、肥後(細川光利)様嶋原へ被成御越度被仰候へ共、御無用之由内膳(板倉重昌)・十蔵(石谷貞清)被申候付而、川尻(鮑田郡)ニ御座候由被仰越候、

一、天草之一揆共立退候而、御人数いたつらに引被申候間、其元にて御年寄衆迄御内談候て、嶋原(肥前国)へ被遣度由被仰上てハ、いかゝ可有御座候哉、天草(肥後国)にて之様子、よこ目衆差図とハ申なから、有馬と天草之間ノ渡りへ番舟廻し、扱三すミより取かけ不被申候事行一ツぬけ候と存候、俄ニ天草へ御人数可被遣由、嶋原より被申候故、行之間も無之かと推量仕候事、

一、天草之様子たしかなる衆被召寄被成御尋候て、彼地一揆之立退候段々、御年寄まで不被仰上候段、御油断ニ存候、其元よりも御近習ニ被召使候衆兩人早々被遣候而、御聞届被成候て可被仰上義と存

候、右二天草より兵庫（寺澤堅高）殿もの三宅藤兵衛（重時）てより加勢をこい申候時、御人数遣し不被申候義、御目付兩人無用と申候共、貴様其元ニ被成御座候者、そこつを仕候て、御家老衆一人とかに引おい可被申候存候へハ、罷成事ニ御座候、可様二世間にて可申候事

一、嶋原より参候状写進之候事

一、肥後より之注進飛脚之状斗ニ而被成御聞候てハ、後ニ御理可被成と思召候事も可有御座候、下村五兵衛を九州被遣候事第一悪一御座候相談可仕も不存人ニて候へハ、不罷成候、恐惶謹言、

曾又左衛門

十二月晦日

古（花押）

忠利（細川）公

人々御中

これによれば、有馬の状況が予想外に長引いており、光尚は有馬に陣を構えることを希望したが、板倉・石谷の上使は必要ないとしている。しかし、舟手からの攻撃だけでは戦功を挙げることができないから、着陣できるよう江戸の年寄衆に相談したらいかだろうかという内容である。そこで、この情報を翌月六日に受け取った忠利は<sup>30</sup>、早速第二次上使の松平信綱・戸田氏鍊・軍目付の榊原職直・馬場利重、第一次上使の板倉・石谷宛に書状を出し、適当な場所がないなら、どんなに悪い場所でも良いから仕寄を与えてくれるように依頼している<sup>31</sup>。

この二通の書状で理解できるように、新しい情報の後に以前の情報が伝わることもある。特に重要な情報に対しては、多くの書状を出さざるを得ず、情報が前後するのは当然であった。

つぎに、正月五日、古祐の書状をみてみることにする。

【史料8】正月五日、曾我古祐書状、細川忠利宛<sup>32</sup>

極月廿八日・九日両度之御状、次飛脚ニ相届、拜見仕候、被仰下候通、尤ニ存候、

一肥後（細川光利・後光尚）様御人数被 召連、嶋原へ可被成御渡海之旨、内膳（坂崎重昌）・十蔵（石谷貞清）より晦日ニ被申上、則可有御渡海之由、日根野織部（吉明）方へ去晦日之御状写被越候間、懸御目候事、

一、府内御目付衆并日根野織部（吉明）、去二日之状并織部嶋原ニ被置候蜂谷一良兵へ状之写進之候事、

一、朔日之朝、城を乗取可申之由、晦日ニ諸手へ内膳（板倉重昌）・十蔵（石谷貞清）被相触候覚書、是も織部もの蜂谷一良兵衛かたより越候由にて、織部方より被越候間進之候、可被成御披見候事、

一、板倉内膳・石谷十蔵方より旧冬廿一日之状写進候事、

一、右之状共追々今日到来候、御注進申上候間、如此ニ御座候、落着之注進近日可有御座候間、又可申上候、御人数嶋原へ被致渡海、肥後（細川光利・後光尚）様能時節、加程之事にても御人数を被召使候儀目出度奉存候、急早ニ申上候、恐惶謹言、

曾我又左衛門尉

正月五日

古（花押）

## 細川越中（忠利）守様

人々御中

この史料は、前月二十八・九日に江戸在府である忠利からの書状の内容をふまえ、有馬からの注進の内容を写して添えて報告している。また、忠利が気にかかっている嗣子光尚の有馬出陣については、十二月晦日の板倉・石谷の連署状にあるように、有馬表への両上使による「上使衆連署奉書」とよぶべき出陣命令が出されていることを著している<sup>33</sup>。なお忠利は、光尚の出陣命令を正月十日に知ることになる。

この古祐の情報は、まさに正月朔日の総攻撃前夜といえるもので、有馬からの注進をうけた古祐は、「落着之注進近日可有御座候間、又可申上候」と樂觀視していたが、実際は上使の板倉重昌の討ち死にという結果となった。

つまり情報に関しては、交錯することは普通であり、現況を伝えることは不可能にちかかった。また書状だけでは具体的に伝わらないことも多かった。であるから、江戸にいる將軍家光は、〈表1〉にあるように頻繁に上使を派遣し情報の収集に努めたのである。

この図は、『日記』より抽出したもので、特に注目できるのは、一月朔日の板倉重昌討ち死の後に、上使が頻繁に出されていることである<sup>34</sup>。これらの上使衆は、およそ一月後には帰参しており、有馬到着後、即日に関向かっていたのである。

なお、江戸在府の忠利が、【史料7】にあるように、十二月二十四日付の書状を受け取り（「嶋原より去廿四日之注進、今夜戌ノ剋（午

後八時）ニ参着仕候）、どのような場所でも良いから出陣させて欲しいと述べた正月六日には、既に元日の総攻撃で板倉重昌は討ち死にしており、光尚が有馬に着陣して四日が過ぎていた。

このように、それぞれの情報を具体的に見ていくと、内容が現実味を帯びていないことは当時でも理解されていた。例えば、その後有馬に参戦した忠利は、大筒を打ちすくめてみようと思案の普請を行う際に「城中より礮を事之外打申二付而、普請仕にく、御座候故、帆柱を立、帆をはり候て、其かけにて普請申付候<sup>35</sup>。」（二月十八日書状案）と京にいる細川忠興に報告した。これを五日後の二十三日に受け忠興は、書状<sup>36</sup>を直ぐに送り返し、「仕寄近ク候故、石をうち申二より、帆をはられ候由、なけたいまつ・火矢あふなき儀と存候、何とて焼不申候哉、不思議ニ存候事」と注意をしている。しかし、忠利からの書状はすでに五日前の事なので、「何事を申進候而も、三百里参、又三百里もどり申事二候間、不入儀と存候へ共、申候」とその具体性の無さを歎いている<sup>37</sup>。

ただ、その情報の伝達が遅い状況下の中でも意思伝達は必要であり、今回の有馬の一件では、それを補うために幕府は江戸より上使を頻繁に派遣したのである。

## 第二章 上方衆の情報収集と対応

### 第一節 一揆の情報と上方衆の役割

前項では、天草・島原の乱についての情報伝達の間地点に上方衆の存在があり、そのなかで特に情報収集に関して大坂町奉行の果

＜表1＞有馬への上使一覧(『江戸幕府日記』より)

上使名	命ぜられた日	出立日	帰参日
板倉内膳正(重昌)・石谷十藏(貞清)		寛永14年11月9日	
松平甚三郎(行隆)	寛永14年11月12日		
榊原飛騨守(職直)・馬場三郎左衛門(利重)	寛永14年11月15日		
松平伊豆守(信綱)	寛永14年11月27日	寛永14年12月3日	寛永15年5月12日
戸田左門(氏鏡)	寛永14年11月27日		寛永15年5月12日
能勢四郎右衛門・山中喜兵衛	寛永14年12月3日		
兼松弥五左衛門(正直)	寛永14年12月25日		寛永15年1月19日
井上筑後守(政重)	寛永15年1月3日	寛永15年1月3日	寛永15年3月13日
本郷勝右衛門(勝吉)	寛永15年1月12日		寛永15年2月12日
宮木越前守(和甫)・石川弥左衛門(貴成)	寛永15年1月14日		寛永15年2月15日
酒井因幡守(忠知)・駒杵長次郎(昌次)	寛永15年1月20日	寛永15年1月20日	寛永15年2月20日
市橋三四郎(長吉)	寛永15年2月1日		寛永15年3月1日
下曾根三十郎(信由)・杉原四郎兵衛(正永)	寛永15年2月6日	寛永15年2月8日	
水野藤右衛門(元吉)	寛永15年2月11日		寛永15年3月4日
三浦志摩守(正次)	寛永15年2月16日		寛永15年3月9日
村越七郎左衛門(正重)	寛永15年2月16日		寛永15年3月12日
松平出雲守(勝隆)・駒井次郎左衛門(昌保)	寛永15年3月2日		寛永15年4月1日
庄田小左衛門・斎藤左源太(利政)	寛永15年3月3日		
太田備中守(資宗)	寛永15年3月9日	寛永15年3月12日	寛永15年4月16日



たした役割について述べた。では、実際に大名衆、若しくは在国の家老衆からみて、大坂町奉行をはじめとする上方衆はどの様な存在であったのであろうか。

#### 1 初期段階での大坂町奉行への注進

大名が参府の中で在国の家老衆が一揆の情報の情報を豊後目付に注進しており、その情報が上方にもたらされていることは前述した。では、上方にもたらされた情報は豊後目付のみだろうか。次の史料をみてみることにする。

【史料9】十月二十九日、福岡藩家老書状、大坂町奉行衆<sup>38</sup>。

急度致啓上候、然者、松倉長門殿御領分百姓、きりしたん宗旨之もの立あかり、村々焼払、長門殿城下之町まで焼申由、長門殿衆多賀主水・岡本新兵衛・田中宗太夫両三人より鍋島信濃殿御内多久美作方江、如此之書状差越申候条、則写掛御目申候、弥御隣国之様体承合い、右衛門佐人数差出可申候、併豊後表に被成御座候御目付衆様江様子相伺、御下知次第可仕と奉存候、右之趣至江戸右衛門佐所江も申遣候、委細は島原御隣国之御衆より可被申上候、猶相替儀御座候は可申上候、恐惶謹言

松平右衛門佐(黒田忠之)内

十月廿九日

小河内藏丞

黒田監物

黒田美作

曾我又左衛門様

#### 久貝因幡守様

この史料は、江戸在府の福岡藩黒田忠之の家老三人が大坂町奉行である曾我・久貝の両氏に宛てた書状である。内容は当事者である島原藩の家老衆から佐賀鍋島藩の家老衆へ一揆情報があつたことを伝えたもので、隣国であるから忠之の人数を差し出したというものである。ただ、豊後目付の様子をうかがったところ、江戸よりの下知次第とであるという返事を得ていることも書き添えている。つまり福岡藩としては、出陣の覚悟があることを述べながら、実際は豊後目付の指示で出陣を行っていないことを上方衆、特に大坂町奉行報告しているのである。このことは、九州の有事に対して在国の家老衆は、豊後目付には現況とその把握の内容、大坂町奉行には出陣の覚悟と豊後目付の対応を述べていることになり、少なくとも福岡藩ではこの内容を大坂町奉行に注進する必要性を感じているのである。

同時期に熊本藩家老衆も、大坂町奉行の曾我古祐に次の様な書状を送っている。

【史料10】十月晦日、熊本藩家老衆書状、大坂町奉行曾我古祐宛<sup>39</sup>。

江戸江飛脚被差下申候間、一書申上候、

一、肥前国之内島原松倉長門殿領分の百姓共、古貴理志端御座候而、去廿五日より起一揆、在々焼払申候由、風聞御座候間、不慥儀二候へ共、先風説之通、府内御横目衆江注進申上候、島原江も様子承二使者遣申候、然所二一昨廿八日二長門殿老中より拙者共所江飛脚差越被申書状申来候へ、きりしたん宗門之者共起申候、凡五六千程も

集居申候、隣国之儀候間、加勢仕候様ニと被申越候、尤加勢可申儀  
ニ御座候得共、公儀御度書（イ御法度書）に、於何国も縦令何篇之  
儀出来仕候共、在国之輩者守其処、可相待御下知之旨ニ御座候故、  
其儀無御座候間、如何様共御差図次第可仕と申、府内御横目衆江昨  
日以書状得御意候、其返事いまた不参候、貴理志端之儀者格別ニて  
候間、加勢仕候而も不苦儀なと、府内より被仰下候ハ、則加勢差  
遣可申と存、御返事を待罷在候、然共、爰元より去廿七日ニ島原江  
遣候者昨晚罷歸候、右之趣必定ニて御座候由見届、罷歸候、去廿六  
日長門殿居城より式拾町計御座候多げと申所ニて合戦仕、城方勝申、  
徒党共百計討捕被申、引取申所を付入ニ仕、城下之町迄放火仕、城  
を牧（イ巻）候得共、場内（イ城内）堅固に御座候付而、一揆之者  
共引取、城下より三四里程御座候有江・有馬と申所江引入申候由、  
申候、（中略）又きりしたん宗門之者共ハ次第集申由申候、左様ニ  
御座候而、重而城牧候ハ、危御座候由、取沙汰仕候、若落城候得  
者如何候故之旨、先爰元より鉄炮なと少々城内ニ籠置候て、扱加勢  
之儀ハ随御下知遣候而如何可有御座哉と、追々府内江以書状得御意  
候事  
（中略）  
一、隣国之儀と申、其上長門殿老中より加勢を乞被申候条、則加勢  
申付度存候得共、如右之御定法ニ御座候上ハ不及了簡仕合、拙者共  
心中御推量被成可被下候、兎角府内より之御差図を相待居申迄ニ御  
座候事

（中略）

十月晦日

進上

曾我又左衛門様

奏者御中

長岡監物

有吉頼母佐

長岡佐渡守

この書状は、十月二十八日に熊本藩家老衆が武家諸法度を根拠に  
出陣が可能かどうか豊後目付に尋ねた書状（【史料3】）の返事が  
到着する前に出されている。

この中で、豊後目付に武家諸法度の条文を引用した書状（【史料  
3】）を出したことに触れ、その返事がまだ来ないがギリシタンは  
格別であるから、加勢することは問題なく、許可がおりれば加勢す  
るので、その返事を待っている状態であった。この内容は福岡藩の  
家老衆が大坂町奉行衆に送った書状（【史料9】）と同じ内容を著  
しており、府内目付の指示はまだではあるが、出陣の覚悟があるこ  
とを熊本藩家老衆も大坂町奉行に伝えているのである。

このときの、黒田・細川両氏の家老衆に共通する認識は、出陣を  
したいが豊後目付の判断が得にくいので、より上位権限を持つと思  
われる大坂町奉行に出陣の希望を伝えているのである。つまり、両  
者とも大坂町奉行衆に何らかの判断を期待しているのである。

## 2. 大坂町奉行の九州への対応

九州からもたらされた情報は上方をとおして江戸にもたらされて

いる。熊本藩家老衆から上方にもたらされた情報（【史料10】）に対し大坂町奉行曾我古祐は次の様な書状を送っている。

【史料11】十一月五日 大坂町奉行曾我古祐書状、熊本藩家老衆<sup>40</sup>

一筆申入候、仍松倉長門殿居城於鳴原火事致出来、其上鉄砲の音も隣国江聞候由、豊前御目付衆へ其地より注進有之由にて、御目付衆より先月晦日の書状昨日致参着候間、下村五兵衛方へ相尋候へハ、各より江戸へ御注進の飛脚、昨日当地を罷通候、一揆鳴原城江取寄せ候故、松倉留守居の方より加勢を申請候二付、其元より御人数を被差越候由、飛脚物語仕候旨被申候間、様子無御心元存、歩行者式人各為御見廻差越候、鳴原の様子具被仰可給候、先以不慮成事にて御座候、猶期後印の時候、恐惶謹言

曾我又左衛門

霜月五日

古祐 判

長岡佐渡守殿

有吉頼母佐殿

米田監物殿

人々御中

曾我古祐は、豊後目付衆へ熊本藩家老衆からの注進があったことを十月晦日の書状により理解していることや、それぞれ江戸への注進の飛脚が先日四日に上方を通過したことを述べている。このことから大坂町奉行は九州での状況を的確に把握しているといえる。ま

た「各より江戸へ御注進の飛脚、昨日当地を罷通候」とあることから、九州の情報が一端は上方衆を通過しており、それについて大坂町奉行が関与していることも理解できるのである。さらに、状況把握のため歩行者を二人派遣している。つまり大坂町奉行は江戸と九州の中間地点として情報の収集に積極的にあたっていることになる。では、上方衆は同じ幕府内の出先機関である豊後目付にはどのように指示を出しているのか、前史料と同日に出された書状を見ることにしよう。

【史料12】十一月五日、上方衆書状、豊後目付衆宛<sup>41</sup>

重而晦日の御状箱、夜前子刻参着申候間、即刻次飛脚に江戸江越申候、きりしたん宗旨之者一揆を起、鳴原在々、城下迄焼払、有江・有馬と申所江引籠罷在候二付而、細川越中家老中より注進被申候処、江戸より被請御下知可然之由被仰

遣候旨、尤に存候、尚追々可被仰上候、恐惶謹言

猶以、板防州江之御状箱相届申候

十一月五日

曾我又左衛門

稲垣撰津守

保科弾正忠

牧野伝蔵様

林丹後守様

この書状は、九州の大名家家老衆から出陣嘆願をどのように処理するかについての上方衆の回答である。当然の如く、まだこの段階

では一揆の情報は江戸には届いていない。これによれば、熊本藩家老衆から援軍希望について江戸からの下知を待つようにした事について尤もとしている。また、翌日上方衆が出陣を希望している熊本藩に宛てた書状にも「城危候ハ、鉄砲を少々入置、加勢の儀ハ御下知を可被相待旨被申越候由、重々御念入候段尤存候<sup>42</sup>。」と江戸からの下知を待つように指示している。このことは、上方衆が出陣に関する許可をこの段階では持ち得ていないことを意味しているのである。つまり、江戸と九州の中間に位置する上方衆は、有事にあっても武家諸法度の遵守が第一の職責であった。

## 第二節 西国に対する幕府の意思伝達と上方衆の対応

前項において、西国が有事の際に上方衆は、江戸からの下知を待つように、九州大名の家老衆や幕府の出先機関である豊後目付に指示を出している。ということは、上方衆は指示を出す権限を持っていたことにもなる。そこで本節では、上方衆がどのような権限を持ちそれを行使していたかを述べていくことにする。

一揆の勃発について、十月下旬の書状で豊後目付や九州大名の家老衆から上方衆に持たされた情報は【史料11】にあるように、上方衆を一端経由して江戸にもたらされている。江戸に第一報がもたらされたのは前述したように十一月九日である。ではこの間、中間地点にある上方衆はどのように西国に幕府の意思を伝達していたのであろうか。

【史料13】十一月六日 上方衆連署奉書、九州大名家宛<sup>43</sup>

一筆申入候、松倉長門守領分之百姓・町人きりしたん二付、在所城下之待ちをも焼、有江・有馬之古城へ取籠罷在之由、豊後従御横目申来二付而先書申入候、不及申候へ共、彼有馬へ武具之道具・八木きりしたん入候ハぬ様ニ通筋御番堅可被申付候、江戸より之御一左右可有御待候、最前ハ牧野伝藏殿一人彼地江可被参候由申入候へ共、早豊後之代り之衆川勝丹波殿・佐々権兵衛殿被参候間、牧野伝藏殿・林丹後殿兩人彼地へ可被参候間、御番之儀も御兩人之衆御差図次第ニ可被成候、毎日一日之内二両三度宛御注進可有之候、恐々謹言

十一月六日

板倉周防

曾我又左衛門

稻垣撰津

阿部備中

細川越中殿

鍋島信濃殿

有馬玄蕃殿

立花飛驒殿

寺沢兵庫殿

大村松千代殿

御家老中

この史料は上方衆が九州の大名家に出した触状である。宛名は九州大名衆であるが脇付に「御家老中」とあることから、上方衆が軍令を大名宛としながら実質的な実行者である家老衆に伝えていたことがわかる。

内容については、松倉勝家の領分で百姓・町人がキリシタンで城下町を焼き、有江・有馬に籠城しており、この情報について豊後目付より情報が入っている。申すにおよばないことではあるが、武具や八木（米）がキリシタンの手に入らないように通筋に番を立てること。江戸よりの一報を待つこと。先刻は牧野伝蔵が一人で有馬に行ったように申し入れたが、豊後目付衆の代わりに川勝・佐々両名が参ったので、牧野・林の両名は有馬へ行くことになっているので番については両名の指図を受けること。一日の内に注進が二〜三度あることなどを指示している。

ここで注目できるのは、各大名の敬称が「殿」付になっているところである。上方衆が大名に書状を出すときの敬称は通常「様」付であることから、史料は書状として単に理解できない。「殿」付であるということは上意を感じさせる「上方衆奉書」とよぶべきものである。

他の例もみることにしよう。

【史料14】十一月八日 上方衆連署奉書、毛利秀就家宛<sup>4</sup>

一筆致啓上候、然ハ松倉長門守領分肥前於嶋原ニ、きりしたん宗門ヲ取立在々令放火、城より四五里御座候有口（ママ）有馬と申所ニ、人数四五千引籠有之由申来候、為指義ニて無之候へとも、其元へハ定而実正聞え申間敷と存申入候、不及申二候へとも、宗旨之ものいつかたニ可有之も不知義候間、武具など持下不申様ニ、為御心得内証申事候、恐惶謹言

十一月八日

曾我又左衛門

稻垣撰津守  
阿部備中守  
板倉周防守  
松平長門守殿  
家老中

【史料15】十一月八日 上方衆連署奉書、山内忠義家宛<sup>5</sup>  
（御公義御法度御触書写）

一筆令申候、就ハ松倉長門守領分於肥前嶋原きりしたん宗門を取立、城下在在令放火、従城四五里有之ありえありまと申所へ人数四五千程引籠有之由申来候、為指事ニ而ハ無之候得共、其許へ大聞可申と存申入候、次宗旨之者何方ニ可有之も不知候間、武道具など持下候ハぬ様ニ御心得尤候、為其内証如此候、恐惶謹言

十一月八日

曾 又左衛門 判  
稻 撰津守 判  
阿 備中守 判  
板 周防守 判

松平土佐守殿

家老中

【史料14・15】は、何れも上方衆から毛利秀就、山内忠義のそれぞれの家老衆に宛てたものである。毛利宛のものでは、「武具など持下不申様ニ」と注意を喚起している。また、山内宛のもでは、「武道具など持下候ハぬ様ニ御心得尤候」とあり、毛利家宛と同じように武具の流出を注意させている。ここで、注目できるのは、

やはり【史料13】と同じく敬称が「殿」付となっている箇所である。

つまり、上方衆は大名家に対し書状として情報や意思を伝達するだけではなく、上意を示した「奉書」と認識されるものを各大名家に発給しているのである。これらの「奉書」の発給は、日付から江戸に九州からの注進が到着する以前であることがわかり、ここには江戸の下知を得てからの行動を感じることは出来ない。

なお、【史料14】について三宅正浩氏は、この史料を引用するにあたり「島原天草一揆の勃発時、西国の大名はほとんど江戸に在府中で、国許には不在であった。こうした状況を前提に、勃発直後に出された幕府上方役人から出された触状を示す<sup>4</sup>。」としている。つまり三宅氏は、この史料を単に書状としておらず「触状」と理解しているのである。しかし、三宅氏はこれを何故「触状」と認識したかについては述べていない。

では、この「触状」を受け取った大名はどのように認識していたのであろうか。【史料14】の内容を確認した山内忠義は国許の家臣に「一、肥前国島原一揆の様子二付、阿部備中殿・板倉周防殿・稲垣摂津守殿・曾我又左衛門殿より触状御越二付、年寄共皆皆令相談請状指上候由尤二候、一、他国へ武具少も不出候様浦浦へ堅申付候由尤に候、在在道筋番等彼是急度申付候よし、弥不令油断用二主計可申談候<sup>4</sup>。」とあることが確認出来る。この書状に「触状御越」とあることから、忠義はこの文書を書状ではなく触状として理解していたことが分かる。

また、忠義は更に上方衆の触にある「宗旨之者何方に可有之も不候候間、武道具など持下候ハぬ様ニ御心得尤候」の部分も「在在道筋番等彼是急度申付候よし」とし、それに対し「弥不令油断様」と上方衆からの指示を尤もとしているのである。このように上方衆は武家諸法度の規定を大きく超えない範囲では、西国大名衆に対して各々が書状ではなく「触状」と認識できる内容の文書を発給していたことが理解できる。つまり、上方衆の権限は、一部は江戸の下知を待たずとも独自の権限を「触状(奉書)」として西国に伝達できる権限を与えられていたことは明らかである。

おわりに

徳川幕府は、十分な情報伝達システムが構築しにくい江戸時代において、有事の際に確実な情報をいち早く入手し、それをどのように遠隔地に伝達するかは大きな課題としていた。

そこで、今回は江戸より大きく離れた九州で寛永十四年に勃発した有事「天草・島原の乱」を中心のテーマとして、どのように幕府が自己の意思を伝達していたかを見ることにより、支配機構の一端を明らかにしてきた。換言すれば、幕府は情報のタイムラグをどのように克服していたかということである。

この一揆の起こった九州は、江戸から遙か離れた場所で、幕府へ情報が伝わるまで早打で約十四日かかる。つまり、折り返しで九州まで幕府の意思を伝達するためには約一月を要するのである。このため幕府の命令が具体性を帯びていないことは容易に想像できる。

この問題を克服するために幕府が取った対応は、現地に派遣した上使に特別の権限を与えることであった。しかし、権限を与えるだけでは、刻々と変化する戦況に対しては不十分で、幕府としては具体的な命令を出す必要性があった。

これに対し、既に幕府は、江戸と九州の中間地点にある上方に重臣を配置し、ある程度の権限を与えて有事に備えていたのである。

これについて、小倉宗氏は、従来いわれていた承応三年（一六五四）の「定」により上方衆が西国軍事指揮権を掌握するという内容について、余り検討されていない寛永十六年（一六三九）六月二十五日に老中が大坂城代阿部正次・同玉造定番稲垣重綱・同東町奉行久貝正俊・同西町奉行曾我古祐にあてた達書を引用している。

この第一・二・三条にそれぞれ「於西国筋何篇之事出来たりといふとも、令遅々不苦儀者、言上のうへ可申付之、差当事有之時者、不及得 上意、四人存寄之通以連判可申遣旨被 仰出事」「西国筋船御用之時、是又差当儀におひてハ、不被 仰出以前にも、相談之上近国江申触、無遅々様に可致沙汰之、相延候而も不苦時者、可伺上意事」「御鉄砲・玉薬・具足以下、何方ニ而も急之御用に差遣之於可然者、不得 御意候共、相談之上可遣之、遅延候ても不苦時者、其趣令言上、可任 上意事」とあることから、寛永十六年の段階で既に將軍の上意を得ること無しに西国の大名に対し軍事指揮権を發動する事ができると著している。しかも、寛永十六年は、天草・島原の乱が終結した直後であることから、島原の乱を契機に成立したと理解することができる<sup>40</sup>。

ただ、この達書が出された寛永十六年六月二十五日は、幕府がポルトガル人を追放した約半月前（七月四日）であり、異国船に対して沿岸防備体制の先駆けであるとも考えられる。また、一揆終結直後ではなく、一年以上経過してこの達書が出されたことも何らかの説明が必要であろう。

しかし、本稿で述べてきたように、この「達書」以前の寛永十四年に勃発した天草・島原の乱の時に限定的であるが、上方衆が上意文言を西国大名に意識させる「触状」もしくは「奉書」を発給していたことは極めて重要で、それは今まで余り指摘されていなかった。この乱の時、実際に上方衆が中国・四国地方の大名に治安の維持や船の動員などを命じた際<sup>41</sup>、国許の家老衆が応じることが実態としてあったことは、このことを物語っている。

この時の状況は一次史料ではないが『諸家譜』の板倉重宗の項<sup>42</sup>に、江戸の下知を待たずに大坂城代とはかり、連署して西国大名に指示した理由を次の様に述べている。

「つたえいふ。これよりさき台徳院殿・大猷院殿親筆を染られ、西三十三箇国をよび縉紳家を指揮すべしとの御判の御書を下さる。その文に京畿をよび九州に俄のことあらば、台聴を歴ずして速に令を下すべし。かねてより京師近国の諸大名にも、御沙汰ありとの御むねあり。ときに正次もまた大坂の城代たるにより、かくのごとく御下知状をたまふ。これにより重宗、永井信濃守尚政を副として、正次と連署の書を作りて諸將に告しところなり。重宗平素この御書を秘封して家族といへどもこれをみる事をゆるさざりしに、明暦の回

録にかゝれりとぞ」。つまり「京畿をよび九州に俄のことあらば、台聴を歴ずして速に令を下すべし」という内容は、『諸家譜』の成立段階では一般的な認識をもたれていたのである<sup>51</sup>。

この「触状(奉書)」を発給できるといふ上方衆があらかじめ持っていた権限こそが、小倉氏が主張する寛永十六年段階での「達書」の導入を容易にし、これが天草・島原の乱を契機に成立したという認識をうむことになったのではないだろうか。

つまり、徳川幕府の遠隔地支配とその地域の担当者への権限委譲は、有事立法的なものであることは既に周知の事実であった。武威により覇権を確立した幕府にとって、臨機応変に行動を行わせ、事態を急速に解決させることが支配の本質であり、このことが遠隔地における幕藩間の意思伝達のタイムラグを克服していたのである。

—  
1 小倉宗「江戸幕府上方軍事機構の構造と特質」『日本史研究』五九五、二〇一二年、六七―六八頁。小倉氏は、上方の機構について、地域支配の側面で研究が進展する一方で、幕府機構論全般の動向と同じく、軍事に未解決の部分がおおく、上方における幕府の機構を総合的に把握するためには、軍事の側面を明らかにすることが最優先の課題であるとしている。

2 『徳川禁令考』二帙、二一五―二一八頁。

3 朝尾直弘「畿内における幕藩制支配」『朝尾直弘著作集』第一巻、二〇〇三年、三一三―三一六頁。

4 『徳川禁令考』四帙、九三―九四頁。この「定」は、「大坂城中江被仰出御條目」とあり、宛所が、阿部備中守(城代)、高木主水正・稲垣摂津守(定番)となっている。

5 藤井讓治『大阪府市』第5巻 近世I、一九八五年、三〇〇―三〇一頁。また、『寛政重修諸家譜』(以下『諸家譜』)の京都所司代板

—  
倉重宗の項には、「(寛永)十四年の秋、肥前国有馬にをいて耶蘇の徒蜂起のとき、九州の諸将よりの羽檄しば、到来す。重宗御むねをうかゞふにをよばず、阿部備中守正次とはかりて、書を作りこれに連署して、賊徒誅戮の事を諸将に告諭す。これ東西海陸相隔たるによりてなり(第二、一四〇―一四一頁)」とあり、重宗と正次の合議があったとされている。

6 藤井前掲書、一九八五年、三〇一頁。『諸家譜』第十、三四八頁。阿部正次の項。

7 内田九州男『大阪城ガイド』保育社、一九八三年、一三〇頁。

8 『徳川禁令考』四帙、九九―一〇〇頁。この「定」は、大坂定番内藤忠興・保科正貞・安部信盛、大坂町奉行曾我古祐・松平重綱の五人宛てに出されており、第八・九・十条にその規定が書かれている。ただし「定」にあるようにこの規定は、京都所司代板倉重宗や淀藩主永井尚政の関与と承認を得られなければならなかった。この理由としては、藤井氏が指摘するように、大坂城代が中斷している時期だからである。ここに大坂城代の名前が見えないのは、それをあらわしている(藤井前掲書、一九八五年、三〇一―三〇四頁)。

9 小倉宗「江戸幕府上方軍事機構の構造と特質」『日本史研究』五九五、二〇一二年、七四―七六頁。

10 『綿考輯録』第五卷忠利公(中)、出水叢書、五一―五二頁。山本博文『寛永時代』吉川弘文館、一九八九年、六五―六六頁。

11 『綿考輯録』第五卷忠利公(中)、出水叢書、五二―五三頁。

12 『綿考輯録』第五卷忠利公(中)、出水叢書、五三頁。

13 『綿考輯録』第五卷忠利公(中)、出水叢書、五四―五五頁。

14 『綿考輯録』第五卷忠利公(中)、出水叢書、六四―六五頁。

15 『御触書寛保集成』五頁。

16 『綿考輯録』第五卷忠利公(中)、出水叢書、五五頁。

17 『綿考輯録』第五卷忠利公(中)、出水叢書、五五頁。

18 『綿考輯録』第五卷忠利公(中)、出水叢書、八六頁。

19 『綿考輯録』第五卷忠利公(中)、出水叢書5、八六―八七頁。



—  
20 藤井讓治監修『江戸幕府日記』第六巻、一九五〜一九六頁。

21 『熊本県史料』近世篇第二、六五一頁。原文書掲載は、花岡興史監修『新史料に見る「天草・島原の乱」その時、徳川幕府軍はどう考えたか』九州文化財研究所・城南町教育委員会、二〇〇九年、史料一。

22 「公儀所日乗」『山口県史 史料編 近世2』、三二七頁。

23 公儀所日乗「山口県史 史料編 近世2」、三二八頁。

24 【史料4】「兼日被 仰出之旨、堅相守候之儀、御機嫌不斜之趣」の箇所による。

25 公儀所日乗「山口県史 史料編 近世2」、三二七頁。

26 『大日本近世史料 細川家史料』十二・八九七号。

27 『寛政重修諸家譜』第九、一五〇頁。

28 『熊本県史料』近世篇第二、六三四頁。原文書は、花岡、二〇〇九年、史料三。

29 『熊本県史料』近世篇第二、六三七〜六三八頁。原文書は、花岡、二〇〇九年、史料十。

30 『大日本近世史料 細川家史料』二十一・三九〇九号。正月六日細川忠利覚書、曾我古祐宛に「晦日之貴様御状ニ、肥後儀ハ川尻ニ居り申由」とあることによる。

31 『大日本近世史料 細川家史料』二十一・三九一〇〜三九一三号。

32 『熊本県史料』近世篇第二、六三七頁。原文書は、花岡、二〇〇九年、史料十一。

33 実際に細川光尚は、板倉・石谷の両上使から次の様な有馬出陣の奉書を受け取っている（『熊本県史料』近世篇第二、六四九頁）。

原文書は、花岡、二〇〇九年、史料七。

「以上、急度申入候、貴殿御人数有馬表江可被相渡候、為其如此ニ

—  
候、恐惶謹言

極月廿九日 石谷十蔵

貞清（花押）

板倉内膳正

重昌（花押）

細川肥後（光利・光尚）守殿

宛名が「殿」付けであるということは、書状と異なり奉書と言える。

ただ書止文言が「恐惶謹言」であることは気になるが、これは板倉・石谷の上使衆が完全な「奉書」形式を避けたものと思われる。つまり、後述する上方衆以外にも前線に派遣された上使も独自の裁量で大名家に命令を発動できる権限を有していたのである（花岡興史「江戸幕府の城郭政策にみる『元和一國一城令』』熊本史学』第九七号、二〇一三年、三五〜三六頁）。

34 山本博文『寛永時代』吉川弘文館、一九八九年、八〇〜八一頁。島原への派遣上使について、同書では『徳川実記』を用いているが、

〈表1〉については、これを参考にして新たに『江戸幕府日記』より抽出を行い表に纏めた。

35 『大日本近世史料 細川家史料』十二・九一六号。

36 『大日本近世史料 細川家史料』六・一五二三号。

37 山本博文『江戸城の宮廷政治』読売新聞社、一九九三年、一三三〜一三六頁。

38 鶴田倉造編『原史料で見る天草島原の乱』本渡市、一九九四年、五七頁。

39 鶴田倉造編『原史料で見る天草島原の乱』本渡市、一九九四年、六九〜七〇頁。

40 鶴田倉造編『原史料で見る天草島原の乱』本渡市、一九九四年、一三三頁。

41 鶴田倉造編『原史料で見る天草島原の乱』本渡市、一九九四年、

一三四頁。

<sup>42</sup> 鶴田倉造編『原史料で見る天草島原の乱』本渡市、一九九四年、一四五頁。

<sup>43</sup> 『綿考輯録』第五卷忠利公(中) 出水叢書5、一七〇〜一七一頁。

<sup>44</sup> 『山口県史 史料編 近世2』、85頁。

<sup>45</sup> 『山内家史料 第二代忠義公紀代二編』山内神社宝物資料館、一九八一年、六五七頁。

<sup>46</sup> 三宅正浩「幕藩制秩序の成立 大名家からみた家光政権」『日本史研究』五八二、二〇一年、七四頁。

<sup>47</sup> 『山内家史料 第二代忠義公紀代二編』山内神社宝物資料館、一九八一年、六六三頁。

<sup>48</sup> 小倉宗「江戸幕府上方軍事機構の構造と特質」『日本史研究』九五、二〇一二年、七五〜七六頁。

<sup>49</sup> 大坂町奉行であった久貝正俊の『諸家譜』の項(『諸家譜』十六、一七五頁)には、「寛永」十四年肥前国にをいて耶蘇の徒蜂起のとき、おほせをうけたまはり大坂より豊前国小倉の湊に廻船のことを

沙汰す」とあり、廻船の沙汰を行っているのである。

<sup>50</sup> 『諸家譜』第二、一四一頁。

<sup>51</sup> 『諸家譜』の阿部正次の項にも次の様な記述がある(『諸家譜』十、三四八頁)。

「(寛永)十四年十一月五日肥前国島原一揆おこるのより、豊前国府内の御目付林丹波正勝、牧野伝蔵成純より継船をもつて注進す。よりにて正次定番稻垣撰津守重綱、町奉行久貝因幡守正俊、曾我丹波守古祐、御船手小濱民部丞光隆等を城内に会し、其注進状を披見す。各議していふ、いそぎ江戸に言上し、御下知を待べしと、と正次がいなく、両葉にしてきらざれば、斧を用ふるにいたる。時日をうつさず、九州の諸大名に下知をつたへ、これを退治すべし。江戸の御

下知状をまつときは、往反数日を経、一揆ますゝ勢に乗ずべしとて豊後の御目付に下知を伝へて、のちこれを江戸に注進す。十三日今度正次がはからひみな上意にかなふところなり、自今以後かゝることあるにをいては、はゞかることろなく下知をなすべきむね奉書もおほせ下さる。つまり、正次の項にも時間差を気にして、江戸の下知を待つことなく指示を出した旨を明記されているのである。



第三部 大名城郭普請許可にみる幕藩関係と政治機構

## はじめに

幕藩制初期の政治機構の研究は、制度の成立の検証や政権担当構成員の変遷の検討が多く、ともすれば内部の権力抗争まで論じられている。これらの研究は、一定度の成果を得ることは出来たが政治機構の本質的な内容が不明瞭であるといえる。

本稿が課題とする、大御所と將軍の二元政治が解消された「寛永期」についても同様のことが言えよう。例えば、北原章男氏は、將軍徳川家光による「寛永政治」の実態把握を「六人衆」の設置に注目し、「門閥宿老（酒井忠世・酒井忠勝・土井利勝・稲葉正勝）」に対するものとし、それが門閥宿老対策であると位置づけた<sup>1)</sup>。また、藤野保氏は、宿老と「六人衆」の間は根本的に矛盾・対立する要素はなく、あくまで政治中枢機構の整備と職務分掌の一環であるとする<sup>2)</sup>。

両氏の研究は、寛永期において近習出頭人を政治論のなかに導入したと言う部分は大きく評価出来るが、政治機構の研究としては本質的に異なるものである。

これに対し高木昭作氏<sup>3)</sup>や藤井讓治氏<sup>4)</sup>は、「土佐山内家史料」などを根拠に、幕藩関係あり方から政治機構の評価を導くといった手法により、秀忠大御所時代の政治体制の特質を論じている。

この課題を継承した山本博文氏は、藩側に残った史料を積極的に

採用し、元和・寛永期における幕府の対大名交渉（統制）のあり方と幕府の政治機構の実態を検討し、寛永前期までは年寄の筆頭である土井利勝に権力が集中したが、家光政権になると、一人の年寄に権力が集中せず、相対的に上級旗本を積極的に利用した家光により將軍権力が強化されたと言う結論を得ており、幕藩制政治機構の研究も新たな段階に入っている<sup>5)</sup>。

近年では、「藩」という研究視点から近世社会を見直すと言う研究が盛んで、例えば三宅正浩氏は、山内家や細川家の史料を用い、諸大名家に通じる共通性を見いだすことにより近世大名の評価を行い、これにより家光政権期の歴史的立場を明らかにし、新たな方向付けを行っている<sup>6)</sup>。

しかし、これらの研究は、藩側に残る史料から幕藩間の交渉過程を明らかにするという点では一定度の到達点を得ることが出来たが、そこには各藩の史料を断片的に用いたため、一つの事象に対して史料を掘り下げて明確にするといった作業は余りなされていないように感じる。この作業は、一つの事例を深く知るだけでなく、その根底にある実質的な権力構造や老中制度のメカニズムを理解するひとつの手立てとなる。

そこで本稿では、具体的な交渉過程を大名城郭普請許可制に求め<sup>8)</sup>、それを詳細に検証する事により、家光政権期に於ける幕藩関係と政治機構の特質を論ずるものである。

## 一 武家諸法度にみる城郭普請許可制

徳川政権が、安定を迎えるまで諸大名におこなった城郭政策は幾つかあるが、藤井讓治氏は、大きく三つあると述べている<sup>9</sup>。その第一は、大坂夏の陣の直後の慶長二十(一六二五)年の「二国一城令」である。第二は同年に出された武家諸法度にみる城郭の規定、新城の禁止と城郭許可制である。第三は、正保二(一六四五)年の国絵図と城絵図の提出であるとしている。

武家諸法度の城郭規定については、前記の藤井氏がその変遷をたどり、慶長二十年の法度と寛永十二(一六三五)年の法度が幕府の城郭政策の画期となることを示した。しかしそれは幕府からの史料を中心としたため大名側からの普請許可のプロセスは見えてこなかった。これに対し白峰氏は、大名側からの史料をもとに具体的プロセスを明らかにして、老中奉書発給までの過程を「大名からの城絵図・修補願い提出↓老中奉書による修補許可」という一連の流れを明らかにした功績は大きいといえる<sup>10</sup>。

しかし、両氏の研究はいわゆる事務的処理を中心として述べたため、それに関わる幕府と大名の人物像と人間関係が不明瞭であるという感を逃れることはできない。つまり幕藩間交渉過程に関わる人間関係を明確にすることが幕藩体制の本質を明らかにするといえよう。

寛永十二年六月に改訂された武家諸法度は、前回の慶長二十年の法度とは異なり各大名に対して大きく歩み寄りをみせていた。この慶長二十年の法度と寛永十二年の法度の差違は、その後に出されるものとは異なりドラステイックな様相を呈していた。

寛永十二年の武家諸法度の大きな改訂は、城郭統制の緩和である。この箇所は、第三条に「新儀之城郭構營堅禁止之、居城之隍壘石壁以下敗壞之時、達奉行所、可受其旨也、櫓塀門等之分者、如先規可修補事<sup>11</sup>」と示されている。

ここでは新しく城郭作ることの禁止、堀・土塁・石垣の破損は奉行所に届けその意向を受けること、櫓・塀・門は今までのとおり修補することが出来るという三つの内容について城郭統制の指針が示されている。慶長二十年の武家諸法度と寛永十二年の武家諸法度の城郭統制は、城郭の新築は禁止であるとか、修築については幕府の許可を受けることについては基本的には同じであるが、いくつかの相違点を有する。

藤井氏によれば、両者では次の三点で変化が見られるという<sup>12</sup>。第一に慶長二十年の法度では居城修築については「必可言上」と將軍に対しての届け出を義務としているが、寛永十二年の法度では「達奉行所」としており、届け出先を「奉行所」<sup>13</sup>に老中していること。第二にその許可主体が慶長二十年の法度の將軍から、寛永十二年の法度に「達奉行所、可受其旨」とあるように、老中の専管事項となつてのこと。第三に慶長二十年の法度では明確な規定を持たない作事部分の規定が、寛永十二年の法度では「櫓・塀・門」と具体性をもっており、修築に関しては幕府の許可が無くて良いことを示しているという。

## 二 寛永十七年の城郭普請許可にみる幕藩関係

寛永17年、八代城普請関係史料(表1)

日付	差出人	宛名	内容	『細川』番号	出典	掲載史料
1 8月15日	忠興	忠利	八代城本丸の石垣破損を報告	7—1646	部分	史料一
2 8月15日	忠利	忠興	老中に尋ねた応急処置をし、来年の参府で上意を求める。高力・柘植は関係なし	13—1046	部分	史料二
3 8月16日	忠利	忠興	状況確認のための使者を送る。	13—1047	部分	注21
4 8月16日	忠興	忠利	応急処置の方法に悩み、開れても放置することやむなし。	7—1647	部分	史料三
5 8月17日	忠興	忠利	年寄衆と奉行衆への普請申請書の案、忠利に添状を要求。	7—1648	部分	史料四
6 8月17日	忠興	年寄衆	年寄衆への普請申請書を見る、(後に忠興に返却)		案文	史料五
7 8月17日	忠利	忠興	忠興よりの申請書を見る、老中へ申請する旨を示唆。	13—1048	部分	史料六
8 8月18日	忠興	老中	応急処置許可の斡旋を送る。		部分	史料七
9 8月18日	忠興	年寄衆	老中・年寄衆へ案文を列々に作成する。	7—1649	部分	史料八
10 8月18日	忠興	忠利	忠興の申請に対する添状、熊本城普請は必要なし。		部分	史料九
11 8月18日	忠利	老中	忠興の書状の添状、熊本城普請は必要なし。		部分	史料十
12 8月18日	忠利	年寄衆	八代城・熊本城に許可申請状について添状を出す。	14—1382	部分	史料十二
13 8月18日	忠利	光治	老中への忠興書状を飛脚に託す。始めの案文忠興に返却。	13—1049	部分	史料十三
14 8月18日	忠利	忠興	八代城普請許可の老中奉書。		部分・綿	史料十四
15 9月3日	老中	忠興	熊本城の普請許可について老中よりの返書を示唆。		部分	史料十五
16 9月3日	老中	忠利	八代城普請について老中よりの返書を示唆。		部分	史料十六
17 9月3日	酒井忠勝	忠興	熊本城・八代城ともに老中よりの返書を示唆。		部分	史料十七
18 9月3日	酒井忠勝	忠利			部分	史料十七
19 9月5日	堀田正盛	忠利	熊本城・八代城ともに老中よりの返書を示唆。		部分	注46

20	9月15日	忠利	忠興	八代城普請許可の老中奉書到来を報告、忠興に披露の後、熊本へ保管を望む。	13—1057	
21	9月16日	忠興	忠利	八代城普請許可老中奉書の熊本での保管を認める。		部分
22	9月17日	忠興	忠利	穴太を派遣させ、修復を行う。	7—1659	部分
23	9月17日	忠利	忠興	八代に穴生を進上、幕府よりの書状類の受け取りの責。	13—1059	
24	9月22日	忠利	光尚	老中奉書と酒井の書状の到来を報告、老中に対しお礼を指示。	14—1389	部分
25	9月27日	忠興	忠利	老中へのお礼の返書の時期を相談。	7—1660	
26	9月27日	忠利	忠興	普請の目途がついたところで老中への礼状を遣わす旨を伝える。	13—1060	
27	9月30日	忠利	光尚	お礼の使者を忠興が別に遣わす旨を伝える。	14—1390	
28	10月3日	忠興	老中	老中・忠勝宛の書状を村上善九郎に持たせる。添状を要求。	7—1663	部分
29	10月3日	忠興	老中	老中奉書に対する返書(請書)。	8—1935	部分
30	10月3日	忠興	酒井忠勝	忠勝の配慮に対する礼状。	8—1936	部分
31	10月4日	忠利	忠興	忠興からの老中への案文、忠勝への書状を確認する。	13—1062	
32	10月4日	忠興	忠利	村上善九郎を熊本から江戸へ遣わしたことを理解。	7—1664	部分
33	10月6日	忠興	忠利	石垣普請の注意。	7—1666	部分
34	10月9日	忠興	忠利	普請の竣工を伝える。	7—1668	
35	10月10日	忠興	忠利	石垣普請竣工につき穴太の者以下を帰す	7—1669	
36	10月12日	忠興	忠利	普請竣工、水遣りは段々と脈をみる	7—1670	部分
37	10月12日	忠利	忠興	普請竣工し、穴太の他は嘯り、忠興からの礼状を受ける	13—1065	
38	11月5日	老中	忠利	老中より請書が届いた旨を知らせる。		部分
39	11月17日	忠利	光尚	国元に老中よりの奉書が届く。	14—1398	

註：「部分」…「部分御日記 城郭部」、「細川」…『大日本近世史料 細川家史料』(番号は『大日本近世史料 細川家史料』による)

「案文」…「公儀案文の扣」、「綿」…『綿考輯録』、「年」…『御年譜』いずれも細川家史料  
「老中」…「松平信綱、阿部忠利、阿部重次」、「年寄衆」…「土井利勝、酒井忠勝、堀田正盛」



前項では、城郭普請許可制の画期が寛永十二年の武家諸法度であるという概容を述べたが、ではその法度の規定がどのように運用されてきたかを同十七年の八代城普請許可に求めることにする。

寛永十七年（一六四〇）周辺の政治状況については、二年前の同十五年に天草・島原の乱の終結をみたが、翌一六年のポルトガル人の追放、翌十七年五月のポルトガル人最来航による処刑と対外関係において緊張状態が生まれている。また十七年には、生駒騒動・池田騒動・相良清兵衛事件と御家騒動が頻発しており、内外の要因により幕藩関係も複雑なものになっている。

このような中で、熊本藩の細川家は、前藩主である忠興、藩主である忠利、また既に元服している次期藩主の光尚の三人が、江戸と国許におり、互いに情報交換を密に行っていた。

特に寛永十七年の八代城修築許可申請については、忠興・忠利・光尚のやりとりの書状と、幕府の要人への書状類が三十九通（表一参照）確認できる。これは、当時の政治構造を明らかにする史料群である。

これらの史料により、細川氏が特に頼りにした幕臣との関係を具体的に把握することができ、老中体制確立後の政治機構の一端を明らかに出来る。

八代城修築許可申請について山本氏は、同年九月三日細川忠利宛の酒井忠勝書状（【史料十七】後述する）をもとに、土井利勝と酒井忠勝が大老に任じられてから、従来の出頭人体制は止揚し、老中合議制へ転化したと説く<sup>14</sup>。さらに山本氏は、老中単独署判の奉書の

存在に注目し、寛永十二年に創設された年寄の月番制を理解する上でこの忠勝の書状を引用し、引退後も忠勝は「年寄」だったとする。

一方、白峰氏は、七月二十八日に細川忠利が忠興に送った披露状により、寛永十二年の武家諸法度以後の城郭修復工事について大名の理解状態を論じている<sup>15</sup>。

確かにこの両氏の先行研究は、寛永十七年の八代城修築許可については触れているが断片的に史料を利用したため、幕藩間の交渉とそれに関する一連の状況を理解することには不十分さを感じる。

本稿は多くの関連史料が残る寛永十七年の八代城普請について、その史料を積極的に用いることにより、幕藩間の交渉とそれに関する一連の状況を具体的に明らかにする。

### 三 八代城普請許可制にみる幕藩関係

寛永十七年八月十五日、八代に居を構えている忠興は、熊本にいる忠利に対して次のような書状を送っている。

【史料一】寛永十七年八月十五日、細川忠利宛、細川忠興書状<sup>16</sup>。

已上

急申進之候、当地本丸北之かたの石垣、今度之大雨ニ事之外ふくれ出、はやくつれ申候間、先堀をこやし、うら土を少ツ、取のけ申度候へ共、余所よりハ、石垣つき候など、申ちらし候へはいかゝと存、堀ハ其まゝ置、うら土を少ツ、取のけさせ候、かやうニ申内に、はやくつれ可申かと存候、左候ハ、事之外大そこの普請ニ可成候、石を取のけ、うら土を取のけ候て、跡ニハもかりかよしかきかを仕、

普請を不仕、其まゝ置、来年其方江戸へ被參候時、此次第を申上、其上にて其まゝ置候へと御意二候へは其爾、又もとのことく仕れと御意二候ハ、仕やうニ仕置度候、左候へは、高力撰津守(忠房)殿・柘植平右衛門(正時)殿などへ、其方より、右有様之通被申給事ハ成申間敷候哉、成候ハ、急ニ被尋て可給候、若成ましく候ハ、其まゝくつれ次第置可申と存、為談合申進之候、恐々謹言

三齋

八月十五日

宗立〇(ローマ字青印)

越中殿

進之候

これは、八代城(当地)の本丸北の方の石垣が今度の大雨により崩れたことに対する報告である。

忠興の書状によれば、以下のような点が理解できる。(一)八代城本丸の北の方の石垣が、今度の大雨で非常に膨れ出し崩れ始めているので、石垣の上にある塀を壊して、石垣の裏の土を取り除くことで膨れ出しを防ぐための応急処置を行おうと思っている。しかし他から見て石垣を普請しているように見えるとはよくないので、塀はそのまま裏の土を少しづつ取り除いているが、そうしている内に崩れそうである。(二)崩れた場合は大変な普請となるので、石を取りのけ裏の土を取りのけて、後にはもがり(虎落)か葭垣を作り普請はせずそのまましておき、来年忠利(其方)が参勤交代で江戸参府の時に上意次第で普請できるか否かが決定される。(三)この件に関して島原城主の高力忠房<sup>17</sup>や長崎奉行の柘植正時<sup>18</sup>などに忠利か

ら伝えることが可能かどうかということである。

忠興の考えはおおよそこの三点であるが、忠興が特に注意をしているのは、他所よりの見た目である。一方では、「事之外大そうの普請ニ可成候」としながらも、普請の許可については「其上にて其まゝ置候へと御意二候へは其爾、又もとのことく仕れと御意二候ハ、仕やうニ仕置度候」とどちらの決裁となっても仕方がないという意味をあらわしている。他にも島原城主の高力や新任の長崎奉行の柘植らの名前も挙げられている。

兩名の名前が挙げたのは、この頃の世情を現している。幕府は、寛永十六年(一六三九)七月、ポルトガル人の追放を決定し、八月九日に細川忠利・黒田忠之・有馬豊氏・鍋島勝茂・立花宗茂らの九州の五大名を登城させ、上意により九州の防備を固めることとした。その時幕府は、長崎の防備の責任者を島原藩に移封された譜代大名である高力と長崎奉行等に任命して権限を与えた。これは九州内部で高力と長崎奉行が軍事動員を含めた責任者であることを示している<sup>19</sup>。忠興は、幕府の九州防衛の責任者が高力と長崎奉行である柘植であることから、普請許可の中継ぎを期待しているのである。

忠興に対し忠利は次のような返事を送っている。

【史料二】寛永十七年八月十五日、中沢一楽宛、細川忠利披露状<sup>20</sup>。

十五日之御書、同日とらの刻ニ頂戴仕候、其元本丸石垣、今度之大雨ニふくれ申候、はやくつれ可申体ニ御座候由、苦々敷儀にて御座候、石を取のけ、跡ニハもがりか、葭垣被仰付、来年我等江戸へ参候時、右之次第申上、御意次第ニ可被成由、左候へハ、石垣な

と取のけ候事、高力（忠房）殿・柘植平右衛門（正時）殿へ有様之通、我等方より申入候儀は如何と被仰越候、か様之儀ハ、石垣築申候とほうらおもての儀ニ御座候間、何の別儀も有之間敷様ニ存候へとも、高力殿・平右衛門殿之事にて候間、何共御返事成申間敷と存候、爰元本丸ニも、南の方殊之外石垣ふくれ、根石などハ上より中々ミへ不申候、くつれ候へハ、高石垣にて候故、殊外成大なる普請にて御座候へとも、くつれ候迄と存、于今こ之まゝ置申候、若其元の石垣、雨もあかり、くつれ不申、かゝ候ハ、急江戸へ被得御意候ハ、我等方よりも書状相添、御老中迄可申入候、崩候ハ、殊外なる手間にて御座可有候、苦々敷儀ニ御座候、我等存寄通、先早々申上候、此等之趣可有披露候、恐々謹言

とらの刻  
八月十五日

（中澤）一楽

文中にあるように、忠興の書状は深夜から明け方（十五日之御書、同日とらの刻ニ頂戴仕候）に忠利のもとに届いたようで、この書状に対し忠利は即時に返事の披露状を出しており、日付の場所に「とらの刻」と明記している。

内容については、忠利は忠興の応急処置に対してもっともとしている。また忠興の懸念材料の一つであった高力・柘植への相談については「何共御返事成申間敷と存候」と述べており、城郭の修築に關しては高力・柘植の権限の及ばない事であることを冷静に示している。さらに、熊本城の本丸の石垣が、八代城と同様に危険な状態

であることも報告しており、八代城と同様に崩れることになるなら大きな手間がかかる」と述べている。

この披露状で注目すべき点は、「急江戸へ被得 御意候ハ、我等方よりも書状相添、御老中迄可申入候」と上意を得るために老中に申し入れるとき、あくまで忠利は「書状相添」としている点である。これは許可申請の主体が忠興にあることを意味している。

また忠利は次の十六日に「其元石垣はや崩申候哉、無御心元存候、其外崩可申かと、為御見廻、此者進上申候、此等之趣可有披露候<sup>21</sup>」という返事と使者を送っていることに対して、忠興は次のように述べている。

【史料三】寛永十七年八月十六日、細川忠利宛、細川忠興書状<sup>22</sup>。

以上

爰元石垣為見廻、人を被越候、人大勢かけ候事もならぬ所ニ而候、其上、普請と見へ候ハ、如何候はんやと、そろゝと上の土を取申候、もはや、くつれ候てもせんかたなき事ニ候間、成次第と存、我々見舞不申候、能々存候へハくるしからぬ儀候、損したり共不仕直、其儘置可申と存候間、可被得其意候、恐々謹言

三斎

八月十六日

越中殿

御返事

宗立〇（ローマ字青印）

この中で忠興は、忠利が人を派遣したことに対して、諦めの気持ちで大勢人数をかけることは出来ないであろうとしている。しかし

忠興がこの時点で最も注意しているのは【史料一】でもあるように、世間からの見た目であった。無許可の普請であると世間的に理解されれば、則ち武家諸法度に背くこととなるからである。よって忠興は上の土を取り除くという消極的な方法でしか処置が出来ない事に対して、「もはや、くつれ候てもせんかたなき事二候」と半ば投げ遣りな態度を示しているのである。しかし、このような状況下で忠興は普請許可の申請を行っている。

#### 四 普請許可申請の実際

では普請許可申請はどのように出され、どのような人間関係に基づいているのかを具体的にあげて論じていきたい。

忠興は【史料二】で、「もはや、くつれ候てもせんかたなき事二候」と一旦はあきらめていたが、幕府の年寄衆へ申し入れる旨を忠利に述べている。

【史料四】寛永十七年八月十七日、細川忠利宛、細川忠興書状<sup>23</sup>。

已上

昨日十六日之返事ニ申進之候ハ、爰元石垣之事、もはやくつれ候てもせんかたなき事二候間、成次第二候、損シたりとも仕り不直、其まゝ置可申と申候へ共、未かゝりて在之間申候、石垣之上ノ堀、らうか堀にて候故、うらの土をのけ候ニ付、堀内へころひこみ候間、堀ハ取のけさせ申候、うらの土を取候故、ならしの石二ツ三ツ通内へころひこみ候て、惣様ハ未かゝりて御入候、此以後風雨地震なと仕候は、堀へくつれこみ可申候、左候へは、先度も如申候大そう

成手間にて候間、只今急度江戸御年寄衆へ申入、其御返事次第石を取のけ、其跡ニよしかきか、もがりか仕置、来年其方江戸へ被参候時得 御意、御詮次第二仕度存候、右之分二候間、其方よりも此飛脚二状をそへ被遣候て可給候、則、我等より御奉行衆への案文進之候、重而此方より申時之ため二候間、御年寄衆へ其方より被遣候状之案をも可給候、為其、此方へもとる飛脚をそへ進之候、恐々謹言

二齋

八月十七日

宗立〇（ローマ字青印）

越中殿

進之候

この中で忠興は、今回の八代城を修築する件について、二つの段階を踏んで行おうと考えている。最初の段階は、忠興の懸念材料である世間からの見た目である。これは再三忠興が述べているように、不許可で普請したと思われぬように細心の注意を払っていることが窺えるが、今のままでは石垣の崩壊が予測されるため、忠興は先ず危ない石を取り除き応急処置を行いたいのである。これはあくまで普請とは言えないが、幕府の許可を得ることを考えているのである。またこの許可に対しては実際の普請許可ではないので正式な許可は必要ないとしている。

次の段階は、とりあえず応急処置をした石垣を、翌年忠利が参府するときに普請の許可を得ようというものである。また忠興は応急処置の申請の書状に対し、忠利に添状を送ることを指示しているのである。

ここで注目すべき点は、その申請対象が「江戸御年寄衆へ」とあることである。忠興のいう「年寄衆」とは具体的に誰を指すかこの書状では不明確であるが、忠興が忠利に送った案文により明らかになる。

【史料五】寛永十七年八月十七日、江戸幕府年寄衆宛、細川忠興書状案<sup>24</sup>。

態申入候、爰元ハ去ル十三日より十六日迄大雨ふり申故、八代之本丸北之方石垣、ハ九間程事之外ふくれ出、ハやくつれ申躰ニ御座候、堀へくつれこみ申候へハ、事之外大そう成普請ニ罷成候間、裏の土をそろゝ取のけさせ申候へハ、上之へいろうかへいにて御座候故、内之方へころひかゝり申候条取のけ、其外ならし石一ツ二ツ返り候ほと、是も内へころひかゝり申候取のけ申候、加様ニ仕候へハ、はやくつれ申かと存候へとも于今かゝりて御座候、此後又雨ニ而も地しんニ而も御座候ハ、必くつれ可申候条、此御返事被下候迄かゝり候者、土をも石をも速に取のけ、其後ニよしかきを申付、来年越中其地へ参上候時、様子得御意前之ことく普請可仕と御錠ニ候ハ、可申付と存候、為是以早打申入候、恐惶謹言

八月十七日

三齋宗立

土井大炊様

別紙ニ 酒井讃岐様

堀田加賀様

人々御中

此御案文ハ三齋様へ戻り申候

これは忠興が【史料四】で幕府に申請するための書状案である。このなかで忠興が申し入れる対象とした「年寄衆」とは、土井利勝・酒井忠勝・堀田正盛であることがわかる。つまり忠興は將軍に対しての取次をこの三人に求めていたのである。しかし幕府に対しての申請は、既に忠利が【史料二】で「御老中迄可申入候」と述べている様に、老中に行うこととなっていた。よって忠利はこの書状案を反古することとして、次のような返事を忠興に送っている。

【史料六】寛永十七年八月十七日、中沢一楽宛、細川忠利披露状<sup>25</sup>。

十七日之御書、同酉ノ刻ニ頂戴仕候、其元石垣之様子、御年寄衆へ被仰遣候御案文拜見仕候、無残所も御文章と奉存候、我等方より御年寄衆への案文進上可申由、則案文懸御目候、か様之儀ハ伊豆(松平信綱)殿・豊後(阿部忠秋)殿・対馬(阿部重次)殿ならてハ不被得御意候間、一紙ニ被成、豆州・豊州・対州へ御状被遣御尤ニ奉存候、一日之儀ニ御座候間、江戸への御飛脚、是ニ待せ申候、此等之趣可有披露候、恐々謹言

八月十七日

(中澤) 一楽

尚々、御老中へ被遣候御状と同文言にてハ如何と存、少つゝ替申候、悪敷所御座候ハ、御なおし被成候而可被下候、以継飛脚急申上候、以上

忠利の意見は、このような申請は年寄衆(土井・酒井・堀田)ではなく、三人の老中でなければ御意を得ることが出来ないとしてい

るのである。つまり忠利の認識は忠興のそれと異なり、將軍家光主導で行われた老中体制に準拠したものであるといえる<sup>26</sup>。また忠興より忠利に託された年寄衆宛の書状案は、忠利により訂正されることとなった。その後、忠興の要求は、翌十八日に熊本城の内容も含めた忠興の添状と共に江戸送られることになる。次に示す【史料七】  
【史料十三】は、忠興・忠利父子がそれぞれ老中と年寄衆へ送った書状で申請内容が具体的に現されている。

特に【史料七】は、忠興が年寄衆に宛てた案文【史料五】とほぼ同文である。つまり、忠興は忠利の意見を取り入れて申請の対象を年寄衆から老中に変更したのである。

【史料七】寛永十七年八月十八日、江戸幕府老中宛、細川忠興書状<sup>27</sup>。

以上

態申入候、此元ハ去十三日より十六日迄大雨ふりつゝき申候故、八代之本丸北のかたの石垣、はゞ九間余ふくれ出はやくつれさうに御座候、水堀へおし出申候ハ、事之外大そう成普請ニ罷成候条、土井うらの土そろゝと取のけさせ申候へハ、上の塀らうか塀にて御座候故、内へころひかゝり申候条取のけ申候、其下のならし石一ツ・二ツ通程これも内へころひかゝり申候間取のけ申候、か様二仕候心候哉、于今かゝりて御座候、此後又雨にても地震にても御座候ハ、必くつれ可申候条、此御返事被下候迄かゝり候者、土をも石をも悉取あけ其跡に葭垣を申付、来年越中其御地へ参上之時様子得

御意、前の普請可仕と 御錠二候者可申付と存候、為其以早打申入候、恐惶謹言

八月十八日

三斎

宗立

松平伊豆守様

阿部豊後守様

阿部対馬守様

人々御中

【史料八】寛永十七年八月十八日、江戸幕府年寄衆宛、細川忠興書状<sup>28</sup>。

以上

態申入候、爰元ハ去十三日より十六日迄大雨ふり申候故、八代之本丸北のかたの石垣くつれそうニ御座候、就夫、如是松平伊豆殿・阿部豊後殿・阿部対馬殿へ申入候、則、案文懸御目候被成御披見、可然様ニ御取成奉頼候、恐惶

三斎

八月十八日

宗立

土井大炊頭様

酒井讚岐様

堀田加賀守様

【史料九】寛永十七年八月十八日、細川忠利宛、細川忠興書状<sup>29</sup>。

以上

昨日十七日之返事、披見候、書中之通一々尤、得其意候、則伊豆殿・豊後殿・対馬殿へ之案文、只今進候、又大炊殿・讃岐殿・加賀殿への案文をも進候、是ハ別々ニ調申候、文言ハ、何も同事にて候、此次而ニ、熊本之石垣之ふくれ候事も被申上にて、弥当所之事済可申と、大慶ニ存候、一日之儀候とて、使被待せ候由、無残所候、恐々謹言

八月十八日

越中殿

御返事

三齋

宗立〇（ローマ字青印）

【史料十】寛永十七年八月十八日、江戸幕府老中宛、細川忠利書状案<sup>30</sup>。

三齋所より以書状被申候間令啓上候、仍、爰元八月十三日より十六日迄大雨ふりつゝき申候処ニ、八代之本丸北之方石垣十間計おし出し、はやくつれかゝり申候、堀へくこみ候へハ、事之外手間入普請ニ而御座候、ならし石なども一重・二重内へころひこみ申体ニ御座候、若此御報迄石垣かゝわり申候者、先石垣取のけ申度奉存候、委細之儀者三齋所より可被申入候、次熊本本丸も東之方高石垣三所ふくれ出あふなく御座候、是ハ堀之無御座所にて御座候間、石垣根二石をかゝへ候て、見申度奉存候、恐惶謹言

寛十七

八月十八日

松平伊豆様

阿部豊後様

阿部対馬様

人々御中

尚々、八代之儀者、此御報御座候者石垣を所のけ、来年我亦罷下得 御意其時分之儀と三齋被申候得共、取くつし其俣置申候ハ、一段あふなく御座候間、次而二つきなおされ候様ニいたし度奉存候、以上

【史料十一】寛永十七年八月十八日、江戸幕府年寄衆宛、細川忠利書状案<sup>31</sup>。

三齋所より以書状被申候間申入候、八月十三日より十六日迄大雨ふりつゝき、八代之本丸北之方石垣堀之方へおし出し、ならし石なとも内へ少しころひ申候、今少之儀ニ而も其俣堀へをしこみ可申候、左候へハ大そう成普請ニ罷成候間、伊豆殿・豊後殿・対馬殿迄得御意候、若この御報迄石垣くつれ不申候ハ、石を取のけ、我亦来年罷下候刻得 御意、本のこたく仕候へと 上意も候ハ、可申付由、三齋被申候、石垣計を所のけくつし候、其俣置申候ハ事之外あふなく奉存候間、次而二つきなをし申度儀と我亦奉存候、御三人と被成御相談可被下候、并熊本本丸高キ石垣も三所ふくれあふなく存候、是ハ堀無御座所にて御座候間、石垣根二石を捨置かゝへ候て見申度奉存候、恐惶謹言

寛十七

八月十八日

土井大炊様

酒井讃岐様

堀田加賀様

人々御中

【史料十二】寛永十七年八月十八日、細川光尚宛、細川忠利書状<sup>32</sup>。

八月十三日より十六日迄、爰元大雨ふり申候故、八代本丸北之方石垣ふくれ出、くつれかゝり申候故、其儀被得 御意ニ御老中迄被仰遣ニ付而、我等も状をそへ進之候、熊本本丸東之方石垣下地ふくれ出申所、弥三所ふくれ申候、中々あぶなき事ニ候、更共、是ハ存之ことく、堀なき石垣之方ニて候間、石垣根ニすて石をかさね、ふくれ候石ニかいかけ置候て見可申と存候、石垣ニて無之候故、絵図も不進之候、右丸之内へ取あつかい候へハ、他所より何事と可存と、八代之石垣之儀申入候乍次而申入事ニ候、其方被見候哉、地きわより一二間之間事之外ふくれ出申候、中々被見事ニて無之候、か様ニ申内ニもくつれ候ハ、絵図を以可得 御意候、可被得其意候、恐々謹言

八月十八日

肥後殿

進之候

越中

忠利(花押)

【史料十三】寛永十七年八月十八日、中沢一楽宛、細川忠利披露状<sup>33</sup>。  
三人の若年寄衆へ之御状、中務(細川立孝)所へ之御状、則江戸へ参候御飛脚ニ相渡申候、我等状、右上ヶ申候案文のことく書候而遣申候、又、御老中へ之御案文無残所被遊、可相調と目出度奉存候、此等之趣可有披露候、恐々謹言

八月十八日

尚々、初の御案文差上申候、以上

(中澤) 一楽

細川家の八代城普請に関する交渉は、前述の八月十七日からその準備段階の入るのであるが、これら八月十八日の一連の史料を見れば、実際の幕府への交渉過程が明らかになる。特に【史料七・八・十・十一】は、幕藩間の交渉過程を具体的に論ずる上で今まで見られなかつた視点でもある。

最初に忠興は、八月十七日の忠利よりの披露状【史料六】をもとに、年寄衆(土井利勝・酒井忠勝・堀田正盛)と老中(松平信綱・阿部忠秋・阿部重次)それぞれに一紙の書状を作成している。老中への書状の内容は、前日に忠興が年寄衆へ宛てた案文【史料五】とほぼ同じであるが、忠興は忠利が【史料六】に「御老中へ被遣候御状と同文言にてハ如何と存、少つ替申候、悪敷所御座候ハ、御なおし被成候而可被下候」と述べているように、忠利の文章推敲を経て老中宛としているのである。また年寄衆への書状は「可然様ニ



御取成奉頼候」とあるように、老中たちへ幹旋を頼む内容となっており、この段階で忠興は忠利の意見を聞き入れ老中衆へ普請申請をすることにしたのである。このことは忠興が【史料九】で忠利に対し、「昨日十七日之返事、披見候、書中之通一々尤、得其意候」と述べていることから理解できる。つまり藩内の普請許可申請の窓口は老中に行っている。ただし、忠利は【史料六】に「我等方より御年寄衆への案文進上可申由」とあるように、一旦は忠興の意見を聞き入れ添状を年寄衆への添状を出すことも約束しているのである。

このことは普請許可申請について、年寄衆から老中体制への転化を現しながらも、未だに年寄衆の存在が重要であることを示している。忠興が忠利の助言を聞き入れ申請対象を年寄衆から老中に変更したことは、老中体制が完全に機能しているように感じるが、実際の許可申請は「大老<sup>34</sup>」である忠勝による働きを無視できない。

忠利は、熊本でこの忠興の書状と年寄衆・老中へ普請許可申請の書状を受け取り、【史料十・十一】にある添状を作成している。この二通の添状を見ると、あくまで許可申請の主体は忠興側で、熊本城に関して報告はしているが、普請の必要性を認めていない。また今回の申請は細川家からみて、石を取り除くだけの工事であり、本格的な城郭普請でないことも注目できる。このような些細なことでも細川家では慎重に扱い、老中よりの返事「御報」がなくては取りかからないとしているのである。しかし、ここで忠利は、追而書に「次而二つきなおされ候様ニいたし度奉存候」とあるように実際は普請許可を求めているということは極めて注目できる。

この後忠利は、忠興からの年寄衆と老中への申請書とそれぞれへの添状を江戸に送ることになる。ここで忠利は江戸にいる次期藩主の光尚にも【史料十二】にあるように状況を伝えている。ここで忠利は「か様ニ申内ニもくつれ候ハ、絵図を以可得 御意候」と、もし八代城の石垣が崩壊した場合は絵図を幕府に届け上意を仰ぐように指示しているのである。

全ての段取りを終了した忠利は、忠興に対し「可相調と目出度奉存候」（【史料十三】）と満足のようすで報告をしている。また追而書に「初の御案文差上申候」とあるように十七日に忠利により反古された忠興の年寄衆宛案は、【史料五】に「此御案文ハ三齋様へ戻り申候」とあるように返却されている。

では、江戸に送られた普請許可申請書は、はたしてどのような処理され、それに対する老中や年寄衆はどのような動きを行っていたのだろうか。この点は老中制度の確立した時期における年寄衆のあり方を検討することで、当時の政治状況の一端を次節で述べていくことにする。

## 五 幕府からの普請許可についての返答

八代城の普請ついて応急処置を希望した細川氏に幕府は普請許可の老中奉書を発給している。しかし、この奉書は今まで何故か研究の対象とされていなかった<sup>35</sup>。

【史料十四】寛永十七年九月三日、細川忠興宛、江戸幕府老中連奉書<sup>36</sup>。

以上

八代本丸北之方石垣破損二付、被築直度の旨、示預之趣得其意候、  
如元普請可被申付候、恐々謹言

寛永十七辰

九月三日

阿部豊後守

名乗判

阿部対馬守

名乗判

松平伊豆守

名乗判

三齋

この内容を見ると、応急処置を希望していた忠興に普請許可の「老中連署奉書」が出されている。また最も注目できることは、宛名が藩主の忠利ではなく忠興となっていることである。

ただし、これを老中奉書と定義づけることに對し、上意文言の欠如を指摘する意見もあるが、これに關し高木昭作氏は上意文言の有無は奉書であることの要件ではないとしている<sup>37</sup>。また山本博文氏はこの見解をさらに発展させ「奉書と書状を分けるものは、宛名が「殿」か「様」かという一点である」としている<sup>38</sup>。また、白峰氏は多くの老中奉書の宛所を研究した結果、老中奉書の宛所は、御三家以外は許可対象となった居城の城主であり、「〴〵殿」と記されるの

が通例であるとしており、これは山本氏が既に明確に論じた奉書と書状を分ける基準とも合致する。さらに白峰氏は白石城（伊達氏領内）・三原城（浅野氏領内）・小松城（前田氏領内）・米子城（池田氏領内）・大館城（佐竹氏領内）・伊賀上野城（藤堂氏領内）などの事例をあげ宛名は全て藩主名であると論じている<sup>39</sup>。

ただこの史料は写しであり、宛名の敬称は不明であるため奉書であるという確証は乏しくなるが、それは次の史料で明らかとなる。

【史料十五】寛永十七年九月三日、細川忠利宛、老中連署奉書<sup>40</sup>。

一、熊本・八代之御城石垣之義被仰達候二付御老中奉書之御紙面  
熊本城本丸東方、石垣及破損候間根石之際、被置石度由、書面之趣得其意候、普請可被申付候、将又、八代城本丸北ノ方石垣、令破損候間、被築直度由承届候、修復有之様ニと、三齋江相達候、是又可被存其旨候、恐々謹言

九月三日

阿部対馬守

阿部豊後守

松平伊豆守

細川越中守殿

この史料は細川家史料「御年譜」にもあるもので、その前書きに「御老中奉書之御紙面」とあることから老中奉書として認識されていたことが理解できる。また宛名が「殿」となっており、前述の山本氏の主張とも合致する。

内容を見てみると、忠利宛のこの奉書は八代城の普請許可ではな

く、熊本城の普請許可が主となっているのである。また八代城の普請許可に対しては、忠興宛に別の奉書を送った旨が記されており、この忠興宛の奉書が【史料十四】であることが言えるのである。つまり幕府の老中からは、忠興と忠利に対し個別に奉書が送られているのである。

この老中奉書の発給については、次の三点が言える。第一に忠利は熊本城に関して遠慮をし、普請の必要なしと判断していたが普請を許可された。第二に八代城に関しては普請ではなく応急処置を考えており、翌年忠利が参勤交代で参府するときに許可をもらう予定であったが、【史料十】の追而書が功を奏したのか、これも普請の許可が下りている。第三に八月十八日に申請の書状を出してから半月と経ていない状況である。通常、熊本から江戸まで行くのに半月が必要とされていることから考えれば、この普請許可は即決であったといえる。

では何故この様に細川氏の予想を超えた許可が下りたのであろうか、この答えは次の史料で明らかとなる。

【史料十六】寛永十七年九月三日、細川忠興宛、酒井忠勝書状<sup>41</sup>。

以上

尊書致拝見候、仍而、其表去月十三日より十六日迄大雨ふり申候故、八代之本丸北之方之石垣くつれそうニ御座候ニ付、其段、御老中迄被仰入候状之案文被成御見せ、具ニ遂披見候、然は、ろうか堀を御とりこほし崩れさうニ御座候、石垣石共御とりのけ跡をよしかきに被成被差置、来年越中殿御参府候節被得御意、御築直可被成之

由尤ニ奉存候、併本丸之石垣ニ候ハ、無用心ニも可有御座と存候、同ハくつれ候処、間敷以下具ニ絵図ニ被成、以使者御老中迄被仰入御築直被成間敷候哉、併是ハ私之存旨ニ御座候、委曲、御老中より御返事ニ可被申入候間、被任其意尤ニ奉存候、猶期後音之時候、恐惶謹言

酒井讃岐守

九月三日

名乗判

三斎様

尊報

【史料十七】寛永十七年九月三日、細川忠利宛、酒井忠勝書状<sup>42</sup>。猶以、土井大炊殿・堀田加賀守殿・連状ニ被成被下候へとも、一所ニ不罷在候間、別紙ニ御返事申入候、重而も連状之儀者被御赦可被下候、

尊筆致拝見候、然者去月十三日より十六日迄大雨降続、八代之本丸北之方之石垣堀之方へ押出、ならし石なとも内へ少ころひ、今少之儀ニ而も其俣堀へ押こみ可申候、左候得者、大そう成普請ニ罷成候付、御老中迄右之段被仰入候間、返事参候迄崩不申候ハ、石を御取のけ来年貴殿御参府之節被得御意、もとのことく被仕様ニと上意ニ候者、可被仰付之旨三斎被仰候へとも、貴殿思召候ハ、石垣計を取のけ、崩口其俣被成御置候ハ、事之外あふなく御座候間、次而ニ御築直被成度候由一段尤存候、くつれ候所間敷以下委絵図ニ被成、以使者御老中迄被仰入、御築直可然存候、并是者私存旨ニ御座

候、委曲御老中より御返事ニ可被申入候間、被任其意尤存候、將又、熊本本丸高キ石垣も三所ふくれあふく思召候、是ハ堀無御座所にて候間、石垣之根に石を御捨置しらへ候て、可被成御覽候由尤ニ存候、石垣者所々より少々ふくれ候へとも無相違所も御座候間、能々穴生ニ御見せ被成尤存候、委細御老中より可被申入候間、不能一二候、恐惶謹言

九月三日

酒井讃岐守

判

細川越中守様

尊報

普請許可申請の直後、許可の老中奉書が忠興（八代城）・忠利（熊本城）にそれぞれに発給されたが、同日の九月三日に酒井忠勝は忠興・忠利にそれぞれにこのような書状を送っているのである。この時、細川氏からの残りの名宛人であった堀田正盛や土井利勝について、正盛は既に寛永十五年三月の段階で病弱により老中の任をゆるされ<sup>43</sup>、利勝は寛永十六年七月より「瘡」を煩いそれが長引いており<sup>44</sup>、両者とも具体的に対応できる状況ではなかったと思われる。つまりこの時点で老中制度の外にある取次については、必然的に忠勝に衆中していたといえる。

忠勝書状の内容をみると忠興宛の【史料十六】には、八代城の本丸北の方の石垣が崩れそうになっているのを、老中への書状の案文をみて理解している。それについて石垣石を取り除いて応急処置をし、来年忠利が時に將軍の意を得て築直すという忠興の考えを

尤もだと評価している。さらに忠勝は、私見である（併是ハ私之存旨ニ御座候）と断りをいれ、本丸の石垣の崩れそうな箇所はそうは言っても心配であろうから、老中まで詳しく絵図を見せて築直したらどうかと提案している。また最後に「委曲、御老中より御返事ニ可被申入候間、被任其意尤ニ奉存候」とし、暗に老中よりの具体的な指示があることを示唆している。

一方、忠利宛の書状【史料十七】の追而書には、年寄衆三人への連状を都合により忠勝が返書を行うことを述べている。また同じように、忠興の考えはあるが、【史料十】の追而書にあることを受け「次而ニ御築直被成度候由一段尤存候」と築直しを勧めており、忠興宛の【史料十六】の内容と決定的に異なる<sup>45</sup>。また忠興宛の書状と同じように老中よりの具体的な指示があることを示唆している。さらに熊本城についても危なく思っており、穴生に築直すかどうか判断をして欲しいとし、またこれについても老中より具体的な指示があることを示唆している。

この忠勝の忠興・忠利父子に対するそれぞれの書状に共通するところは、忠興・忠利父子が普請をせずに簡易的に処置をしようと遠慮気味に申請している内容を、忠勝は敏感に察知し普請を勧めているのである。ただし老中体制が確立した後であるので忠勝は「私存旨ニ御座候」と一歩引いた態度で表現をしている。しかし、「御老中より御返事ニ可被申入候」とそれぞれに老中奉書が発給されることを暗に知らせているのである。つまり、「私之存旨」といいながら具体的な指示を行っている。つまりここで忠勝は細川氏の取次の年寄

として機能しているのである<sup>46</sup>。

ところで、山本氏はこの【史料十七】の忠利宛の書状を参考に、興味ある見解を述べている<sup>47</sup>。山本氏によれば、この時点の老中は松平信綱・阿部忠秋・阿部重次であるが、忠勝は棚上げされたわけではなく、必ず重要事項には参画しており、大名も三人の老中とともに三人の年寄衆にも書状を送っている。また「私存旨」という部分は、忠勝が自分の意見を述べながらも制度としての老中制を無視できなかったからであり、ここに幕府の政策決定機関としての「老中制」の成立を見ることが出来、その結果従来の「出頭人体制」は止揚したとしている。

また山本氏は別稿<sup>48</sup>で、「忠勝は、この時点でも細川氏の取次の年寄として活動しており、細川氏からこのような嘆願は、寛永十五年十一月以降三人の老中の合議によって初めて許可されるのであって、正式回答は老中からしかなしえなかった。その意味では、忠勝のこの好意的な返事もあくまで「私存旨」であったのである」と述べている。

山本氏の論考は大まかには、この書状により取次としての忠勝の存在は止揚されることにより、「老中制」の成立を見ることが出来るという考えであるが、忠勝が制度としての老中制を無視できなかったという部分については、一部は首肯できない。それは今まで述べたように忠興・忠利父子に不自然なほど迅速に発給された老中奉書は、忠勝の書状に「委曲、御老中より御返事ニ可被申入候間、被任其意尤ニ奉存候」とあるように、あくまで忠勝の尽力によるもので

ある<sup>49</sup>。また山本氏の指摘にあるように、忠勝は寛永十五年の老中体制の確立期には大老となるが、その後も重要事項には必ず参画しているのである<sup>50</sup>。このことから忠勝の立場は老中制を無視できなかったと消極的に理解するより、大老として老中体制を支えており、むしろ老中体制の外にある「大老」であると積極的に理解する方が自然である。またこれについては後述する。

では何故山本氏が忠勝の書状をこのように位置づけたのであろうか。山本氏の二編の論考を見れば、双方に同文で「これは、寛永十七年八月十三日から十六日にかけて降り続いた大雨により、八代城本丸の北側の石垣が堀の方へ押し出したため、細川忠利が大老の酒井忠勝に助言を願った事に対する返事である」としている。このことから山本氏は、忠利が、忠勝に対し単純に助言を求めていることに対しての返事であると理解しているのである。

しかし、今まで述べたように、この書状は老中へ奉書の発給を求め、忠利に対しての取次を行ったものであることは疑いのないものである。換言すれば忠利は助言を求めたのではなく、「大老」としての忠勝に老中奉書発給への斡旋を求めたのである。それに対しての返事がこの書状であることは、前述の内容から明らかである。つまり内容は単純ではなく【史料七・八】にあるように忠興は老中に対しては普請の許可を求め、年寄衆にはその斡旋を頼み、【史料十・十一】あるように忠利に老中・年寄衆へそれぞれ添状を要求したのである。よってこの酒井忠勝書状の性格を具体的に表現すれば、「忠興の八代城普請許可申請書の忠利添状に対する返書と、老中奉書発給

に関する示唆の書状」となり、単純な助言ではない。

山本氏はこの史料を用いるにあたり、一連の流れの中で普請許可の二通の老中奉書発給を存知せず、単純な助言として理解したのである。

ただ山本氏は【史料十七】の忠勝書状の追而書にある「土井大炊殿・堀田加賀守殿・連状ニ被成被下候へとも」の部分に注目し、「この時細川忠利は、老中三人宛の一紙の書状と酒井・土井・堀田宛の一紙の書状を送ったのだと思われる」<sup>51</sup>と機知ある予想を述べている。この老中宛の一紙の書状が【史料十】であり、酒井・土井・堀田宛（このとき忠利は年寄衆と表現をしている）の一紙の書状は【史料十一】であることは確実である。しかし、この二通はあくまで添状であり、忠興から老中への一紙の書状【史料七】と年寄衆への一紙の書状【史料八】の存在を理解せずには論ずることが出来ないのである。

話が錯綜してきたのでもとにもどすと、このように酒井忠勝から返書があるということは、取りも直さず忠勝が取次の年寄として機能していることを意味している<sup>52</sup>。この存在を細川氏は十分に認識していたため、忠勝を頼ったのである。また忠勝の立場は、老中体制の成立の後ろ盾になりながらも、細川氏の「取次の年寄」として行動しているといったように、二面性を持つものであった。

忠勝の様な年寄の返事は、奉書を受け取った大名が請状（請書）を提出するのと同様に嘆願の書状の受領書としての意味を持つものである。これらの書状の書き出しが「御状令拝見候」のような内容

であることからこれらの書状は大名からの嘆願があつてこそ意味をなすものであり、独自に年寄が出すものではない<sup>53</sup>。

なお「取次」について山本氏は「諸大名への命令伝達や個々の大名を服属させ後見するといった諸機能を果たし、かつそのような役割を公的に認められ期待される存在」と規定している<sup>54</sup>。山本氏によれば幕藩制初期において諸大名が頼りにした土井利勝を挙げ、利勝の許可が幕府の決定に直結する事を大名側は認識しており、利勝の指導・助言を受けることにより大名は自らの行動に自信を持つこととなり、幕府側としてもそれによって大名の制御が可能になるという。さらに山本氏は「取次」の存在が公的に認められると言うことは、制度としての「年寄制」は利勝段階では形式的であり、これを「出頭人体制の最終段階である」と説いている。

確かに山本氏の見解を受け入れるならば、忠勝は「取次」の年寄とは明確にいえないが、今まで述べたように、忠興・忠利宛の書状にみる八代城普請許可の老中奉書発給を早めるような行動は、まさに「取次」でそれを大名側も期待しているのである。また酒井忠勝は土井利勝と異なり、大老就任後も重要な会議には必ず出席し、幕閣の中の重鎮として活躍しており、その権威は將軍家光代だけに止まらず家綱代にも影響を及ぼした「大老」であった。

つまり忠勝は制度としての「老中制」の成立後も取次の年寄として機能し、「大老」として老中制を支えている。だから忠興・忠利それぞれ宛の書状に「私存旨」とあるのは老中制を大老として支えていたからの意見である。もし「私存旨」という考えが忠勝の本意で

あるならば<sup>55</sup>、細川氏はわざわざ忠勝を頼るようなことはしないし、忠勝も積極的な助言をすることもない。

### おわりに

本稿では、幕藩関係のあり方から政治機構の評価を導くという視点で、大名側からの史料を積極的に利用し普請許可申請のプロセスを具体的に明らかにしてきた。それは、幕藩間の交渉がその時期の国家的な政治体制の特質を物語るものだからである。特に本稿で中心となった、寛永十七年の八代城普請許可申請から普請許可の老中奉書の発給までのプロセスを示した一連の史料群は、当時の政治状況、特に寛永十二年の武家諸法度成立以降の状況および老中制度の本質を具体的に示す非常に有効な史料である。従来この史料群の中で極一部が研究対象になっていたが、細川家史料を丹念に見ていくならば、一大名の幕藩間の交渉から当時の政治状況の再現を行うことが出来る。

特に今回顕著なのは「大老」である酒井忠勝の取次の機能である。八代城の普請許可申請について、忠勝は「私存旨」であるから老中の奉書を待つように述べているが、この書状は実際に普請を認めるものである。このことを見ても忠勝が細川氏の取次の年寄として機能していることがうかがえる。それは前述の山本氏の意見をみれば、「私存旨」とあるのは、従来忠勝が大老就任後、寛永十五年以降の老中合議制に遠慮して私的な意見として述べているからであると考えられている<sup>56</sup>。しかし、一連の史料を見れば本質は異なっ

ている。細川氏が、老中合議制を認知しながらも忠勝に書状を送り幹旋を頼んでいるということは、忠勝の存在が取次の機能を持つていることが理解できる。老中制度が確立しているにもかかわらず、細川氏が忠勝を頼るということは、とりもなおさず忠勝の考えが幕府の決定に直結すると認識していたからである。それは要職にある譜代大名の高力忠房や幕臣の柘植正時に、細川氏は効力がないと理解し、報告をしなかったことと対局をなす。実際に忠勝の取次<sup>57</sup>により老中奉書の発給を即日見ることができたのである。

また忠勝自身については、従来寛永十五年の大老就任は棚上げ人事であるという見解もあった<sup>58</sup>。しかし、徳川家光が晩年の寛永十八年に忠勝に対し、「万事おもて内証ともニゑんていをのこさすいまゝていいきかせ候」という御内書を送っている<sup>59</sup>。ことは特に注目できる。つまり家光は忠勝に表（幕府の正規な機構）・内証（将軍に直結した存在）ともに絶大な信頼を寄せていたことが分かる。老中体制確立後も忠勝は「大老」として大名にその存在を認知されていたのである。よって山本氏が論ずるように、合議制にもとづく老中体制の確立は、従来の出頭人体制を止揚し、将軍の独裁権力の下部機関として整備されたものである<sup>60</sup>。という見解について全ては首肯できないことは明らかであろう。

つまり今まで述べたとおり、出頭人体制は止揚されたものではなく、将軍家光の強力なイニシアチブを表と内証で支える存在へと変化をし、これが実質的な「大老」の存在を示すことになった<sup>61</sup>。またそのことを細川氏は熟知していたため、忠勝を頼ったのである。

忠利が、忠勝からの書状を、奉書同前の扱いをした<sup>6,2</sup>のはそれを端的に現している。

また、忠勝のような「大老」の存在は、家光晩年期の対外関係の緊張と寛永飢饉などの国内動揺を克服するために頻繁に開催された「老臣会議<sup>6,3</sup>」や「拡大老臣会議<sup>6,4</sup>」の基礎となったのである。

1 北原章男「家光政権の確立をめぐる」『歴史地理』九十一巻二号・三号、一九六五・六六年。

2 藤野保「寛永期の幕府政治に関する考察」、北島正元編『幕藩制国家成立過程の研究』所収、吉川弘文館、一九七八年。

3 高木昭作「幕藩政治史序説」『歴史評論』二五三、一九七一年。

4 藤井讓治「秀忠大御所時代の『上意』と年寄制」『日本政治社会史研究』下 塙書房、一九八四年。

5 山本博文「幕藩制初期の政治機構について」『日本歴史』十一月号、第四七四号、一九八七年。後に「江戸幕府初期の政治機構」として『幕藩制の成立と近世の国家』(校倉書房、一九九〇年)に改訂掲載。さらに同タイトルで『論集幕藩体制史 第三巻江戸幕府の構造』(雄山閣出版、一九九三年)に掲載。

6 「特集／「藩」から見た日本近世」『歴史評論』六七六、二〇〇六年。

7 三宅正浩「幕藩政治秩序の成立―大名家からみた家光政権―」『日本史研究』五八二号、二〇一一年。

8 白峰旬『日本近世城郭史の研究』校倉書房、一九九八年一四―一五頁。城郭普請許可制について、研究が大名統制の視点でとらえられており、従来の政権側からの政策論として、幕府側からの史料による検討のみでは、居城修補規定の運用の全貌を把握することは困難であると述べている。

9 藤井讓治「大名城郭普請許可制について」『幕藩領主の権力構造』岩波書店 二〇〇二年、三〇九―三一〇頁。

10 白峰旬『日本近世城郭史の研究』校倉書房、一九九八年。

11 『御触書寛保集成』四。

12 藤井讓治『幕藩領主の権力構造』岩波書店 二〇〇二年、三一〇―三一三頁。

13 白峰旬氏はこれについて、『国史大事典』(十二巻、吉川弘文館、五四頁)を引用して、「江戸時代初期、老中制度の成立期には、のち老中にあたる年寄を奉行または奉公人とも称した」としている。

14 山本前掲論文、一九八七年、四六―四七頁。ただしこの中で山本氏は、利勝・忠勝の大老就任は決して棚上げ人事では無いとする。

15 白峰前掲著書、一四四―一四五頁。

16 『大日本近世史料 細川家史料』(以後『細川』と略す)七一―六四六号。「部分御旧記 城郭部」細川家史料、熊本大学寄託永青文庫蔵(以下「部分城郭」と略す)にも同様の文あり。

17 元和三年奏者番となる。元和五年浜松城主。近江国にて加増され、その後寛永十五年四月肥前国高来郡に転府、島原城主となる(『新訂寛政重修諸家譜』第八、三四〇―三四一頁)。

18 慶長十五年より駿府に勤仕、その後小姓組。寛永八年使番、その後加増等を経て同十七年六月十二日長崎奉行(『新訂寛政重修諸家譜』第八、二二七頁)。

19 山本博文『幕藩制の成立と近世の国家』校倉書房、一九九〇年、一三八―一四一頁。山本氏はの中で、寛永十六年八月九日中沢一楽宛細川忠利披露状(「三斎様御書案文(寛永十六年)」)に「(前略)一、長崎へ人を遣、何にても御用之事候へ、可承由、被 仰出候事、一、島原之高力殿へも、万事可申談由、被仰候事、(後略)」にあることから、九州での総責任者の一翼は長崎奉行と高力であるとす。

20 『細川』十三―一〇四六号、「部分城郭」。

21 『細川』十三―一〇四七号。

22 『細川』七一―一六四七号、「部分城郭」。

23 『細川』七一―一六四八号、「部分城郭」。

24 「公儀案文の扣」細川家史料。



25 『細川』十三一〇四八号。

26 山本氏はこれについて、家光主導型の「年寄制」は、従来の「出頭人体制」を止揚したとしている（山本前掲論文、一九八七年、四

27 「部分城郭」。

28 「部分城郭」。

29 『細川』七一六四九号、「部分城郭」。

30 「部分城郭」。

31 「部分城郭」。

32 『細川家』十四一三三八二号、「部分城郭」。

33 『細川家』十三一〇四九号。

34 美和信夫氏は、最初の「大老」として、利勝・忠勝を認定している（美和信夫「江戸幕府大老就任者に関する考察」『駒沢大学紀要』二六卷、一九七八年。のちに同氏著『江戸幕府職制の基礎的研究』広地学園出版部、一九九一年に採録）。

35 ただし藤井讓治氏は、元和四年から元禄十四年までの城郭普請許可の老中奉書六十三通を一覧表で挙げられ、その三十番目で「部分御旧記」にみるこの奉書の内容を示しているが、内容そのものの掲載はされていない（藤井讓治「大名城郭普請許可制について」『人文学報』六六、京都大学人文科学研究所、一九九〇年。のちに同名の論文として同氏『幕藩領主の権力構造』岩波書店、二〇〇二年に掲載）。また白峰旬氏は藤井氏の一覧に加筆する形で多くの普請許可の老中奉書を紹介しているが、この奉書の内容の掲載はない（白峰旬『日本近世城郭史の研究』校倉書房、一九九八年）。

36 「部分城郭」。この前書きに「三齋公江御老中より之御状」とある。またこの奉書が『綿考輯録』（第三卷、出水叢書三、一九八九年、二九三頁）にもありその前書きに「御老中より之御令書」とある。

ただ【史料十四】にある「被築直度の旨、示預之趣得其意候」の部分は、『綿考輯録』では「被築直度の旨舟預之趣得其意候（傍線部は著者による）」となっており明らかに誤読である。この史料が今まで利用されなかったのはこの誤読のためかもしれない。

37 高木昭作「近世史研究にも古文書学は必要である」『中世・近世の国家と社会』（永原慶二・稲垣泰彦・山口啓二編）東京大学出版会一九八六年。

38 山本博文「近世初期の老中発給文書と月番制」『東京大学史料編纂所研究紀要』第二号、一九九三年、五八頁）。

39 白峰旬『豊臣の城・徳川の城―戦争・政治と城郭』校倉書房二〇〇三年、二四七―二四八頁。

40 「御年譜 忠利公六、十三」細川家史料。『綿考輯録』（第六卷、出水叢書六、一九九〇年、三三二頁）。細川家史料にはこの奉書の原文書が確認できる。

41 「部分城郭」。

42 「部分城郭」、『綿考輯録』（第六卷、出水叢書六、一九九〇年、三三二―三三三頁）。

43 『寛政重修諸家譜』第十、四一―頁。

44 『寛政重修諸家譜』第五、二五〇頁。

45 寛永十六年（一六三九）九月二日付の酒井忠勝宛の「光尚様御直筆之口上書之控」には、「稲葉丹後守殿存生之時、越中ニ被 仰渡候ハ、熊本之儀ハ居城之事ニ候間、勝手よく越中心俣ニ普請なども可申付候、八代之儀者はしるの儀ニ候へハ、普請など仕事不入之由 上様御内意之由ニテ丹後殿越中へ被 仰聞候（光尚様御直筆之口上書之控、八月卅日ニ讚岐殿へ私参申候口上之覚）部分御旧記 御書附并御書部」『熊本県史料』近世編第一、一九六五年、三〇二―三〇三頁。「寛永十六年九月二日、光利（光尚）君御直筆之御口上書之控、八月卅日ニ酒井讚岐殿へ私参申候口上覚」『御年譜』細川家史料。「部分御旧記 城郭部」細川家史料。『綿考輯録』第六卷 忠利公（下）、二八七頁）などにこの口上書の記載あり」とあることから、家光は忠利に関して、は「勝手よく越中心俣ニ普請なども可申付候」と驚くほど寛容であるが、忠興についてはそうでないことが理解できる。つまりこのことを忠勝は認識していたために忠利宛と忠興宛の書状の表記を違えて書いた可能性がある。

46 山本氏は本状について、酒井忠勝が寛永十五年十一月七日に土井利勝とともに今までの御用を赦免され、朔日・十五日とその他は召したときにだけ登城するように命じられていながら、以前として諸大名に対して「奉書」に近い書状を発給しているとしている（山本前掲論文、一九九三年、五五頁）。また、武家諸法度改正が改正される寛永十二年以前の熊本城普請許可については、すでに山本氏が寛永十一年三月十七日付けの内願書を用意（案）翌日年寄衆へ「物語」したところ迅速に対応されたことについて、年寄の合議を経ずして上意による決定があったことを述べている（山本前掲論文、一九九三年、四八〜四九頁）。

47 山本前掲論文、一九八七年、四七頁。

48 山本前掲論文、一九九三年、五五頁。

49 一方、一紙の書状に著された年寄衆の堀田正盛は次の様な返書を送っている（「部分城郭」）。

「貴礼致拜見候、然者、其元去十三日より十六日迄大雨降申候故、八代之本丸北かわの石垣押出し、并熊本之本丸高石垣もふくれ申候段、委細被仰越令得其意候、御老中より具被仰入候条、御報不能詳候、猶追而可得御意候、恐惶謹言

堀田加賀守

九月五日

正盛判

細川越中守様

貴報」

本状に「御老中より具被仰入候条、御報不能詳候」とあり、忠勝の書状と異なり具体的な指示を避けているように感じる。つまり、正盛の対応こそが老中制度を遵守する行為であって、忠勝の対応とは両極である。ここに出頭人としての正盛と、「大老」としての

忠勝の役割の違いをみる事ができる。

50 「大老」となった酒井忠勝の動向について、將軍家光代に限らず次の家綱代に酒井忠清と連署で加判が見える。寛永十六年七月五日と十七年のかれうた船渡海禁止の奉書までしか加判が見えない土井利勝（寛永二十一年死去）とは異なる。つまり大老が扱う「大政」に関することには忠勝の存在があった（大野端男「老中奉書と老中制度」大野編『史料が語る日本の近世』吉川弘文館、二〇〇二年、一七〇〜一七三頁）ことは重要である。

51 山本前掲論文、一九九三年、五七頁。

52 酒井忠勝が細川忠利の「取次」であったことは、細川光尚が領地の返還を申し出た書状に「尚以、越中守時より御兩人御取次故、如此二御座候」とあることから明らかである。

53 山本前掲論文、一九九三年、五四頁。

54 山本博文「家康の『公儀』への一視点」『歴史学研究』第五三〇号。

55 小池進氏は、永井直清が江戸の参勤の時期を尋ねたことに対する寛永十六年六月七日酒井忠勝の返書（『永井家文書』『高槻市史』第四卷1、二七号文書）の中で、「御老中へ一おう御うかゝ候て、各々指図次第二可被及候」と「御老中」への打診を報じているが、具体的な指示をしていることを指摘している（小池進『江戸幕府直轄軍団の形成』吉川弘文館、二〇〇一年、二九一〜二九四頁）。これは【史料十六・十七】に「私存旨二御座候」といながらも、具体的な指示を行っていることと同じである。

56 山本博文「新発見の小浜酒井家文書」『東京大学史料編纂所研究紀要』第七号、一九九七年。

57 山本氏はこれについて、「寛永十五年十一月の老中制成立以降も、老中を赦された酒井忠勝が諸大名への取次役として従来通りの活動をしており、以前として、依然として年寄の地位を占めている」としている（山本前掲論文、一九九三年、五八頁）。

58 忠勝の棚上げ人事については、朝尾直弘氏が「ついで、土井利勝・

— 酒井忠勝が連署を免ぜられ、大老に棚上げされた」としている（『將軍政治の権力構造』『岩波講座日本歴史』十近世二、一九七五年、五七頁）。外にも辻達也氏（『寛永期の幕府政治に関する若干の考察』『横浜市立大学論叢』第二四卷、三号、一九七三年、五七頁）や、北原彰男氏（『家光政権の確立をめぐる』『歴史地理』九十一卷二・三号、一九六五・六六年、その後『論集日本歴史七幕反体制』I、有精堂、一九七三年、一一八頁に再掲載）が同様の見解を述べている。しかし、前述したように（注51参照）、利勝と忠勝の両者は、少なくとも寛永十六年までは加判している（小池前掲書、二八四頁）。特に、忠勝は將軍家綱の段階でも加判を行っておりその存在は特異であった。

<sup>59</sup> 山本前掲論文、一九九七年。藤井讓治「大老酒井忠勝と將軍徳川家光」『酒井忠勝と小浜藩矢来屋敷』新宿歴史博物館、二〇一〇年（『近世史小論集—古文書と共に—』、思文閣出版、二〇一二年に所収、四〇三—四〇五頁）。

<sup>60</sup> 山本前掲論文、一九八七年、四七頁。

<sup>61</sup> 小池進氏は「出頭人」について、「老中や若年寄といった役職は、この出頭人政治の否定のうえに形成されていたが、幕府統治機構の頂点に將軍という個人人格を置く限り、出頭人は再生産されることが多分にあった（『日本歴史大事典』小学館、二〇〇〇年）」としている。

<sup>62</sup> 山本氏は、酒井忠勝の八代城普請に関する具体的な指示書【史料十七】を忠利が「御老中より之御差図可任旨被仰越候如 御奉書」（『細川』一三一—一〇六二号）と「奉書」と著していることに触れている（山本前掲論文、一九九三年、五五頁）。ということは、【史料十七】にみるような忠勝の指示書を、忠利は具体的な普請許可と認識していることになる。

<sup>63</sup> 藤野保「成立期江戸幕府の政治構造」『日本封建制と幕藩体制』塙書房、一九八三年。「老臣会議」という呼称について山本博文氏は、正保期に對外関係の緊張などから、家光が老臣を招集して「密和」

— を行っていることから「御前会議」というべきであるとしている（山本博文『寛永時代』吉川弘文館、一九八九年）。

<sup>64</sup> 山本前掲論文、一九八七年。山本氏は、『江戸幕府日記』の正保二年（一六四五）二月六日の記事を例にして、家光が、年寄衆の井伊直孝・酒井忠勝・松平信綱・阿部忠秋・阿部重次だけではなく、島原城主高力忠房、大目付井上政重を加えた幕府首脳による「密談」をおこなったことを指摘している。また、このような「密談」には外様大名の島津光久も加わっていることもあった。

「権力 (power) は、ただたんに行為するだけでなく「他者と」一致して行為する人間の能力に対応する。権力はけっして個人の性質ではない。それは集団に属するものであり、集団が集団として維持されているかぎりにおいてのみ存在しつづける。われわれは、だれかが「権力の座について」いるとき、それは実際のところ、かれがある一定の数の人からかれらに代わって行為する機能を与えられていることを指しているのである」

これは、ユダヤ人政治哲学者、ハンナ・アーレント (Hannah Arendt, 1906～75) の言葉である。この中でアーレントは、権力は決して Force ではなく、Force と権力の矛盾を指摘し、権力は自発的な協力関係のみにより生まれることを主張している。

本論の課題は、人はいかなる手段より、人を支配できるかというメカニズムについて初幕幕藩体制期を中心として探求することである。関ヶ原の戦いを制し主公となる徳川氏が、実際に権限をどのように掌握するのか、またその権力の掌握とは何かという疑問に基づくものである。この内容について、幕府政治体制の中心となる老中体制とその要となる出頭人を中心として検証してきた。

また、このような課題の中で、権力を掌握するとはいかなることに基づくのかを考察している。徳川幕府は、大名たちに自己の立場を認識させるためには、かれらに幕府の立場を周知させる必要があった。これについては、幕藩間のコミュニケーションが必要不可欠

で、その中心的な媒介となったのが文書である。つまり、権力者の意志は、文書により伝達されるものが多いということである。

文書のやりとりこそが、授受者間の社会的関係を最も具体的に表すものである。これについて、本論は、初幕幕藩体制の中で幕府が発給する奉書を中心とした文書が、どのようなプロセスにより発給され、それはどのような政治的過程を経て大名に伝達されたか、また徳川幕府の権力は文書を介することでいかに創出されたかという疑問を、老中体制の成立を基軸においてその特質にアプローチしたものである。

本論に関する概要と結論のおおよそは、既に序章で述べている。しかし、ここでは若干の重複はあるが論旨を概観したい。

序章では、本論のテーマとなる江戸幕府の意思を伝達する手段の一つである「奉書」が、中世におけるそれと異なり書状形式であるということに触れて、近世古文書学の中での位置づけを行っている。単純な疑問としては、「書状」形式である「奉書」を受け取った大名たちは、どのように瞬時に峻別していたのかということである。これについて、山本博文氏が、書状と奉書を見分けるのは宛名が「様」か「殿」かの一点だけであると主張<sup>2</sup>したように、受け取り側の大名たちは幕府からの文書が「奉書」であることを一瞬で判断できたのである。また、そうでなければ「奉書」の存在も意味がないものである。本論で定義した「出頭人奉書」「上方衆奉書」や島原に派遣された上使衆より出された「上方衆奉書」についての判断は、山本氏の説を継承している。

また、対象の時代となる初期幕藩体制を、老中制の成立を中心とした藤井讓治『江戸幕府老中形成過程の研究』<sup>3</sup>の達成点を評価し、そこから、本論の要の一つとなる「出頭人」の存在意義と老中体制を中心に、①徳川家康・秀忠による出頭人の時代、②家光親政期に老中体制により出頭人が否定された時代、③島原の乱終了後の寛永十五年、将軍諸職直轄制が否定され老中体制が再編された時代の三段階を画期とした。それぞれの画期で幕藩間において、どのような文書のやりとりがなされたかを本論編の三部の中で述べた。

第一部「江戸幕府の奉書発給にみる『一国一城令』の伝達と効力」では、一国一城令が従来言われているような「令」ではなく、連署奉書で発給されている大原則に触れ、古文書学に基づき「奉書」が本来持っている限定的かつ時限的な性格がありながら「一国一城令」と呼ばれたことに対する批判を行っている。また、この「令」は、徳川氏と豊臣氏の二重公儀体制が完全に解消したタイミングで出されておられ、時勢を理解した各大名たちが「奉書」「内意」「外聞（情報収集）」など様々な受け取り方をしていることを明らかにした。これが、この「令」の不統一さを生み出していることも述べている。さらに、将軍秀忠によるこの奉書に、大御所家康の出頭人である本多正純・金地院崇伝がかかわっていることから、実際の「奉書」発給は将軍以外に大御所である家康も関与していることを指摘した。

また、従来からいわれている寛永十五年（一六三八）島原一揆（天草・島原の乱）後の破却も、細川家史料を中心に再分析し、それに寛永通宝の出土という考古学的な発見を追加することにより破却の

不完全さ実態を明らかにした。つまり、「一国一城令」段階で十分に破却されていない城郭の存在が指摘されるのである。

以上のことから、二重公儀体制が完全に解消した直後に出された一国一城令は、その時勢や奉書形式であるということから、不統一感を払拭できずその成果は島原一揆を経て、その実態を各大名が認識したことを論じた。

第二部「天草・島原の乱にみる幕藩間の意思伝達」では、老中月番制により出頭人体制が否定され、かつ老中が具体的に関与できない状況で、幕府の意思伝達が遠隔地にどのようになされているかを上方の政治機構を中心に分析している。

西国支配の要となる上方は、朝尾直弘「畿内における幕藩制支配」<sup>4</sup>にあるように寛永十一・十二年（一六三四・五）の規定にある老中体制の対象外であった。この上方では、京都所司代・大坂城代・大坂定番・大坂町奉行の四者で上方軍事機構を掌握していた。これを本稿では上方衆とよんでいる。

この上方衆の軍事機構が効力を発揮したのが、寛永十四年（一六四七）に勃発した島原一揆の時であった。この一揆についての上方衆の軍事指揮、特に初動について幕藩間の意思伝達をみることにより江戸幕府の支配機構の一端を明らかにしている。

本稿は、江戸と遠隔地における意思伝達のタイムラグをどのように克服するかという観点から、その中間にある上方衆の初動を中心に論述している。その中で、将軍の命令として大名に認識される「奉書」が実は老中だけではなく、上方衆からも限定的であるが発給さ

れている、いわば「上方衆奉書」の存在がある点を指摘した。また、この奉書を発給できる権限は上方衆に留まらず、遠隔地である島原に派遣された上使衆にも与えられており、現地で独自に発給された「上使衆連署奉書」呼ぶべき「奉書」があったことも取り上げている。つまり將軍の意を奉ずる「奉書」が、彼の許可を待たずして発給されるものが存在したことを明らかにした。

以上から、奉書の発給というものは、幕藩体制の初期段階、しかも有事においては武家諸法度の規定を超えない範囲で極めて柔軟性があり、このことが遠隔地における幕藩間の意思伝達のタイムラグを克服していることを論じた。

第三部「大名城郭普請許可にみる幕藩関係と政治機構」では、大名家に残った史料を積極的に利用することにより、老中奉書の発給プロセスとそれに介在する「大老」の存在を明らかにし、そこにみえる寛永十五年（一六四八）の老中体制確立後の政治体制を論じている。

これについては、山本博文「幕藩制初期の政治機構について」<sup>5</sup>のなかで「政治上幕藩間の交渉が、幕藩制において重要な事項であり、その時期の国家体制の特質を物語るものである」とある主張を継承し、具体的な史料をあげることにより考察をおこなっている。

素材となったのは、寛永十七年（一六四〇）、熊本藩主細川忠利による熊本・八代両城の普請許可申請に関する三十九通の老中奉書・書状である。この一連の史料を抽出したことにより、一つの案件に対して詳細に検証することが出来た。これにより従来の研究により

断片的にしか触れられていなかった老中奉書発給のプロセスを明らかにした。

この検証から、「大老」である酒井忠勝が取次の役割を果たしていることが理解できた。「大老」職は、従来いわれてきた寛永十五年以降の老中制の確立により立場を規定されながらも、外の権威として一般に認識されていたのである。また、このとき申請を行った細川氏は、酒井忠勝の書状でさえも「奉書」として認識している。つまり、このことを大名が認識しているからこそ取次を依頼していることが理解できる。

忠勝の存在は、老中体制を否定するものでは無く、將軍家光の強力なイニシアティブを表と内証で支える存在であり、これが実質的な大老としての「職」を意識させることにつながったといえる。

出頭人体制が老中体制へと変容する中で、幕藩間の意思伝達は同じように変容を遂げており、「奉書」を受け取る側の大名も、自己の要求に対して奉書を自ら発給させるような手続きを行っているのである。つまり、奉書というものは、幕府から与えられるものだけでは無く、大名の要望によっても与えられているといえる。

また、大名にとっても、幕府から奉書などを受け取るということ、一方では権限を主張できるといった有益性があつた。例えば「一国一城令」は、大名家内部の主従関係の統制の面からも利用可能である。「奉書」を受け取った大名は、有力家臣たちが所有していた城郭を取り上げる大義名分を持つことで、城郭を独占できたのである。

以上のことから、慶長期から寛永期にかけて、徳川家の権力は、決して大名たちを屈服させることによりあるものではないことが理解できる。つまり大名たちが、自己の安泰を得るため幕府に歩み寄ることにより、徳川家を権力者の地位に押し上げていったといえる。

—  
1 (ハンナ・アーレント『暴力について 共和国の危機』山田正行訳、二〇〇〇年)

2 山本博文「幕藩制初期の政治機構について」『日本歴史』十一月号、第四七四号、一九八七年

3 藤井讓治『江戸幕府老中形成過程の研究』校倉書房、一九九〇年。

4 朝尾直弘「畿内における幕藩制支配」『朝尾直弘著作集』第一巻、二〇〇二年。

5 山本同論文。

6 「一国一城令」について高木昭作氏は、「単に大名の武力を殺ぐというだけではなく、大名家内部の主従関係の統制の面からも評価されなければならない」としている(高木昭作「江戸幕府の成立」『岩波講座 日本歴史』九、近世1、岩波書店、一九七五年、一五〇頁)。